

第4編 災害応急対策編

第4編 災害応急対策編

第1章 地震・津波災害応急対策

第1節 応急活動体制の確立

第1款 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、情報の収集・伝達その他災害応急対策等を推進するための体制を速やかに確立できるよう、災害対策本部を設置するものとする。

第1項 災害対策本部の設置

1 設置基準

市長は、市域において災害が発生又は発生するおそれのある場合は、次の基準により災害対策組織を設置するものとする。

配備体制	震度・津波注警報	活動内容等
準予備配備 (情報連絡本部)	・市内震度3かつ北部平野部震度4以上	・地震及び津波情報の収集 ・予備配備への移行準備
予備配備 (情報連絡本部)	・市内震度4 ・防災推進課長が必要と認めるとき	・地震及び気象情報の収集 ・被害情報の把握 ・警戒配備への移行準備
警戒配備 (災害警戒本部)	・市内震度5弱 ・南海トラフ地震臨時情報(調査中) ・消防団の出動を要請する必要があるとき ・総務部長が必要と認めるとき	・地震及び気象情報の収集 ・津波への警戒 ・被害情報の収集 ・防災関係機関との連絡体制の確立 ・非常配備への移行準備
非常配備 (災害対策本部)	・市内震度5強 ・大津波警報、津波警報、津波注意報 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) ・市長が必要と認めるとき	・地震及び気象情報の収集 ・津波への警戒 ・被害情報の把握 ・被害に対する応急対策の実施 ・防災関係機関との連絡体制の確立 ・特別非常配備への移行準備
特別非常配備 (災害対策本部)	・市内震度6弱以上	・災害対策本部各部業務事項の遂行 ・必要に応じ自衛隊等の派遣要請

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の編成組織及び各部の事務分掌は、「日向市災害対策本部組織編成図」及び「部の組織及び事務分掌」のとおりとし、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行う。

(1) 災害対策本部長

災害対策本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部に災害対策本部会議を置き、各部（局）長及び本部長の指示する者をもって構成し、本部長を補佐し、災害応急対策の最高意思決定機関とする。

(3) 市長の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故があるとき又は市長が欠けたときは、次の順位で職務を代理する。

第1順位	副市長
第2順位	総務部長
第3順位	防災推進課長

(4) 大規模地震時における市の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、市は資料編の様式「市町村行政機能チェックリスト」を用いて報告する。

なお、市から県へは、FAXにより報告する。

(5) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、次のとおりとする。

第1順位	災害対策本部室（市役所2階） 又は 防災推進課
第2順位	日向市消防本部
第3順位	本部長が別に定める場所

(6) 災害対策本部設置の通知及び公表

災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、速やかに関係機関に連絡するものとする。

通知及び公表先	通知及び公表の手段	担当班
本部構成員（職員）	庁内放送、防災無線、携帯メール、電話その他迅速な方法	本部班
宮崎県	災害対策支援情報システム、県防災無線、電話その他迅速な方法	本部班
日向警察署	電話、FAXその他迅速な方法	本部班
防災上重要な機関	電話、FAXその他迅速な方法	本部班
報道機関	電話、FAXその他迅速な方法	情報班
住民	市ホームページ、防災無線、広報車、報道機関、区長公民館長への電話	本部班 情報班

(7) 本部連絡員の配置

各対策部長は、所属の職員のうちから本部連絡員を指名し、災害対策本部との連絡調整を図るものとする。

(8) 防災関係機関への対応

防災関係機関に対し、必要により職員の本部への派遣を依頼する。ただし震度6弱以上の地震が発生し自動的に災害対策本部が設置される場合、防災関係機関は、本部からの連絡の有無にかかわらず自動的に本部に職員を派遣するものとする。

(9) 災害対策本部室への部外者立入り禁止措置

災害対策本部長は、災害対策の遂行上必要と認めるときは、災害対策本部室への部外者の立ち入りを禁止するものとする。

(10) 緊急連絡員の配置

勤務時間外の災害に対する初動体制の充実を図るために、災害対策本部各班に2名ずつ緊急連絡員を選任しておくものとする。緊急連絡員は、発災後すみやかに登庁できる者を選出するものとし、任務は次のとおりである。

- ① 地震発生直後において、参集職員が十分でない時点での情報収集活動
- ② 電話、防災無線等の情報連絡手段の途絶時において、使送により各種情報の伝達
- ③ 参集職員が十分な数になった時点では、災害対策本部と各部班との間の連絡調整

■ 日向市災害対策本部組織編成図

【本部長】市長 【副本部長】副市長、教育長



総務対策部	部長 総務部長 副部長 総合政策部長	本部班 総務班 人事班 財政管財班 出納班 情報班 受援班	()は班長 (防災推進課長) (総務課長) (職員課長) (財政課長) (会計課長) (総合政策課長) (総務課長補佐)
健康福祉対策部	部長 福祉部長 副部長 健康長寿部長	福祉救護班 こども対策班 医療防疫班	(福祉課長) (こども課長) (健康増進課長)
産業経済対策部	部長 商工観光部長 副部長 農林水産部長	農業畜産班 林業水産班 商工観光班	(農業畜産課長) (林業水産課長) (商工港湾課長)
市民環境対策部	部長 市民環境部長 副部長 税務課長	税務班 生活相談班 環境保全班	(税務課長) (市民課長) (環境政策課長)
上下水道対策部	部長 上下水道局長 副部長 下水道課長	水道班 下水道班	(水道課長) (下水道課長)
建設対策部	部長 建設部長 副部長 都市政策課長	土木班 1 土木班 2 建築班	(建設課長) (市街地整備課長) (建築住宅課長)
教育対策部	部長 教育部長 副部長 教育総務課長	学校教育班 生涯学習班	(学校教育課長) (生涯学習課長)
消防対策部	部長 消防長 副部長 消防次長	消防本部班 消防署班 消防団班	(警防課長・予防課長) (消防署長) (消防本部総務課長)
東郷対策部	部長 東郷地域振興課長	地域振興班	(地域振興係長)
細島支部		支部長 細島支所長	
岩脇支部		支部長 岩脇支所長	
美々津支部		支部長 美々津支所長	

■ 部の組織及び事務分掌

部 名	班 名	班 員	業 務 内 容
総務対策部	本部班	防災推進課 監査委員事務局 選挙管理委員会 事務局	①災害対策本部の運営全般に関すること。 ②災害に関する情報の分析及び通報等に関すること。 ③国、県及び防災関係機関との情報通信並びに調整に関すること。 ④自衛隊、自治体等への災害派遣要請及び受入れに関すること。 ⑤避難情報の発令に関すること。 ⑥防災行政無線に関すること。 ⑦通信途絶下の緊急連絡に関すること。 ⑧自主防災組織との連携に関すること。 ⑨支部との情報通信に関すること。
	総務班	総務課 議会事務局 ※避難所担当職員	①議会関係者との連絡調整に関すること。 ②罹災証明の発行に関すること。 ③避難所の開設、管理及び避難に関すること。 ④被災者の避難誘導に関すること。
	人事班	職員課	①職員の動員及び任務配置の調整に関すること。 ②公務災害補償その他被災職員に対する給付及び援助に関すること。
	財政管財班	財政課 資産経営課	①市有財産の保全に関すること。 ②有線、無線等通信設備の確保に関すること。 ③災害応急資機材の調達に関すること。 ④車両の借り上げ等に関すること。 ⑤緊急車両の登録に関すること。 ⑥災害対策の緊急予算及び資金調達に関すること。 ⑦仮設住宅の建設及び入居に関すること。
	出納班	会計課	①義援金、見舞金品等の保管及び管理に関すること。 ②災害時における市内各金融機関との連絡調整に関すること。
	情報班	総合政策課 秘書広報課 地域コミュニティ課 行政改革・デジタル 推進課	①災害に関する情報の収集に関すること。 ②市民への災害情報の発信(広報紙、インターネット等)に関すること。 ③被害状況の撮影及び記録に関すること。 ④報道機関に対する発表に関すること。 ⑤電算システムの復旧に関すること。 ⑥広域的な災害情報の収集及び近隣市町村との連絡調整に関すること。 ⑦自治会との連絡調整に関すること。 ⑧本部長の秘書に関すること。
	受援班	防災推進課 総務課 職員課 総合政策課 福祉課 商工港湾課 農業畜産課	①関係機関との連絡調整に関すること。 ②全体的な総括や自衛隊との連絡調整に関すること。 ③人員配置や労働安全衛生管理に関すること。 ④広域行政との連絡調整に関すること。 ⑤地域防災計画における支援物資に関すること。 ⑥商工団体、企業、運送及び港運会社との連絡調整に関すること。 ⑦農畜産物の食料要請に関すること。
健康福祉 対策部	福祉救護班	福祉課 高齢者あんしん課	①食料及び物資の調達及び配給に関すること。 ②食料等支援物資の受け入れ、仕分け、配給調整及び搬送に関すること。 ③その他物資に関すること。 ④避難行動要支援者に関すること。 ⑤災害救助法の適用に関すること。 ⑥災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関すること。 ⑦災害援護資金の貸付に関すること。 ⑧日本赤十字社との連絡調整に関すること。 ⑨ボランティアの募集、受付、登録管理及び派遣調整に関すること。
	こども対策 班	こども課 市立保育所	①保育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ②児童の安全確保に関すること。 ③災害時における児童の保健に関すること。
	医療防疫班	健康増進課 東郷診療所	①医療機関等の被災・稼働状況把握及び災害拠点病院との連絡手段の確保に関すること。 ②保健所、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。 ③応急救護所の設置及び救護対策に関すること。 ④地域医療搬送の支援及び連絡調整に関すること。 ⑤医薬品等の調達に関すること。 ⑥その他医療救護及び保健並びに公衆衛生に関すること。

部名	班名	班員	業務内容
産業経済対策部	農業畜産班	農業畜産課 ふるさと物産振興課 農業委員会事務局	①農産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ②家畜及び畜産施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ③被災農家等の災害対策に関すること。 ④農地及び農業用施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	林業水産班	林業水産課	①林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること。 ②林産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ③被災漁業者及び水産業者対策に関すること。 ④水産施設の災害対策及び被害調査に関すること。 ⑤水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	商工観光班	商工港湾課 観光交流課	①商工、港湾、運輸、交通、通信等の被害調査及び応急対策に関すること。 ②観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ③被災商工業者対策に関すること。 ④観光客への対応に関すること。
市民環境対策部	税務班	税務課 国民健康保険課	①住家等被害認定調査に関すること。 ②被災世帯名簿の作成に関すること。 ③被災世帯に係る税の減免に関すること。 ④被災者に係る納税の猶予に関すること。
	生活相談班	市民課	①市民等からの相談、要望等に関すること。 ②死亡者の埋火葬に関すること。 ③その他市民との対応に関すること。
	環境保全班	環境政策課	①被災地及び避難所のし尿処理に関すること。 ②応急仮設トイレの設置に関すること。 ③環境汚染の調査に関すること。 ④被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関すること。 ⑤廃棄物処分地の確保に関すること。 ⑥消毒活動の連絡調整に関すること。 ⑦その他環境衛生に関すること。
上下水道対策部	水道班	水道課	①上水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ②断水の状況把握に関すること。 ③応急給水に関すること。 ④飲料水及び生活用水の確保に関すること。
	下水道班	下水道課	①下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ②農業集落排水施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
建設対策部	土木班 1	建設課	①道路、橋梁、河川、堤防、砂防等の被害調査及び応急対策に関すること。 ②交通規制に関すること。 ③道路の障害物の除去に関すること。
	土木班 2	都市政策課 市街地整備課	①道路交通情報に関すること。 ②都市計画施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	建築班	建築住宅課	①被災住宅の応急危険度判定及び応急修理に関すること。 ②市営住宅の被害調査、応急対策に関すること。 ③倒壊家屋対策に関すること。
教育対策部	学校教育班	学校教育課 教育総務課 学校給食センター 市立小中学校	①教育施設や体育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。 ②児童生徒の避難及び登下校の安全確保に関すること。 ③災害時における児童生徒の保健に関すること。 ④応急教育に関すること。 ⑤被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関すること。 ⑥学校給食施設の被害状況の調査及び炊き出しに関すること。
	生涯学習班	生涯学習課 スポーツ・文化振興課 図書館	①社会教育施設や文化施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。

部 名	班 名	班 員	業 務 内 容
消防対策部	消防本部班 消防署班 消防団班	消防本部 消防署 消防団	①火災等の現場活動の実施計画に関すること。 ②消防部隊の運用に関すること。 ③避難及び救出に関すること。 ④傷病者の緊急搬送に関すること。 ⑤行方不明者の捜索に関すること。 ⑥消防団の統制及び相互応援に関すること。 ⑦自主防災組織との連携に関すること。 ⑧消防施設の災害対策及び被害調査に関すること。 ⑨消防資機材の整備に関すること。 ⑩災害気象通信業務に関すること。 ⑪火災等の原因調査に関すること。
東郷対策部	地域振興班	東郷地域振興課	①災害対策本部東郷対策部の運営全般に関すること。 ②東郷町域の情報収集及び通報連絡並びに緊急時の広報に関すること。 ③その他、関係機関との連絡調整に関すること。
細島支部		細島支所	①支部の災害情報の収集及び通報連絡並びに管理に関すること。
岩脇支部		岩脇支所	①支部の災害情報の収集及び通報連絡並びに管理に関すること。
美々津支部		美々津支所	①支部の災害情報の収集及び通報連絡並びに管理に関すること。

第2項 勤員配備体制

迅速な職員の勤員配置を行うため、職員参集基準等について定める。

1 職員参集基準

地震・津波発生時の配備体制については、次表のとおりとする。

本部	本部構成	配備	活動内容	職員の配置	基 準
情報連絡本部	本部長 防災推進課長 副本部長 防災推進課長補佐 本部員 防災推進課職員	準予備配備	①地震及び津波の情報収集 ②予備配備への移行準備	防災推進課長が指名する職員は登庁し、いつでも予備配備に移行できる体制とする。	①宮崎県北部平野部で震度4以上かつ市内で震度3の地震が発生したとき ②その他防災推進課長が必要と認めたとき
	本部長 防災推進課長 副本部長 建設課長 本部員 都市政策課長、下水道課長、水道課長、福祉課長、東郷地域振興課長 その他本部長が必要と認める課長	予備配備	①地震及び気象情報の収集 ②津波への警戒 ③被害情報の把握 ④警戒配備への移行準備	本部の指示する職員は登庁し、いつでも警戒配備に移行できる体制とする。	①市内で震度4の地震が発生したとき ②その他防災推進課長が必要と認めたとき
災害警戒本部	本部長 総務部長 副本部長 建設部長 本部員 防災推進課長、消防長、総務課長、秘書広報課長、福祉課長、都市政策課長、下水道課長、水道課長、建設課長、東郷地域振興課長、林業水産課長 その他本部長が必要と認める部課長	警戒配備	①地震及び気象情報の収集 ②津波への警戒 ③被害情報の把握 ④県・防災関係機関との連絡体制の確立 ⑤非常配備への移行準備	本部の指示する職員は配置につき、その他の職員は自宅待機する。	①市内で震度5弱の地震が発生したとき ②南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき ③消防団の出動を要請する必要があるとき ④その他総務部長が必要と認めたとき
災害対策本部	本部長 市長 副本部長 副市長、教育長 その他の組織については、「災害対策本部組織編成図」による。	非常配備	①「災害対策本部組織及び事務分掌」による。 ②特別非常配備への移行準備	各部班の長及び緊急連絡員が配置につき、その他の職員は必要に応じて配置につく。	①市内に震度5強の地震が発生したとき ②津波予報区「宮崎県」に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び同情報(巨大地震注意)が発表されたとき ④その他地震に関する災害で市長が必要と認めたとき
		特別非常配備	①「災害対策本部組織及び事務分掌」による。	全職員が配置につく。	①市内に震度6弱以上の地震が発生したとき ②地震又は津波によって甚大な被害が発生したとき ③市長が必要と認めたとき

2 職員の動員

(1) 動員の指示

市長は、災害が特に大規模で職員参集・配備基準により難いと認めるとき、又は災害応急対策の体制を確立するうえで必要があると認めるときは、職員の動員を指示するものとする。

市長は、職員参集・配備基準に基づいて体制が執られている場合においても、災害応急対策の万全を期すため必要があると認めるときは、状況に応じて動員の指示を発して体制の強化を行うものとする。

(2) 参集職員への伝達方法

- ① 職員安否確認・参集システム
- ② 職員緊急連絡網等による連絡

(3) 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の必要な情報を併せて伝達するものとする。

3 参集手段等迅速かつ確実な参集を確保するための方策

(1) 職員の登庁

職員は、動員の指示を受けた時は、定められた場所に速やかに参集するものとする。

登庁時の手段	可能な限り徒歩、自転車、バイク等による。
服 裝	応急活動に便利で安全な服装
持 参 物	職員防災ハンドブック、職員証、食料、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、応急医薬品等、その他必要と思われるもの
情 報 収 集	登庁経路での被害状況をメモし、その状況を支部又は本部総合政策対策部に報告する。携帯電話やカメラ等による映像撮影も有効である。

(2) 参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において事故等に遭遇した時は、人命の救助を第一として付近の住民に協力するとともに、消防署等へ通報するものとする。

(3) 職員の責務

職員は、速やかに登庁して的確に災害対策を遂行するという目的を達成するため、日ごろから、携行品、登庁手段等を検討するとともに、災害対策業務の研鑽に努めるものとする。

(4) 登庁できない場合の措置

職員は、やむを得ない事情により自主参集又は動員による登庁ができない場合は、その旨を所属長に報告し、事後の対応要領等について指示を受けるものとする。

4 体制確立時の報告

自主参集又は動員により災害応急対策の執務体制を確立した所属は、その状況を速やかに災害対策本部に報告の上、連携を強化して災害対策を推進するものとする。

第2款 関係機関への応援要請

市の防災関係機関のみでは対応が困難な場合、市は、「日向市大規模災害時受援計画」や、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

第1項 地方公共団体への応援要請

1 応援の要請

(1) 他市町村への要請

市長は、市の地域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎県市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

また、市長は、発災時に円滑な支援・受援を行うため、あらかじめその体制を構築するとともに、今後発生が予想される地震については、被害想定に基づいた具体的な支援・受援の方法や必要な量について検討を行う。

応援項目	<ul style="list-style-type: none">① 災害応急措置に必要な職員の派遣② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供⑤ 遺体の火葬のための施設の提供⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整⑨ その他応援のため必要な事項
------	--

(2) 県への応援要請

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援または職員派遣の斡旋を求める場合、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

応援要請時に記載する事項	<ul style="list-style-type: none">① 災害の状況② 応援（応急措置の実施）を要請する理由③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）⑥ その他必要な事項
職員派遣斡旋時に記載する事項	<ul style="list-style-type: none">① 派遣の斡旋を求める理由② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員③ 派遣を必要とする期間④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

(3) 国への応援要請

市長は、市域における災害応急対策のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

要請項目	<ul style="list-style-type: none">① 派遣を要請する理由② 派遣を要請する職員の職種別人員③ 派遣を必要とする期間④ その他職員の派遣について必要な事項
------	--

(4) 民間団体への応援要請

市長は、市の地域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 受援計画の発動要件

受援計画の発動要件	① 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ② 津波予報区「宮崎県」に大津波警報が発表されたとき。 ③ その他、市災害対策本部で必要と認めたとき。
-----------	--

(3) 受援体制の確保

市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資や人的支援を速やかに受け入れるために、受援体制を確保する。また、執務スペース等については、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

連絡窓口	総務対策部 受援班
物資の受入拠点	日向市文化交流センター、日向市社会福祉協議会、 日向市社会福祉協議会東郷支所
地域内輸送拠点	日向市東郷公民館、日向サンパークオートキャンプ場
受援拠点	道の駅「日向」、道の駅「とうごう」

※ただし、被災した施設については、拠点として設置しない。

(4) 経費の負担

① 国又は他都道府県、市町村から市に職員派遣を受けた場合

市に派遣を受けた職員に対する災害派遣手当及び給与等経費の負担方法は、災対法施行令第18条、第19条及び日向市一般職の職員の給与に関する条例第13条の2（災害派遣手当）に定めるところによる。

② 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、事前に相互に協議して定めた方法に従う。

第2項 緊急消防援助隊の派遣要請

1 派遣の要請

市は、市内の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

応援派遣要請を必要とする災害規模	① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害 ② 災害が拡大し宮崎県内の他市町村又は宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害 ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害 ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害 ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害
------------------	--

消防機関の応援要請を行う場合は、次の事項を明らかにして、知事に対する要請は市長が行い、隣接消防機関並びに代表消防機関への要請は消防長が行うものとする。

なお、応援要請を行った消防長は、速やかに市長に報告するものとする。

応援要請内容	① 被害の概要及び要請の理由（地水利状況を含む） ② 応援部隊の種別と必要資機材等の品名と数量 ③ 日向市への進入経路及び集結場所 ④ ヘリコプター離発着場所の位置及び名称 ⑤ 応援部隊の派遣を要する期間（予定）
--------	--

2 消防機関受援体制の確立

応援部隊の受入れについては、円滑な受入れと応援部隊の最大限の活動を促すため、事前に次の措置を整えておくものとする。

- (1) 警察機関等を含む応援部隊の誘導体制の整備
- (2) 応援部隊集結場所の複数指定
- (3) 災害状況、活動方針等に関する情報提供体制の整備
- (4) 管内地図、水利地図、防災拠点施設地図の整備
- (5) 貸与可能資機材の品目と数量等の情報提供資料の整備
- (6) 野営可能箇所、燃料補給箇所、食料、宿泊施設に関する整備
- (7) 市内及び広域的な医療機関案内図の整備
- (8) ヘリコプター離発着場所の整備

3 他の消防機関への応援

他の市町村との相互応援協定における災害の発生を覚知したときは、災害の情報収集に努め、応援体制を整え、要請を受けた場合は直ちに出動し、要請地方公共団体の長の指揮下に行動する。

また、締結した相互応援協定に定められている場合には、応援要請がなくとも状況により自主的に行動する。

なお、応援出動の際には、その旨及びその結果を県知事に連絡するとともに、被災地方公共団体の負担とならないよう自給自足の応援体制をとるなど、被災状況に留意するものとする。

4 県等の応急措置の代行

(1) 県による応急措置の代行

知事は、災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施する応急措置のうち、警戒区域による立入り制限や現場の災害を受けた工作物等の除去等の権限について、その全部又は一部について市に代わって行うものとする。

(2) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行

指定行政機関の長等は、災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市が実施する応急措置のうち、現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限等についてその全部又は一部について市に代わって行うものとする。

第3項 自衛隊の災害派遣要請

市長は、地震により災害が発生し、市の組織及び防災関係機関等による対応をもってしてもなお事態の収拾ができないとき、又は事態が急迫し、緊急を要する事態にあるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣を要請するものとする。

1 派遣の要請

(1) 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

- ① 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

(2) 要請権者（要請を行うことができるもの）

自衛隊に対して災害派遣要請を行えるものは、知事、第十管区海上保安本部長、宮崎空港事務所長である（以下「知事等」という。）。

(3) 派遣要請を行う場合

災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ① 市長から派遣要請があり、知事が必要と認めた場合
- ② 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

(4) 災害派遣の活動範囲

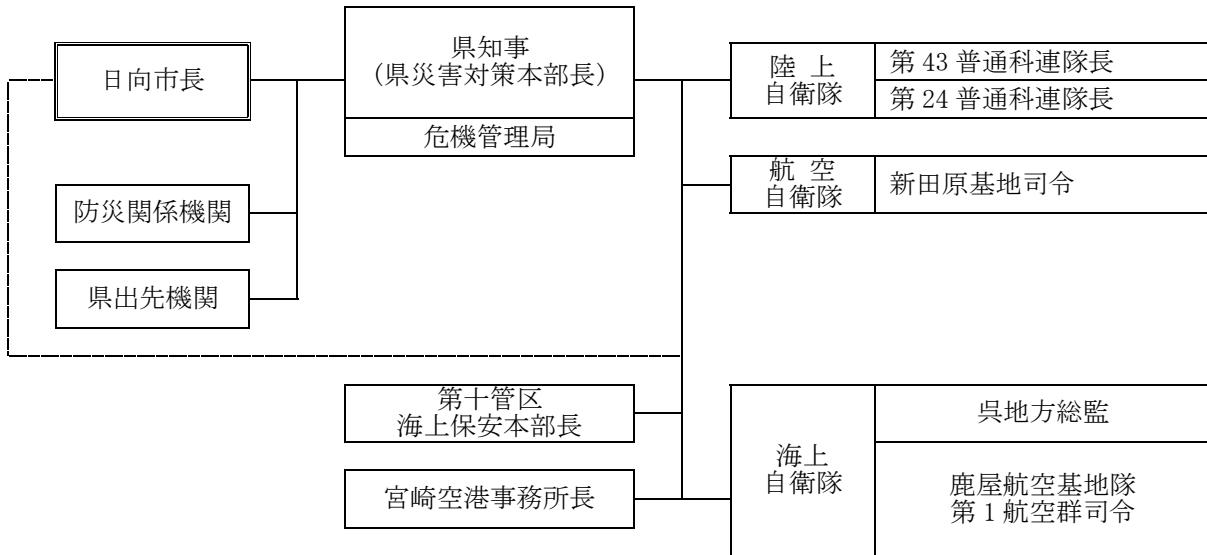
自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示す。

項目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（S.33. 総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 知事への派遣要請

市長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理局）に要求するものとする。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

＜災害派遣要請系統図＞



(6) 市長が県に依頼することができない場合の措置

市長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。この際、市長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知する。

県に依頼できない場合の災害派遣の要請先は、以下のとおりである。

■ 災害派遣の要請先

区分	あて先	所在地	電話番号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第 43 普通科連隊長	都城市久保原町	0986-23-3944
陸上自衛隊	陸上自衛隊第 24 普通科連隊長	えびの市大河平堀浦	0984-33-3904
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983-35-1121
海上自衛隊	海上自衛隊吳地方総監	吳市幸町 3 丁目	0823-22-5511

2 自衛隊受け入れ体制の確立

(1) 体制整備の連絡

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市又は関係機関の長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、派遣部隊及び市又は関係機関との連絡に当たるため、必要に応じ職員を派遣する。

(2) 受入れ側の活動

市が災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置する。

【災害派遣部隊到着前】

- ① 本部班は、自衛隊との連絡体制を確立し、派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定する。

■ 提供施設

本庁舎内連絡事務室	日向市役所4階委員会室
派遣部隊宿泊場所	牧水公園、日向市農村交流館

- ② 受班は、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。

【災害派遣部隊到着後】

- ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮者と協議すること。
- ② 派遣部隊指揮者名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告すること。

(3) ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

※緊急ヘリポート整備状況は資料編参照

(4) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、市の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定める。

- ① 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣にかかる事項に限る。）
- ② 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- ③ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- ⑤ その他の必要な経費については、事前に協議しておく。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議する。

(5) 救助活動拠点の想定

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画においては、防衛省をはじめ、警察庁や消防庁の各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う救助活動拠点について、県がすでに指定した後方支援拠点の中から本市では日向市牧水公園交流施設が候補地として指定されている。

また、県の指定した候補地が、次に示すとおり活動拠点として適切でないと判断される場合を想定し、市は日向市東郷グラウンドを救助活動拠点の候補地として指定する。

- ① 県が指定する救助活動拠点から被災地までの道路が通行不可の場合
- ② 県が指定する救助活動拠点が被災して利用が困難な場合
- ③ その他、県災害対策本部が本市と協議し、必要と判断した場合

救助活動拠点	第1候補	日向市牧水公園交流施設
	第2候補	日向市東郷グラウンド

なお、市が指定した救助活動拠点が被災して利用が困難な場合は、県災害対策本部と協議の上、直ちに代替拠点を確保するものとする。

3 派遣部隊等の撤収要請

市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼し、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を依頼するものとする。

4 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

市が災害時に航空機による援助を受けるための緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備については、資料編参照のこと。

第4項 海上保安庁の支援要請

1 支援要請

海上保安庁に支援を要請する事項は以下のとおりである。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、県及び市が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の依頼手続き

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは県に対し海上保安庁の支援について次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする機関
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

県に依頼できない場合の支援要請先は、以下のとおりである。

日向海上保安署	電話番号 54-4999
---------	--------------

第2節 警戒時の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1款 地震情報・津波警報・注意報等の発表

住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

第1項 地震情報等の発表

1 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

2 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び宮崎地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none">・宮崎県に津波警報・津波注意報発表時（遠地地震による発表時除く）・宮崎県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	<p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料</p> <ul style="list-style-type: none">・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none">・宮崎県に津波警報・津波注意報発表時・宮崎県内で震度5弱以上を観測・社会的に関心の高い地震が発生	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none">・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	<ul style="list-style-type: none">・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するため、毎月の宮崎県及び九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

3 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

区域	区域の名称	市町村名
宮崎	宮崎県北部平野部	延岡市、日向市、西都市、児湯郡の一部（高鍋町、新富町、川南町、都農町、木城町）、東臼杵郡の一部（門川町）
	宮崎県南部平野部	宮崎市、日南市、串間市、東諸県郡〔国富町、綾町〕
	宮崎県北部山沿い	児湯郡の一部（西米良村）、東臼杵郡の一部（美郷町、諸塙村、椎葉村）、西臼杵郡〔高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町〕
	宮崎県南部山沿い	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡〔三股町〕、西諸県郡〔高原町〕

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では、強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

（2）緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、全国瞬時警報システム（J—ALERT）により地方公共団体等に伝達するものとする。

市、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

（3）緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・その場で、頭を保護し、揺れに備えて身構える。 ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機などの転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、周りの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及啓発の推進

宮崎地方気象台は、県及び市町村その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では、強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがあること）や、住民及び施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

県及び市町村は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。

(5) 緊急地震速報を取り入れた訓練

国及び地方公共団体は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

4 地震情報の伝達

地震情報の伝達系統は、資料編「警報時の伝達組織及び伝達方法」参照

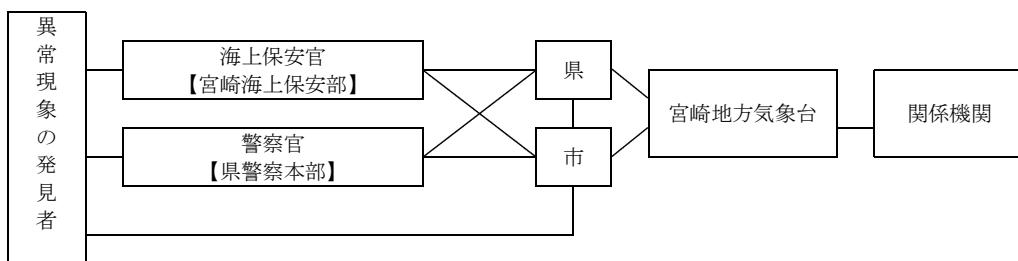
- (1) 市は、市域内に設置された計測地震計に基づく震度情報を把握する。
- (2) 市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底しうるよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

5 異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力するものとする。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は宮崎地方気象台、県（危機管理局）、その他の関係機関に通報するものとする。

■ 異常現象を発見した者の速報系統図



第2項 津波警報等・津波予報・津波情報の発表等

津波警報等は、日本の沿岸を66の津波予報区に分け、気象庁から発表される。

宮崎県沿岸は、津波予報区「宮崎県」として発表され、宮崎地方気象台を経由し、県、関係機関、市、住民へと伝達されることになる。

1 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表

する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

■ 津波警報等の種類と発表される津波の高さ^{※注等}

種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤高さ≤1m)		海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さに基づき更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

■ 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(※1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(※2) や予想される津波の高さを発表（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(※3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(※4)

(※1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(※2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■ 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

■ 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^注）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

津波情報の留意事項等

- 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・ 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

※実際に観測される津波の高さと到達時刻は、気象庁がシミュレーション結果に基づき発表する津波の高さの予想と到達予想時刻とは異なる場合がある。

気象庁は、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。一方、シミュレーションの場合はあくまで目安であるため、実際の自然現象は計算通りとなるとは限らない。

このことから、気象庁の到達予想時刻は安全サイドに立ったものであることに留意しつつ、あらゆることを想定して安全確保の手段を講じたうえで水防活動等の対応をとることと記載する。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

■ 津波情報の種類と発表内容

区域	発表基準	発表内容
宮崎県	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のための被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

2 津波警報等・津波情報伝達組織による迅速な伝達

津波の警報・注意報は危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないので、関係機関は資料編 津波警報等・津波情報伝達組織により可能な限り迅速かつ的確に津波警報等を伝達するものとする。

(1) 市は、次の津波警報等の標識による鐘音、サイレンや広報車、防災行政無線等により住民及び所在の官公署へ速やかに周知し、必要に応じ避難指示を行う。

また、津波は、地震発生から来襲まで時間的余裕がない場合があるので、関係機関からの伝達系統図のルートに関係なく最初に津波に関する情報に接したときは、直ちに住民に周知する等臨機な措置を行うものとする。

なお、住民への伝達については要配慮者にも配慮した方法を工夫し、防災計画に定めておくものとする。

■ 津波警報・注意報のサイレンパターン

放送内容	サイレンパターン・メッセージ内容		
大津波警報 (10m超又は巨大)	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒	大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波がきます。ただちに高台に避難してください。	×3回
大津波警報	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒	大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。	×3回
津波警報	5秒 6秒 5秒	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。	×3回
津波注意	10秒 2秒 10秒	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。	×3回

- ※ 気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、防災行政無線が昼夜問わず自動起動して市民の皆さんに避難を呼びかけます。
- ※ サイレンが鳴った場合は、ただちに海や川から離れ、津波避難施設等のより安全な場所へ避難してください。
- ※ 津波警報・注意報が解除されるまでは、海岸に近づかないでください。

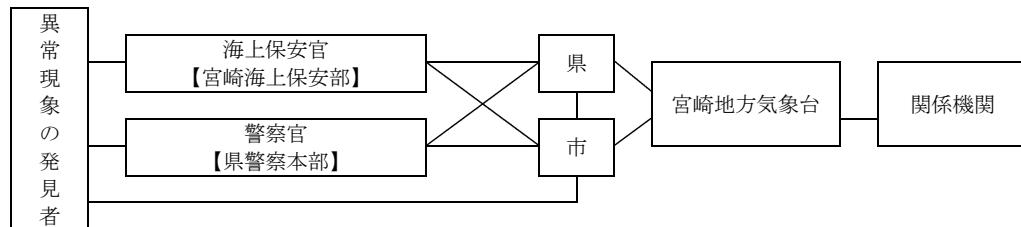
- (2) 市は、速やかな津波警報・注意報の伝達を行うため、防災行政無線の充実に努めるものとする。
- (3) 気象庁の警報事項を適時に受け取ることのできない場合の市長が、独自の観測（潮位の変化）等で津波警報を発した場合は、異常現象の発見体制にならって県を通じ宮崎地方気象台に通報するものとする。

3 津波潮位の監視

(1) 異常現象を発見した者の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、市長、警察官、海上保安官のうち通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

■ 異常現象を発見した者の速報系統図



この場合において、市長がこれを受けた場合は県知事（危機管理局）及び宮崎地方気象台へ、警察官、海上保安官がこれを受けた場合は市長及び知事へ速やかに通報するものとし、知事は速やかに宮崎地方気象台に通報し、地震及び津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼する。

(2) 水門等の閉鎖措置

避難情報が発令された場合、宮崎県との委託契約時、別に定めがある場合を除き、水門や陸こう等は閉鎖する。ただし、人力により閉鎖する必要がある水門や陸こう等については、操作者の安全確保を最優先とし、操作後の避難が困難な場合は、無理な閉鎖は行わない。

(3) 高台からの監視

市においては、潮位監視のために職員を海岸近くに配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行うものとする。

第2款 被害情報の収集・伝達

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報を迅速かつ的確に収集するものとする。

第1項 被害情報の収集

市は、関係機関と連携し、人的被害の状況、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を把握する。

1 情報収集の手段

(1) 参集職員からの情報収集 (2) テレビ・ラジオ (3) アマチュア無線家の協力 (4) 民間企業	(5) 防災ヘリ等上空からの情報 (6) インターネット等による情報 ・災害状況要約システム D-SUMM (ディーサム) ・市公式 SNS 等
---	---

2 重点的に把握すべき被害概況等

(1) 要救助者の把握 (2) 火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置) (3) 建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀)	(4) 道路、鉄道の被害(橋梁、盛土、崖崩れによる通行不能箇所) (5) 崖崩れの状況(位置、被災戸数) (6) 道路渋滞の状況
---	--

3 人的被害の集約・調整

人的被害の数(死者・行方不明者)については、一元的に集約、調整を行う。

4 孤立集落の状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市及び県、防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握する。

また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。

第2項 被害情報の報告**1 関係機関への報告****(1) 県への報告**

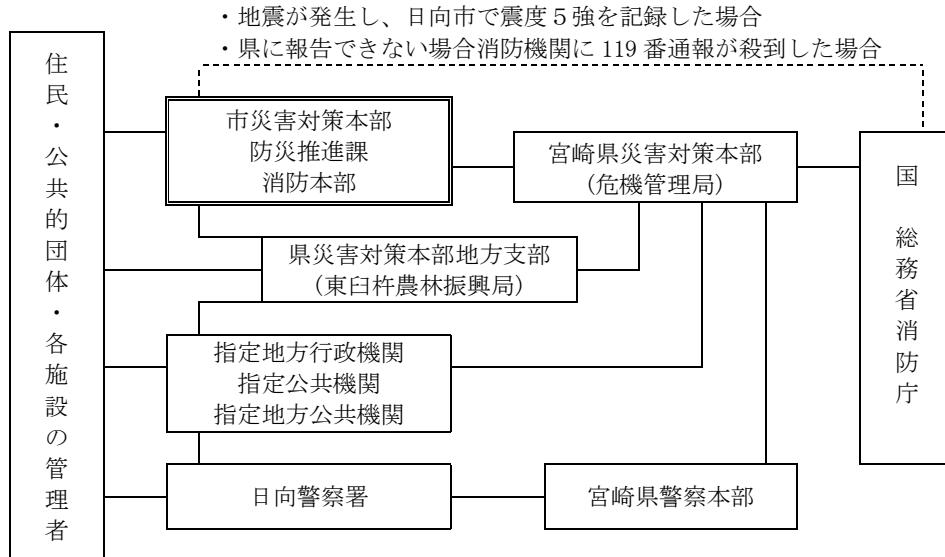
市は、下記に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県(危機管理課、東臼杵農林振興局)をはじめ関係機関に被害概況即報及び被害状況即報を報告するものとする。

- ① 市災害対策本部が設置されたとき
- ② 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大するおそれがあるとき
- ④ 震度4以上の地震が発生したとき

(2) 消防庁への直接報告

- ① 地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録したものについては、第1報を直接消防庁へ原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする（被害の有無を問わない）。
- ② 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び消防庁へ同時に報告するものとする。

■ 情報収集・伝達の流れ



2 被害情報等の伝達手段

市は次の手段により被害情報等を伝達する。

- (1) 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAXその他最も迅速かつ確実な手段を使うものとする。
- (2) 有線が途絶した場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、衛星安否確認サービス（Q－A N P I）、N T T災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- (3) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- (4) 県に報告できない場合は、直接消防庁へ報告するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき、正確な情報収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

3 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。

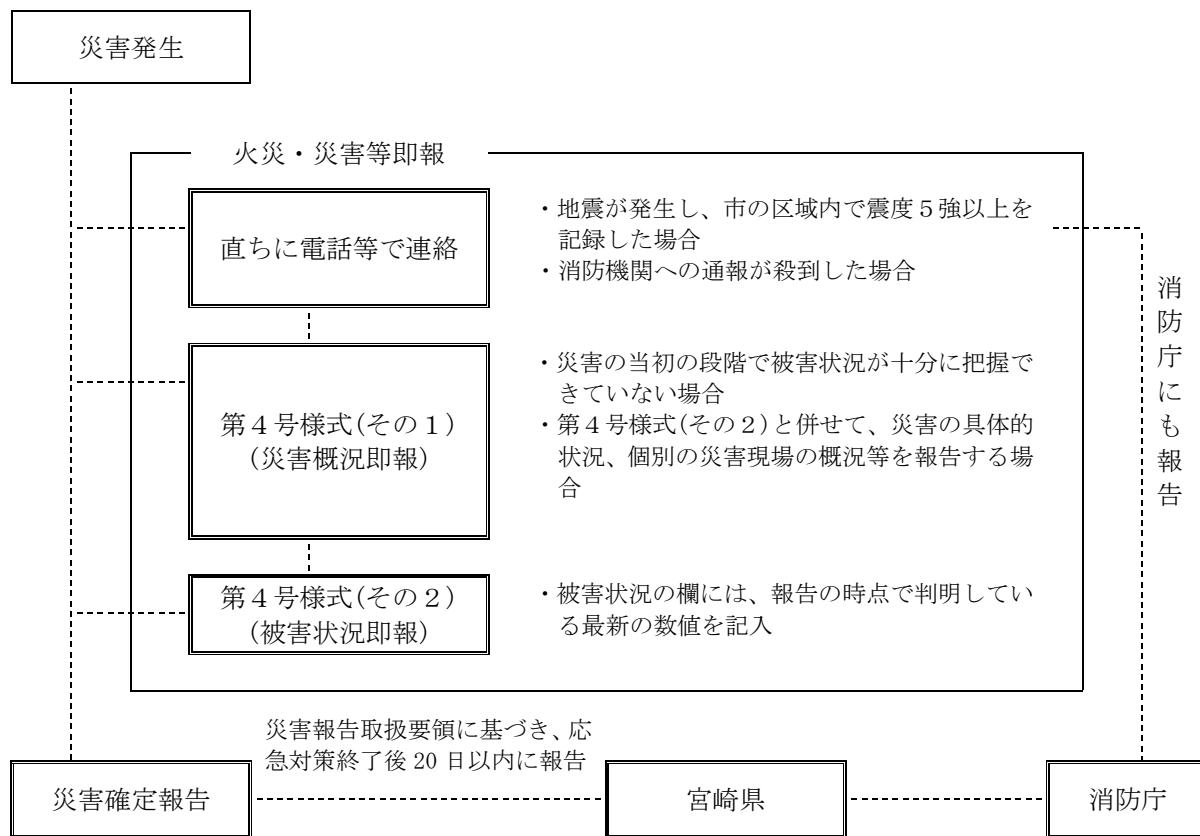
(1) 即 報

災害発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

(2) 確定報

応急対策終了後20日以内に報告

■ 事務処理フロー



■ 主要な連絡先

東臼杵農林振興局	0982-32-6134	消防庁	TEL	03-5574-0119
〃 (無線TEL)	380-330	〃	FAX	03-5574-0190
〃 (無線FAX)	380-380	〃 震災等応急室 (応急対策実施)	TEL	03-5253-7527
県危機管理局	0985-26-7064	〃 防災課 (応急対策企画ほか)	FAX	03-5253-7537
〃 (無線TEL)	2136, 2139, 2140	〃 防災課 (応急対策企画ほか)	TEL	03-5253-7525
〃 (無線FAX)	2640	〃 防災課 (応急対策企画ほか)	FAX	03-5253-7535

※ 衛星系防災電話は、101+（上記の地上系番号）

第3項 市民への広報

1 広報活動

市及び県、関係機関は、被災地の住民や地震の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買い物客等帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| ① 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等） | ⑧ 鉄道、バスの被害状況、運行状況 |
| ② 避難情報の内容 | ⑨ 救援物資、食糧、水の配布等の状況 |
| ③ 流言、飛語の防止の呼びかけ | ⑩ ごみ、し尿処理、衛生に関する情報 |
| ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ | ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況 |
| ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ | ⑫ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報 |
| ⑥ 公的な避難所（福祉避難所を含む）、救護所の開設状況 | ⑬ 臨時休校等の情報 |
| ⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況 | ⑭ ボランティア組織からの連絡 |
| | ⑮ 全般的な被害状況 |
| | ⑯ 防災関係機関が実施している対策の状況 |

2 被災地外の住民に対する広報活動

市及び県、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

① 避難情報の内容	⑤ ボランティア活動への参加の呼びかけ
② 流言、飛語の防止の呼びかけ	⑥ 全般的な被害状況
③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ	⑦ 防災関係機関が実施している対策の状況
④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ (被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)	

3 広報の方法

① 同報系防災行政無線	⑥ FAX
② 広報車等による広報	⑦ 震災ニュースの発行
③ 紙面広報	⑧ 臨時FM局の設置、運営
④ 電波広報	⑨ ヘリコプターからの広報
⑤ インターネット発信	⑩ その他(専用掲示板、語学ボランティア、相談窓口等)

4 報道機関への対応

情報班長が専任のスピークスマンとして広報事項及び災害対策上の重要な事項について発表する。

また、報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、可能な範囲で提供するものとする。

第4項 通信手段の確保

災害発生後における迅速で的確な応急対策を実施するため、多様な通信手段を確保するものとする。

1 電話回線の利用

災害時において、電話が輻輳し通話が困難な場合、応急対策等のために必要な電話による通話は、西日本電信電話㈱に登録された「災害時優先電話」によって行う。

2 無線通信の利用

電話回線の途絶や輻輳により通話が出来ない場合に、次に無線通信手段を用いる。

衛星携帯電話	迅速かつ的確な応急対策活動を行うため衛星携帯電話を利用する。
県総合情報ネットワーク 「災害対策支援情報システム」	災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中心とし、県出先機関、市町村、消防本部及び日赤、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれがある県総合情報ネットワークを活用する。
防災相互通信用無線電話	災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合に利用する。 宮崎県、県内市町村 県内消防本部及び消防署 宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所 県警本部、自衛隊、宮崎海上保安部

3 非常無線通信

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することが出来ない場合に、電波法（昭和52年法律第131号）第52条の規定に基づき、最寄りの無線局に非常無線通信を依頼する。

アマチュア無線局	必要に応じて、アマチュア無線ボランティアに協力を依頼し、災害情報の収集・伝達を行う。
----------	--

4 放送局への放送要請

市は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信が出来ない場合、あらかじめ定めた手続きにより、知事を通じて、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を放送機関に知事を通じて要請する。

NHK宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎、(株)エフエム宮崎、(株)ケーブルメディアワイワイ

5 他機関の通信設備の利用

優先利（使）用する者	通信設備設置機関	申込み窓口
知事 日向市長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 水防団長 消防機関の長	県総合情報ネットワーク	県危機管理局 農林振興局 各土木事務所
	県警察本部	県警察本部-警備第二課長 日向警察署-署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長 河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方気象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	西日本電信電話(株)	災害対策担当
	九州旅客鉄道(株)鹿児島支社	日向市駅長・情報区長
	九州電力株式会社	日向営業所 日向土木保修所 耳川水力整備事務所
	九州電力送配電株式会社	日向配電事業所
	陸上自衛隊	その都度依頼する。
	航空自衛隊	その都度依頼する。

6 孤立防止対策用衛星電話の利用

災害時、孤立することが予想される集落において通信手段を確保するため、衛星携帯電話を整備している。このため、整備した衛星携帯電話にあっては、月1回通話試験を実施することとする。

地区名	設置場所	事業者	衛星携帯電話番号
細島高々谷 細島宮の上	消防団第10部機庫	KDDI	001-010-8816-234-13911
平岩鵜毛	消防団第33部機庫	KDDI	001-010-8816-234-13912
美々津上町 美々津中町 美々津下町	まちなみ防災センター	KDDI	001-010-8816-234-13913
東郷町坪谷	坪谷公民館	KDDI	001-010-8816-234-13914

7 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

8 総合通信局の災害対策用移動通信機器の利用

市は、九州総合通信局へ災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA用無線機、衛星携帯電話）の貸出しを要請する。

9 自衛隊の通信支援

市、防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、第3章第3節第2款自衛隊派遣要請・受入体制の確保に基づき要請手続きを行う。

第3節 避難収容活動

第1款 避難誘導の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、市民に避難指示を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

第1項 避難情報の発令

1 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる次の災害について、十分な警戒を行い積極的な情報収集に努め、適切な避難情報の発令に努めるものとする。

- | | |
|---------------------|------------------|
| ・津波 | ・延焼火災 |
| ・余震による建物倒壊 | ・危険物漏えい（劇毒物、爆発物） |
| ・土砂災害（崖崩れ、地すべり、土石流） | ・その他 |
| ・地震水害（河川、海岸、ため池等） | |

2 避難情報の実施責任者

避難指示の実施責任者は、次のとおりとする。なお、知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

（災害対策基本法第60条第5項から7項）

避難指示	災害全般	市長
		警察官
		自衛官
		海上保安官
	洪 水	知事
		水防管理者
	地すべり	知事

3 避難情報の発令基準

市は、下記の基準に基づき避難指示を発令する。

種 別	基 準
避難指示	大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 ※ ただし、避難指示の対象区域が異なる。 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合 ※ 避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。 ※ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

【遠地地震の場合の避難情報の発令】

我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難情報の発令を検討する。

4 市長不在の場合

市長不在の場合の発令者は、次の順序とする。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	総務部長	防災推進課長

5 避難指示等の内容

(1) 発令者 (2) 差し迫っている具体的な危険予想 (3) 避難対象地区名	(4) 避難日時、避難先及び避難経路 (5) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等） (6) 出火防止の措置（配電盤の遮断措置等）
---	---

6 避難措置の周知

- (1) 市長以外の者が避難指示を行ったときは、法令に基づき市長及び関係機関に通知するものとする。
- (2) 市長は自ら避難指示等を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対しその周知徹底を図る。また、知事に報告するとともに、必要に応じ知事を通じて放送機関に放送を要請するものとする。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

① 関係機関への連絡

市長は、速やかに関係機関に対して連絡する。

② 住民への周知徹底

市長は、速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

第2項 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、住民の生命を守るために必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることが出来る。

災害種類	設定者	根拠法
災害全般	市長	災害対策基本法
	警察官	
	自衛官	
	知事	
	海上保安官	
火災	消防長、消防署長、消防吏員、消防団	消防法
	警察署長、警察官	
水害	消防吏員、消防団	水防法
	警察官	

2 規制の内容及び実施方法

- (1) 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- (2) 市長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第3項 避難誘導の実施

避難の指示者及び市長は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

1 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させるものとする。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ることとする。

- (1) 高齢者、乳幼児、小児、心身障がい者等の要配慮者
- (2) 防災に従事する者以外の者

2 避難者の誘導

避難者の誘導は身の安全を確保しつつ次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。

- (1) 避難に当たっては、市、消防機関、自主防災会、警察等の協力のもと、安全な経路を選定のうえ、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用して、高齢者等にも配慮しながら、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図るものとする。
- (2) 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。
- (3) 誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ、避難経路を2カ所以上選定しておくものとする。
- (4) 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。
- (5) 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、または要救出者の有無を確かめるものとする。

3 避難場所への市職員等の配置

市が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、団員を含む。）、警察官を配置する。

4 避難場所における救護等

- (1) 避難場所に配置された市職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。
 - ① 被害の状況の確認及び避難した者への情報伝達
 - ② 避難した者の掌握
 - ③ 必要な応急の救護
 - ④ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容
- (2) 市が設定した避難場所を所有又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力する。

5 避難状況の報告

- (1) 市は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接又は日向警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

- ① 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置
ウ 市等に対する要請事項
- ② 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。

避難場所名 避難者数・避難世帯数	必要な救助・保護の内容 市等に対する要請事項
---------------------	---------------------------

(2) 市は、避難状況について、県へ報告する。

第2款 避難所の開設・運営

災害によって住居等を喪失した被災者を一時的に収容保護し、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう迅速な避難所開設や適切な運営に努めるものとする。

第1項 避難所の開設と報告

1 避難所の開設

市は、避難所を開設する必要があると認められるときは、次により避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等が避難する可能性を考慮し、健康福祉担当部局と防災担当部局は、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

対象者	① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 ② 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人、ホームレスを含む） ③ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者 ・ 避難情報発令の対象者 ・ 避難情報発令の対象者ではないが、緊急に避難する必要のある者
開設場所	① あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無等安全性を確認の上、避難所を開設するものとする。 ② 避難所が不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げや、野外に天幕等を設営して避難所を開設するものとする。 ③ 災害の様相が深刻で、市内に避難所を開設することができない場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や建物又は土地を借り上げて避難所を開設するものとする。 ④ 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し生活相談員等を配置する。要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所に避難させるものとする。
設置期間	① 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは逐次開設数を整理縮小すること。 ② 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。 ③ 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設をすすめること。 ④ 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、国の承認を必要とするため、県と協議すること。

2 県への報告

市は避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告すること。この場合の報告事項は、概ね次のとおりである。

- ・ 避難所の開設の日時及び場所
- ・ 開設数及び収容人員
- ・ 開設見込み期間

3 県への要請

市は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合等避難所の開設運営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請すること。

4 その他

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第2項 避難所の運営

市は、次の事項に留意し避難所の適正な運営に当る。具体的な対応については、「日向市避難所運営マニュアル」に基づき行うものとする。

1 管理責任者の配置

避難所ごとに、原則として市職員の管理責任者に男女両方を配置すること。ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておくこと。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備すること。この場合、会計年度職員の雇用も考えられる。

2 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行うこと。

- (1) 避難所被災者台帳の整備
- (2) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要の把握
- (3) 必要な食品等の供給について市災害対策本部との連絡調整と、物資受払簿の整備
- (4) ボランティア組織等の支援への適切な指示 ほか

3 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、自主防災会やボランティアの協力を得て、「避難所運営マニュアル」に基づく、避難者による自主的な避難所運営に努めるものとする。

- (1) 避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援する。
- (2) 班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃等）が片方の性に偏る等、性別や年齢等に役割が固定化されないよう、班の責任者に男女両方の配置について配慮する。

4 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応すること。

- (1) 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布すること。
- (2) 感染症対策を踏まえたレイアウト等の必要な措置を講じるとともに、開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて設備や備品を整備し、プライバシーの確保や生活環境の向上に努めるとともに、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努める。バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合には、避難行動要支援者が利用しやすいよう、速やかに障がい者トイレ、スロープ等の仮設に努めること。
- (4) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに必要な電気容量を確保すること。
- (5) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保すること。
- (6) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等に配慮し、避難所における安全確保等、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努める。
- (7) 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努めること。

5 指定避難所以外の被災者への支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

6 帰宅困難者への支援

交通機関等の停止による帰宅困難者に対しては、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、道路や鉄道等の交通に関する情報の迅速な提供を行う。

また、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るものとする。

第3項 避難所生活環境の向上

1 衛生環境の維持

市は、要配慮者等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

2 清潔保持に必要な知識の普及

市は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持にすること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

第4項 健康管理

1 被災者の健康状態の把握

- (1) 市は、医師、保健師及び栄養士等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

- (2) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。
- (3) 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

2 被災者の精神状態の把握

- (1) 県が保健所に設置する心の相談所において、被災者及び支援者に対するカウンセリング等継続的な対応を行うとともに、市は県と共に広報活動により被災者に周知徹底する。
- (2) 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- (3) 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

3 継続的要援助者のリストアップ

市は、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

4 関係機関との連携の強化

市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

第3款 被災者の把握

避難所の開設に伴う避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の建設、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うために、被災者の状況の把握に努めるものとする。

第1項 避難者、在宅被災者の把握

1 避難者の状況把握

市は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握するものとする。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用すること。

登録事項	(1) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
	(2) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
	(3) 親族の連絡先
	(4) 住家被害の状況や人的被害の状況
	(5) 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
	(6) 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
	(7) 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
	(8) その他、必要とする項目

登録の方法	事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録すること。 ※ 避難所運営マニュアル参照
登録結果の活用	登録された状況は、個人情報の管理を徹底した上で、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。 ※ 避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。
登録結果の報告	登録の結果は、日々、市の災害対策本部に集約する。災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

2 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握すること。

第2項 被災認定

市は、被災認定を災害救助法の適用基準により行う。

第4款 要配慮者への配慮

要配慮者に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、きめ細かな対策が必要である。自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を講ずる。

特に、要配慮者のうち災害発生時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の実施計画に記載するとおり避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、円滑な避難を行う。

第1項 要配慮者に配慮した応急対策

1 災害発生直後に必要な対策

- (1) 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行うこと。
- (2) 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所など安全な場所への速やかな避難誘導を行うこと。

2 早期に必要となる対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努めること。

(1) 一般の避難所での対策

- ① 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たること。
- ② 障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行うこと。
- ③ 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利となら

ないように介助に配慮すること。また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給すること。

- ④ 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障がい者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等等要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いること。
- ⑤ 要配慮者の介助に関して、必要に応じボランティア組織や関係団体へ協力を要請すること。
- ⑥ 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図ること。

(2) 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、(1)の対応とともに、次の事項に留意すること。

- ① 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮すること。
- ② 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。
- ③ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行うこと。

第2項 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

市は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

社会福祉施設管理者による対策は、次のとおりである。

1 救助及び避難誘導

地震防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難場所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行うこと。

2 搬送及び受入先の確保

災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行うこと。また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行うこと。

3 食料、飲料水及び生活必需品の調達

入所者等の食品、飲料水、生活必需品について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、市等に対して供給応援を要請すること。

4 介護職員等の確保

入所者等の介助等について、必要に応じて他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請すること。

5 相談窓口開設への協力

市の実施する避難所や在宅の要配慮者への相談窓口開設に協力すること。

6 その他

防災関係の厚生労働省からの各通知及び「社会福祉施設地震防災マニュアル」等により対応すること。

第3項 避難行動要支援者に対する安全確保対策

1 要員の確保

市は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努めるものとする。

2 安否確認、救助活動

市は、避難行動要支援者名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民（自主防災組織等）、福祉団体（日向市社会福祉協議会、高齢者クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

3 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握等、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の避難行動要支援者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間別に設ける等要配慮者に配慮した配布を行う。

5 保健・福祉巡回サービス

市は、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師等地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケア等各種保健・福祉サービスを実施する。

6 保健・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、必要に応じて保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

7 避難所における要配慮者に対する支援対策

(1) 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

(2) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、オムツ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

(3) 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

① 市は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援が受けられる等、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行うものとする。

② 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、市と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結するものとする。

③ 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるよう努めるものとする。

第4項 外国人に対する安全確保対策

1 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線等を活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安全の確保や救助活動を行う。

3 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌等の発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供

市及び県は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、多言語等による情報提供に努める。

4 外国人相談窓口の開設

県は、必要に応じて速やかに（公財）宮崎県国際交流協会（以下「県国際交流協会」という。）内に災害に関する外国人の相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

市においても、必要に応じて速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じる。

また、市及び県は、相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第5項 観光客に対する安全確保対策

1 安否確認の実施

職員等により調査班を編成し、観光関連事業者（宿泊施設・観光施設等）に対して観光客の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

2 避難誘導の実施

市は、県の協力を得ながら、広報車等を活用して避難施設等への速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

市及び県は、マスメディア、インターネット等を活用するとともに、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を隨時行う。

4 相談窓口の開設

必要に応じ、観光客の相談窓口を開設し相談業務を行う。

第4節 消火及び救助・救急活動

第1款 消火活動

消防機関は、相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な消防活動を実施するものとする。

第1項 消防機関による消火活動

1 火災の情報収集、伝達

(1) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

(2) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

2 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則に則りそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

多発火災への対応原則	(1) 避難場所及び避難路確保の優先
	(2) 重要地域の優先
	(3) 市街地火災消火活動の優先
	(4) 重要対象物の優先
	(5) 火災現場活動の原則

3 応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して、応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、消防庁長官へ消防組織法第44条第1項に基づく緊急消防援助隊による応援等の要請を依頼する。

4 応援隊の派遣

他市町村で大火災が起こった場合、市は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

5 応援隊との連携

他地域からの応援隊との連携をとるため、早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「宮崎県消防相互応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」「日向市消防本部受援計画」に基づいて行う。

6 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

第2項 住民、自主防災組織、事業所による消火活動

1 住民の活動

火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはポンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。
救助・救急活動	自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要なので、積極的に行うよう努める。

2 自主防災組織の活動

- (1) 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。
- (2) 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。
- (3) 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

3 事業所（研究室、実験室を含む）の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ① 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- ② 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ① 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- ② 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- ③ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第2款 救助・救急活動

地震災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急活動を実施する。

第1項 情報収集・伝達

1 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

2 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

第2項 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

- 1 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- 2 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

第3項 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

第4項 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

第5項 後方医療機関への搬送

- 1 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
- 2 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、健康福祉対策部医療防疫班や救急隊等に対して情報伝達する。

第6項 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、前款「消火活動」の内容による。

第7項 住民、自主防災組織、事業所等による救助活動

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

- 1 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- 2 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- 3 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
- 4 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救助を図る。
- 5 救助活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

第5節 医療救護活動

第1款 医療機関による医療救護活動

発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間）においては、限られた医療資源等を最大限に活用しながら一人でも多くの命を救うための活動を行うものとし、急性期（3日目～1週間程度）、亜急性期（1週間～1ヶ月程度）以降においては、各医療圏の医療ニーズ等を十分に把握する等、関係機関等が連携して被災者の支援に万全を期するものとする。

第1項 災害救助法に基づく措置

医療救護は、災害救助法（以下「救助法」という。）が適用された場合、救助法に基づき実施する。

市は、救助法施行令第17条第1項による知事からの通知があった場合には、当該事務の内容を当該期間実施するものとする。

通知のあった事務を除くほか、市は、県が行う救助を補助するものとする。

なお、救助法が適用されない場合も、救助法に準じて実施する。

救助法による医療及び助産の実施基準は、資料編のとおりとする。

第2項 医療救護体制の確保

1 医療救護班の編成

市（医療防疫班）は、日向市東臼杵郡医師会、日本赤十字社宮崎県支部等に対して、医師、看護師、その他医療関係者の出動等を要請し、医療救護班を編成して、医療救護活動にあたる。

【医療救護班の編成基準】

医師 1人	看護師等 2人	事務担当者 2人
-------	---------	----------

2 医療機関の動員計画

医療防疫班は、県、日赤、医師会等医療関係団体に対し、医療救護の協力要請を行う。

(1) 県への要請

本部長は、市において医療救護活動が困難な場合、県知事に対して医療救護班の派遣を要請する。要請する場合は、次の事項を明らかにして行う。

【県への派遣要請時に必要な事項】

- 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等ごとの医師、看護師数）
- 必要とする医療救護班数
- 派遣場所
- 救護期間
- 災害の種類・原因等その他事項

(2) 民間への協力依頼

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における住民の通報連絡、傷病者の移送等について、十分な協力が得られるよう各機関の連携を図る。

(3) 災害拠点病院

県が指定する災害拠点病院をはじめ、医師会、薬剤師会、消防本部等との関係機関と連携し、医療救護体制を確立する。

【災害拠点病院】

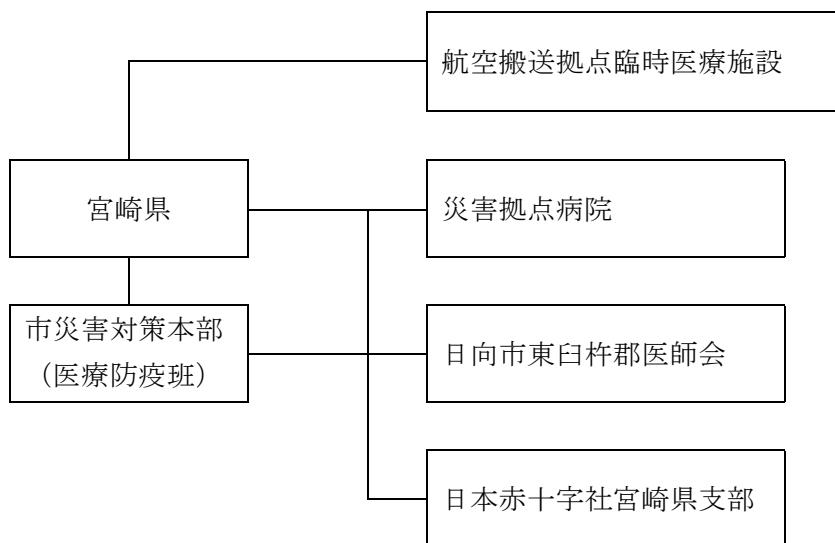
種 別	二次医療圏名	医療機関名	電話番号
地域災害拠点病院 (地域災害医療センター)	日向入郷	千代田病院	0982-52-7111
		和田病院	0982-52-0011
		日向病院	0982-63-1321
基幹災害拠点病院 (基幹災害医療センター)	県内全医療圏	県立延岡病院	0982-32-6181
		県立宮崎病院	0985-24-4181
		宮崎大学医学部附属病院	0985-85-1510

(4) 航空搬送拠点臨時医療施設 (S C U) 候補地

災害時に航空機での患者搬送に際し、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、県が設置する。

県北地域…九州医療科学大学

【医療救護活動の要請】



3 救護所の設置

医療防疫班は、医師会、薬剤師会等医療関係団体との連携により、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設又は適当な地点に応急救護所を設けるとともに、学校・公民館等に救護所を設置し、救護所に必要とする資機材の設置等を行う。

【救護所設置場所】

- ・被災者の避難収容所
- ・被災地の中心地
- ・被災地周辺の医療施設
- ・その他適当と思われる地点

第3項 医療救護活動

医療救護班は次のような救護活動を行う。

活動内容	① 傷病度合による選別等（トリアージ） ② 医療救護 ③ 助産救護 ④ 死亡確認 ⑤ 死体検案
活動場所	医療救護班は、市長又は委任を受けた日向市東臼杵郡医師会が設置する医療救護所において医療救護活動を実施する。
装備	医療救護班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとするが、調達不能又は不足の場合は、県・周辺市町村等の協力を得て補給する。

第4項 保健・医療対策

1 重症度の判定（トリアージタグ）

医療救護班の医師は、傷病者を次の4段階に区分し、それぞれの救命措置、応急措置を行うものとする。

順位	分類	識別色	負傷者等の状況
第1順位	重症	赤色（I）	直ちに処置を行えば救命が可能な者
第2順位	中等症	黄色（II）	多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 基本的にはバイタルサインが安定している者
第3順位	軽症	緑色（III）	上記以外の軽易な傷病でほとんど専門医の治療を必要としない者
第4順位	死亡	黒色（O）	既に死亡している又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者

※ トリアージとは、多数の負傷者が同時に発生した場合、負傷者の緊急性や重症度に応じて分類し、治療や搬送の優先順位を決めるることをいう。

※ 限られたスタッフ・医薬品等の医療機能を最大限に活用し、可能な限り多数の負傷者の治療を行うため、災害規模等によりトリアージの運用は変更される。

2 特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や難病患者等へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

人工透析・難病患者・精神障がい者等の対応	医療防疫班は、災害によって最寄りの医療機関で必要な医療を受けることが不可能となった患者が発生した場合、医師会や他の医療機関と連絡調整し、人工透析等を円滑に受けることができるよう努める。
精神保健対策	医療防疫班は、災害後のP T S D（心的外傷後ストレス障がい）等の精神的不安に対する対応を行う。

3 保健活動

医療防疫班は、災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策として、保健師及び栄養士等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施するとともに、こころのケアに対する相談・啓発を行う。

第5項 指定避難所の巡回

避難生活が長期にわたる場合は、指定避難所における感染症の予防、その他精神保健等を目的として、医師、薬剤師、看護師等による巡回診療を行う。

医療防疫班は、巡回のために次の事項を行う。

【指定避難所の巡回】

- 巡回計画の作成
- 医師会等への連絡
- 指定避難所への巡回診療の広報

第6項 医療機関等への応援要請

1 医療施設の確保

受援班は、医療救護班又は市内の病院、診療所等での処置が困難な場合には、県及び隣接市町村等の協力を得て、最寄りの医療機関に協力を要請し、収容施設を確保する。

2 医薬品等の確保

医薬品、医療資機材、血液等については、当面保有する医薬品や備蓄の物を活用し対応するものとし、医薬品等が不足する場合は本部長へ補給要請する。

要請を受けた本部長は、薬剤師会を供給窓口とし確保に努めるとともに、必要に応じて知事に補給要請する。

第2款 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関と連携し、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

第1項 傷病者の搬送

消防機関の救急車で対応するが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、病院所有の救急車、自家用車等の活用を図るものとする。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

被災地域内の医療機関で対応が困難な重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）候補地：九州医療科学大学までの搬送体制の確保を図るものとする。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮するものとする。

第2項 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

第3項 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

第4項 医療情報の確保等

県、市、医療機関、消防機関等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、EMIS（広域災害救急医療情報システム）等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

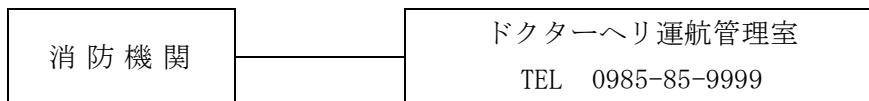
また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒步、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

【県防災救急ヘリの出動要請】 資料編参照



県防災救急ヘリ出動要請の場合は、市長から県防災救急センター所長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、消防機関等の現場の職員からでも、要請を行うことができる。

【県ドクターへリの出動要請】

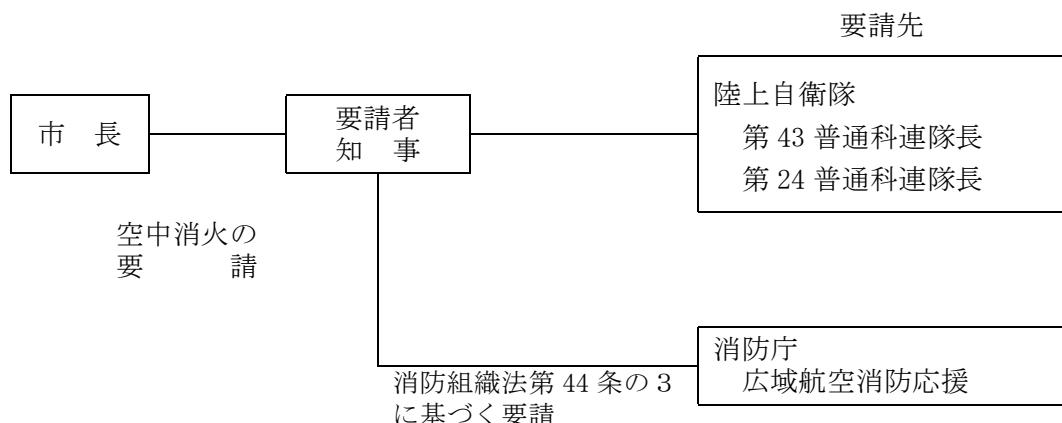


県ドクターへリの出動要請の場合は、消防機関からドクターへリ運航管理室に行う。

■ ドクターへリ出動要請基準

- (1) 生命に危険が切迫しているほか、その可能性が疑われるとき。
- (2) 重症患者であって、搬送に長時間を要することが予想されるとき。
- (3) 特殊救急疾患の患者（重症熱傷、多発外傷、四肢切断等）で搬送時間の短縮を特に図るとき。
- (4) 救急現場で、緊急診断処置に医師を必要とするとき。

【自衛隊及び関係機関への要請】



自衛隊ヘリ等の出動要請の場合は、市長から県（危機管理局）に対して、市長自身か、市長の意志を直接伝達し得る立場の者（副市長、総務部長又は消防長）とする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保と緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要なことから、被害状況、緊急性度、重要度等を考慮の上、緊急輸送機器及び要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。

第1項 輸送に当たっての配慮事項

- 1 交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をするものとする。
- 2 緊急輸送は、次の優先順位に従って行うことを原則とする。
 - (1) 人命の救助、安全の確保
 - (2) 被害の拡大防止
 - (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2項 災害発生後の各段階において優先されるもの

第1段階 (災害直後の初動期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材 (3) 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (4) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 (5) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 (6) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 (7) ヘリコプター等の燃料
第2段階 (応急対策活動期)	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階 (復旧活動期)	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員、物資 (3) 生活用品 (4) 郵便物 (5) 廃棄物の搬出

第3項 市の緊急輸送

- 1 市が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。
- 2 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- 3 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。
- 4 市は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

第2款 道路輸送体制の確保

緊急輸送の円滑な実施を図るため、交通の確保、輸送手段及び輸送拠点施設の確保等について定める。

第1項 交通の規制

災害時における交通の規制は、次の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に協力し、り災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

1 道路法に基づく規制（道路管理者）

道路管理者は、次のとおり交通規制を実施する。市道については、土木班が交通規制を実施し、警察署にその旨を報告する。

交通規制の目的	施設構造の保全、交通の危険防止
規制内容	禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置する。
根拠法令	道路法第46条（道路管理者）

2 道路交通法に基づく規制（県公安委員会、警察本部）

交通規制の目的	交通の危険防止、交通の安全確保
規制内容	歩行者又は車両の通行を禁止
根拠法令	道路交通法第4条（公安委員会） 道路交通法第5条（警察署長）

3 災害対策基本法に基づく規制（県公安委員会）

交通規制の目的	緊急通行の確保
規制内容	緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限
根拠法令	災害対策基本法第76条第1項

第2項 緊急輸送ルートの啓開

1 道路情報の共有

市は、緊急輸送ルート及び緊急輸送地域ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間にに対する迂回ルート等の情報を関係機関と共有する。

2 道路の啓開活動

道路管理者は、必要に応じて、緊急通行車両等の通行を確保するために区間を指定し、車両の移動措置や道路啓開を行う。

緊急輸送ルートから防災拠点や災害拠点病院等重要な拠点へのアクセスについては、道路管理者が、最優先啓開ルートから必要な啓開を速やかに行う。

■ 防災拠点と緊急輸送ルート

防災拠点	道路管理者	路線名	区間
○救助活動拠点 牧水公園交流施設	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	延岡河川国道事務所	国道 10 号	お倉ヶ浜交差点～新生町交差点
	日向土木事務所	国道 327 号	新生町交差点～鶴野内交差点
	日向土木事務所	国道 446 号	鶴野内交差点～牧水公園交流施設
○海上輸送拠点 細島港	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	日向土木事務所	(県) 日知屋財光寺線	お倉ヶ浜交差点～竹島入口交差点
	北部港湾事務所	臨港道路 白浜線	白浜地区公共埠頭～竹島入口交差点
	北部港湾事務所	臨港道路 竹島線	白浜地区公共埠頭～白浜線
○油槽所 東西オイルターミナル	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	日向土木事務所	(県) 日知屋財光寺線	お倉ヶ浜交差点～竹島入口交差点
	北部港湾事務所	臨港道路 白浜線	竹島入口交差点～東西 OT 日向油槽所
○災害拠点病院 千代田病院	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	延岡河川国道事務所	国道 10 号	お倉ヶ浜交差点～新生町交差点
	日向土木事務所	(県) 細島港線	新生町交差点～古田深溝線との交差点
	日向市	(市) 古田深溝線	古田深溝線との交差点～千代田病院
○災害拠点病院 和田病院	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	延岡河川国道事務所	国道 10 号	お倉ヶ浜交差点～向江町交差点
	日向土木事務所	(県) 細島港日向市停車場線	向江町交差点～市道向江町 18 号線
	日向市	(市) 向江町 18 線	市道向江町 18 号線～和田病院
○災害拠点病院 日向病院	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	延岡河川国道事務所	国道 10 号	お倉ヶ浜交差点～南町南交差点
			南町南交差点～日向病院
○災害対策本部 日向市役所	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	延岡河川国道事務所	国道 10 号	お倉ヶ浜交差点～原町交差点
	日向市	(市) 草場細島通線	原町交差点～(市) 市役所線交差点
	日向市	(市) 市役所線	(市) 市役所線交差点～日向市役所
○受援拠点 道の駅「日向」	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	延岡河川国道事務所	国道 10 号	お倉ヶ浜交差点～国道 10 号交差点
	日向市	(市) 日向サンパーク線	国道 10 号交差点～道の駅「日向」
○受援拠点 道の駅「とうごう」	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	延岡河川国道事務所	国道 10 号	お倉ヶ浜交差点～新生町交差点
	日向土木事務所	国道 327 号	新生町交差点～道の駅「とうごう」
○広域物資輸送拠点 JA 椎茸流通センター ※海路による物資受入拠点	北部港湾事務所	臨港道路 竹島線	細島港～竹島線
	日向土木事務所	(県) 日知屋財光寺線	竹島入口交差点～イオン前交差点
	日向土木事務所	(県) 細島港線	細島港～新生町交差点
	日向土木事務所	国道 327 号	新生町交差点～JA 椎茸流通センター
○地域内輸送拠点 日向サンパーク	日向市	(市) 日向サンパーク線	日向サンパーク ⇒ 市内各地
	延岡河川国道事務所	国道 10 号	
○地域内輸送拠点 東郷公民館（さくら館）	日向土木事務所	国道 327 号	東郷公民館 ⇒ 市内各地
	日向土木事務所	国道 446 号	

第3項 交通規制の実施

1 警察官及び警察署長権限による交通規制の実施（発災直後）

交通規制を行う場合、発災直後の現場はパニック状態となることが予想されるため、次の事項等を総合的に判断し、被災地への流入抑制を重点に交通規制を行うものとする。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 家屋等の崩壊、火災による危険防止・ 道路損壊、橋梁の崩壊等による危険防止・ 人命救助活動等のための通行路の確保（交通規制路線との接続） | <ul style="list-style-type: none">・ 避難路の確保・ 交通渋滞緩和のための措置 |
|---|---|

■ 交通規制の範囲等

緊急交通路指定前の交通規制の範囲	交通規制路線は、県公安委員会の指定する緊急交通路の対象となるため、指定前における交通規制範囲の設定に当たっては、交通規制路線を含んだ区域或いは同路線に接続する道路を選定する。
交通規制の方法	交通規制は、原則として規制標識を掲出して行うが、急を要する場合等にあっては、現場警察官の指示で実施する。
交通規制の対象	交通規制は、被災地への流入車両を対象とし、被災地からの流出車両については原則として制限しない。また、危険防止上必要を認めるとときは、歩行者及び軽車両についても対象とするが、緊急車両等については規制から除外する。
迂回路対策	交通規制の実施に伴い、迂回路も併せて設定し、整理誘導を行う。
放置車両等の排除措置	災害対策基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないので、道路管理者と連携し各種法令を根拠に排除する。

2 災害対策基本法に基づく交通規制の実施（発災直後から4、5日ないし1週間程度）

住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火等災害応急対策を迅速に実施するため災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図る。

緊急交通路の指定	緊急交通路は、県公安委員会が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあっては、直ちに、交通規制を実施するものとする。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り替えるものとする。 (規制表示の変更)
緊急交通路の指定の周知措置	緊急交通路が指定された場合、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を一般に広く周知させるものとする。 (テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場工法等)
交通規制の方法等	緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法に基づく標識を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とする。ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしないものとする。
緊急交通路の始点及び終点における措置	緊急交通路の始点及び終点にあっては、緊急通行車両確認標章の申請手続き及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置するものとする。 また、必要により緊急通行車両等の先導車両を配置する。

迂回路対策	県公安委員会により緊急通行路が指定された際は、必要な場合において、迂回路を設定し、当該迂回路についても主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行う。
交通規制要員の配置	緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人員的に困難な場合は、主要交差点に重点配置する等弾力的に運用する。 また、警備業者による交通整理員の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行う。
交通規制用資機材の活用	交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行う。
署長権限規制の継続	緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助救援活動に資する。
路上放置車両等に対する措置	緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき措置する。
道路管理者への要請	県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

3 道路交通法に基づく交通規制（4、5日ないし1週間以降）

この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まることから、道路交通法に基づく交通規制に切り替えるものとする。

4 道路法に基づく交通規制（道路法第46条）

道路管理者は、次の事項に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- ・道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合
- ・道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

第4項 自動車運転者の取るべき措置

根拠：交通の方法に関する教則（昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号）第10章交通事故、故障、災害等のとき、第3節災害等のとき

1 大地震が発生したとき

車を運転中に大地震が発生したとき運転者は次のような措置をとるようとする。

- ・急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。
- ・停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- ・車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 災害が発生したとき等に災害対策基本法による交通規制が行われたとき

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転手は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに、車を次の場所へ移動させる。

- ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難な時は、車ができるだけ道路の左端にそって駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車等が緊急通行車両の通行の妨害となつてゐるときは、その車の運転者等に対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者等が命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができなかつたりしたときは、警察官が自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいな場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

第5項 自動車運転者の取るべき義務

根拠：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の2

1 自動車運転者の取るべき義務

(1) 災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき道路の区間について通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2) 前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。

(3) 前記(1)(2)の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

2 駐車の適用除外

(1) 前記(1)(2)による駐車については、道路交通法第3章第9節及び第9節の2〔停車及び駐車（第44条から第51条の16）〕及び第75条の8（高速自動車国道等における停車及び駐車の禁止）の規定は適用されない。

(2) 前記1の規定による車両の移動又は駐車については、災害対策基本法第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は適用されない。

第4項 道路輸送手段の確保

1 車両の調達・配車

財政班は、庁用車両を確保し車両管理及び輸送のための調整を行う。庁用車両では対応が困難な場合は、公共団体に属する車両、営業の車両、自家用の車両等の借り上げを要請し、その確保を図る。

2 燃料の調達

財政班は、燃料の調達について燃料取扱い業者と事前に協議し、災害発生時に即応できる体制を確保しておく。

3 車両の配車

本部は、各部への車両種別ごとの供給数及び供給方法について、各部と緊密な連絡をとり、応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の応急措置に支障をきたさないよう万全を期する。

第3款 鉄道施設の応急対策と安全確保

鉄道施設が被害を受けた場合は、当該施設の管理者が応急復旧を実施する。災害による鉄道施設の被害を発見した者は、速やかに当該施設の管理者、市又は警察等に通報する。

第1項 市の実施措置

土木班は、被害を受けた鉄道施設の災害対策本部との連絡体制を確立し、鉄道施設及び旅客の被害状況等について把握する。

第2項 九州旅客鉄道（株）の実施措置

地震発生時は鉄道施設への被害が予想され、乗客等の安全確保と緊急輸送の確保が重要となる。そこで被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護及び乗客の安全確保を最優先に行うとともに、被災施設の早急な復旧に務め、輸送を確保する。

また、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合の運行の停止や、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導等の必要な安全確保対策について、あらかじめ講じておく。

1 災害対策本部の設置

防災業務計画（昭和62年8月総総第36号）に基づく震度6弱以上（地震計が計測震度5.5以上）の地震が発生した場合、自治体等の関係機関との連携をとり、旅客の救済及び車両、施設、電気設備の復旧を行うため、本社（支社）に大災害対策本部を、被災地に現場対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

2 情報の収集

災害が発生した場合、防災業務実施計画の定めるところにより、通報・連絡・運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、県・市・防災関係機関に連絡する。この場合、県防災無線を活用するほか、情報収集や連絡用の優先電話を指定し、表示を行う。また列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、災害情報及び応急措置の連絡指示を行う。

3 応急措置の実施

(1) 初動措置

① 運転規制

輸送指令員等又は駅長は、赤色灯点灯ブザー鳴動（地震警報器 40 ガル以上）した場合、当該運転区間を運転する全車両に対し一斉停止の指示をする。その後、計測震度により必要な運転規制を行う。

震度 5 弱以上のとき (計測震度 4.5 以上)	輸送指令員等又は駅長は、当該運転規制区間を運転する全列車について、列車の運転中止を指示し、保線社員等による線路点検を実施し、異常のないことを確認後、逐次運転規制を解除する。
震度 4 のとき (計測震度 4.0 から 4.4)	輸送指令員等又は駅長は、当該運転規制区間を運転する全列車について、25km/h 以下の速度規制を実施し、保線社員等が要注意箇所の点検を行い、異常のないことを確認後、逐次運転規制を解除する。

② 乗務員の取扱い

運転士及び車掌は、運転中に地震を感じて列車の運転に危険があると思われる場合は、直ちに列車を停止させる。この場合、列車の停止位置が築堤、切取り、橋梁上、陸橋下、トンネル等の場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。なお列車を停止させた場合は、運輸指令員等と連絡を取り、その指示を受ける。

③ 駅長の取扱い

駅長は、強い地震を感じて列車の運転に危険があると認めた場合は、列車の運転を見合せ直ちに輸送指令員等に報告する。なお、地震計設置箇所の駅長は、震度 4 以上を観測したときは速やかに輸送指令に報告する。

④ 工務センター所長の取扱い

工務センター所長は、輸送指令及び駅長から震度 4 以上を観測した旨の通報を受けた場合は、下記に定める取扱いを行う。

震度 5 弱以上の場合	全区間において、徒步巡回又は軌道モーターカー等による点検を実施し、路盤及び線路構造物等に異常の有無を確認し、運輸指令に報告する。
震度 4 の場合	要注意箇所及び徐行箇所並びに仮設物等を使用している工事現場は、徒步又は列車巡回等により異常の有無を確認し、運輸指令に報告する。

(2) 旅客の救出救護

旅客の救出救護のための事前措置、救護の非常招集については、防災業務実施計画による。

駅長が行う避難誘導	① 駅長は係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱の生じないよう誘導し避難させる。 ② 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を伝達し、秩序維持に協力する。
乗務員が行う避難誘導	① 列車が駅に停止している場合は、運輸指令員等の指示による。 ② 列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。 ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。 イ 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(3) 災害時の輸送

災害時により線路が不通となった場合は、輸送指令はその状況を的確に把握し、迂回輸送、代行輸送、その他適切な措置を講じる。

4 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報活動については、災害対策本部及び現場対策本部が迅速的確に行う。

第4款 海上輸送体制の確立

港湾施設の被害、復旧情報に基づき、海上輸送ルートを定めるとともに港湾施設の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

第1項 海上輸送路の確保

市は、関係機関の協力を得て、交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、県に報告する。

第2項 輸送手段の確保

災害のため、陸上運送が困難な場合で海上輸送がより効果的な場合は、船舶輸送により、輸送を実施するものとする。特に、緊急の場合又は船舶による輸送が必要な場合は、市は県に要請し、県、海上自衛隊、宮崎海上保安部、九州運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、知事は必要に応じ国及び他の都道府県に対し協力を要請する。

- 1 県有船舶
- 2 海上自衛隊の艦艇
- 3 海上保安庁の船艇
- 4 民間船舶及び漁船

第5款 航空輸送体制の確立

被災により陸上交通路が絶たれた場合等に、航空輸送により、住民の避難、物資の輸送等の応急対策活動を行う。

第1項 ヘリコプターの要請

生活必需品物資及び応急対策用資機材の輸送が、道路輸送及び鉄道輸送が不可能であると本部長が判断したときは、空中輸送のため県防災救急ヘリコプターを要請するものとし、要請にあたっては、輸送物資の内容及び数量、輸送人数、目的地等について明らかにしておく。

第2項 ヘリポートの整備

市は、空中輸送を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な地点の選定、整備に備える。(資料編「災害対策用ヘリポート一覧表」参照)

第7節 災害救助法の適用

第1款 災害救助法の適用

被災後、被害が適用基準に達した場合は、迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく円滑な救助活動を実施する。

第1項 災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数
(1) 市内の住家滅失世帯数	市内：80世帯以上
(2) 県内の被災世帯数 そのうち市内の住家滅失世帯数	県内：1,500世帯 市内：40世帯
(3) 県内の被災世帯数 そのうち市内の住家滅失世帯数	県内：7,000世帯 市内：多数
(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれがある場合	
(6) 災害が発生するおそれがある場合において、次の全てに該当し、知事が特に救助が必要と認めたとき。 ・ 国において当該災害に係る特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)が設置されたとき。 ・ 政府本部の所管区域として宮崎県が告示されたとき。 ・ 当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。	

※ (1)～(5) 救助法第2条第1項 (6) 救助法第2条第2項

第2項 滅失世帯の算定

1 被災世帯の算定基準

住家被害状況	滅失住家
全壊、全焼、流失	1世帯
半壊、半焼	1/2世帯
床上浸水	1/3世帯

2 住家被害程度の認定基準

住家被害の区分	認定の基準
全壊、全焼、流失	住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの
半壊、半焼	住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
床上浸水	浸水がその住家の床に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

第3項 災害救助法の適用手続き

市長は、災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みのある場合は、災害報告要領に基づき、速やかに宮崎県知事に災害救助法の適用を要請するものとする。

第4項 救助の内容

災害救助法に基づき、知事が実施する救助の内容は次のとおりとする。ただし、必要があると認めることは、同法第30条により市長に委任することができる。

救 効 の 種 類	期 間	備 考
避難所の設置	7日以内	市へ委任
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	
炊き出し等による食品の給与	7日以内	市へ委任
飲料水の給与	7日以内	
被服寝具等生活必需品の給与又は貸与	10日以内	
医療	14日以内	
助産	7日以内	分娩した日から
被災者の救出	3日以内	市へ委任
被災住宅の応急修理	1ヶ月以内	
学用品の給与	教科書：1ヶ月以内 文房具：15日以内	市へ委任
埋葬	10日以内	市へ委任
死体の搜索、処理	10日以内	市へ委任
障害物の除却	10日以内	市へ委任

第8節 飲料水・食料及び生活必需品の調達、供給活動

第1款 給水活動

災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、市は飲料水を供給する。飲料水の供給は、上下水道対策部水道班が実施する。

第1項 応急給水体制の確立

市は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行うものとする。

応急給水基本計画	県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案するものとする。
作業体制の確保	市と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効果的な作業体制を確保するものとする。

第2項 応急給水活動

1 給水活動

市は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染が発生し、被災者が飲料水の供給を必要とする場合、必要な量の飲料水を供給する。

目標供給量	1人当たり3(L/日)
供給方法	① 容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも考えられるが、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器等の使用による飲料水の確保も考慮する。 ② 財光寺小学校の耐震化浄水機能付プールによる給水 ③ 給水車等により、隣接市町村から搬送による給水を受ける。 ④ 学校給食センターの貯水槽による給水 ⑤ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置する等、被災者で適時給水を受けられるよう配慮する。 ⑥ 被災地付近の湖沼水、河川水、貯水槽（プール等）及び井戸水をろ水器によりろ水し、飲料水とする。なお、ろ水器については、備蓄拠点から搬送するものとする。
衛生管理	給水にあたって使用する器具は、すべて衛生処理をしたのち使用し、末端給水までの適当な場所において、塩素の残留効果を測定する。
重要施設への優先的給水	人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行うものとする。

2 広報活動

応急復旧給水の広報については、関係各部の協力を得て、広報車による巡回広報、自治会や給水拠点となる学校、公園等への掲示を実施するとともに、新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを的確に利用して広報活動を行う。

第3項 家庭用水の確保

災害発生が予測される場合は、事前に各家庭において飲料水及び水洗トイレ等の生活用水として必要な程度の貯水をするよう、防災行政無線や広報車等を通じて市民に通知する。

第4項 県への支援要請

市のみで対応できない場合は、県に対して支援要請する。県は市から飲料水の供給に関して支援要請を受けたとき、飲料水製造業者や小売業者等関係業界からの飲料水の供給について支援調整を行うほか、災害救助法が適用となった場合については、流通在庫備蓄等からの供給を行うものとする。

また、県のみで市からの支援要請に対応できない時は、応援協定により他の都道府県に応援を要請する。

第5項 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、資料編「災害救助法による救助の程度と期間」の範囲内において市が県に請求するものとする。

第2款 食料の供給

災害による住居被害や食料流通機構のマヒ、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

被災者等に対する食料の供給実施は、健康福祉対策部福祉救護班長が、災害救助法の実施基準に準じて行うものとする。また、炊き出しへは、教育対策部学校教育班が実施責任者となる。

第1項 食料の調達

1 公的備蓄

被災者等に対する供給のための調達は、第一に備蓄している食料（資料編参照）で行う。

2 流通在庫備蓄

市は、災害の状況により、応急食料を必要とするときは、市内の業者から調達する。

3 他市町村、県からの調達

米穀・乾パン以外の食料についても、不足分を他市町村や県に供給要請する。

4 政府所有の米穀の調達

市は、災害の状況により、応急食料を必要とするときは、原則として、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づいて実施する。

(1) 県への調達要請

市は、災害の状況により、さらに応急米穀を必要とする場合は、知事に文書により米穀の調達・引渡しを要請する。

また、市は、交通・通信の途絶等により災害地が孤立する等、災害救助法が適用され、応急食料の供給を必要と認めるときは、県を通して農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてFAX又はメールで連絡する。

(2) 通信途絶時の対応

市は、通信の途絶等により県を通じて農林水産省農産局長に連絡できない場合は、直接、農林水産省農産局長に上記情報等の連絡を行う。この場合において、市は、当該内容について、事後速やかに県に連絡する。

第2項 炊き出しその他のによる食料の給与

市は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等のマヒ、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊き出しや公的備蓄等からの食糧を供給し、被災者の食生活を確保する。

対象者	避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食料の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者
給与の内容	(1) 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。 (2) 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給する。 (3) 食料メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。 (4) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めること。
給与の方法	災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊き出しや学校給食センター等の集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。
品目	米穀（米飯を含む）、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

第3項 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

第4項 物資拠点の指定及び管理

1 物資拠点の指定

県が調達した食料等の物資については、市の物資拠点までの輸送は原則として、知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から市が必要に応じて行う。

市が調達した品の輸送は、健康福祉対策部福祉救護班が行う。市は、配送車が不足する場合は総務対策部財政班に依頼し、必要車両を確保し搬送するものとする。

2 物資拠点の管理

食料等の物資の集積を行う場合は、物流関係団体等と連携するなど、物資拠点ごとに管理運営責任者及び警備員等を配置し、食料等の物資の管理に万全を期す。

第5項 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の指定

国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」においては、国の調整によって供給する物資を受け入れ、本市が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて県が送り出す広域物資輸送拠点を指定している。

市は、県からの物資を受け入れる地域内輸送拠点を指定し、あらかじめ資機材の配備を図るとともに、拠点を運営する人材を育成し、物流関係団体や住民、ボランティア等と運営体制の構築に努めるものとする。

■ 広域物資輸送拠点

施設名称	住所	備考
高千穂家畜市場	高千穂町大字三田井 883-1	陸路による物資受入拠点
JA宮崎経済連 椎茸流通センター	日向市塩見 11974	海路による物資受入拠点 (陸路による物資受入拠点の代替施設)

■ 地域内輸送拠点

施設名称	住所
日向市東郷公民館	日向市東郷町山陰辛 273-1
日向サンパークオートキャンプ場	日向市大字幸脇 303-5

第6項 災害救助法が適用された場合の費用等

食料の給与に要した費用は、資料編「災害救助法による救助の程度と期間」の範囲内において市が県に請求するものとする。

第3款 生活必需品の供給

住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

被災者等に対する生活必需品の給（貸）与の実施は、健康福祉対策部福祉救護班が、災害救助法の実施基準に準じて行うものとする。

第1項 生活必需品の調達

1 公的備蓄

市は、震災時において被災者に対する生活必需品の給（貸）与の必要があると認められる場合は、物資の種類によっては備蓄拠点の備蓄物資を使用する（資料編参照）。

2 流通在庫備蓄

市は、前記（1）で調達できない物資について、事前協定を結んだ業者等から調達する。

3 県への調達の要請

市は、生活必需品の調達に不足が生じた場合、又は災害救助法が適用された場合には、知事に生活必需品の調達の要請を行う。

第2項 生活必需品の給（貸）与

市は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、公的備蓄等から給（貸）与するものとする。

対象者	住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・き損又は入手できない者
給(貸)与の内容	避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのぐ程度の品とする。
給(貸)与の方方法	(1) 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給(貸)与する。 (2) 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給(貸)与する。 (3) 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられることから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給(貸)与する。

品目の例示

① 寝具（毛布等）
② 日用品雑貨（石鹼、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）
③ 様々なサイズの衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
④ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
⑤ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
⑥ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具等の補装具類
⑧ 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資（生理用品、紙オムツ用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等）
⑨ その他（ビニールシート等）

第3項 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

第9節 応急仮設住宅等及び広域一時避難対策

第1款 応急仮設住宅等の確保

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、①応急仮設住宅の設置、②被災住宅の応急修理、③既存の公的住宅等の空き家の活用の3種類の方法により応急居住の場を提供するものとする。

応急仮設住宅の建設・入居者選定にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮する。

第1項 応急仮設住宅の確保

1 応急仮設住宅の建設

実施事項	実施者等		留意事項等
	救助法不適用	救助法適用	
設置及び設置戸数の決定	市が決定	県が決定 (市と協議)	福祉仮設住宅を含む。
設置計画の策定	市が策定	県が策定	家屋の被害調査等から応急仮設住宅の設置が必要と認めるときは、応急仮設住宅の設置及び設置戸数を決定
設置場所の決定	市が決定	県が決定 (市が協力)	原則として国、県、市の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供
建設・設置	市が建設 ・設置	県が建設・設置	応急仮設住宅設置計画に基づき、市内業者等の協力のもと建設。建築資材等の不足は県に調達要請
入居者の選定	市が選定	県が選定 (市が協力)	選考委員会を設置し以下の基準に基づき入居者を決定 ① 住宅が全焼、全壊又は流出した者 ② 居住する住宅がない者 ③ 自らの資力で住宅確保が困難な者
維持管理	市が維持管理	市が維持管理 (県より委任)	<ul style="list-style-type: none">管理者は入居者の実態を把握し、医療・福祉等の各種サービスの提供に努める。仮設住宅に管理人を置く場合は男女両方を配置入居者名簿は世帯単位とともに個人単位でも作成し、支援の必要性や情報開示可否等を記載(取扱いと管理に十分注意)必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮すること。
着工までの期間		災害発生から 20日以内	
供与の期間		完成の日から 2年以内	

2 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置する。

3 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておくものとする。

4 地域社会づくり

- (1) 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。
- (2) 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会等の育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を進める。
- (3) 自治会では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行うこと。
- (4) 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動等の地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮するものとする。
- (5) 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生・児童委員やボランティア等の連携体制による見守り活動が行われるよう配慮するものとする。

5 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援する。

- (1) 恒久住宅需要の的確な把握
- (2) 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底
- (3) 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- (4) 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- (5) その他、住宅等に関する情報の提供

6 災害救助法が適用された場合の費用等

食料の給与に要した費用は、資料編「災害救助法による救助の程度と期間」の範囲内において市が県に請求するものとする。

第2項 被災住宅の応急修理

応急修理期間	住宅の応急修理は災害発生から3ヶ月以内に完了(災害救助法適用の場合) (国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了)
応急修理の戸数の決定	市は被害状況及び応急危険度判定結果等により応急修理を実施する戸数を決定。災害救助法が適用された場合は、県が市と協議し対象数を決定
応急修理の規模	市は市内業者等の協力のもと、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持するに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。
修理対象者の選定	市は次の基準をもとに応急修理対象者の選定を行う。 ① 住宅が半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者 ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に半壊した者 ③ 被害を受けた住宅以外に住むところがない者 ④ 自らの資力で応急的修理が困難な者 災害救助法適用の場合は、県が市を通じて被災者の状況を調査し、対象者を決定。市は選定に当たって、救助法担当課、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

第3項 建築相談窓口の設置

市は、住宅相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

市長は、この事務について、市職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

第4項 公的住宅等の空き家の活用

市は、被災者の住宅を応急的に確保するため、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

第2款 広域避難及び広域一時滞在

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第1項 広域避難

- 1 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該地の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- 2 市は、広域避難者を受入れることのできる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第2項 広域一時滞在

- 1 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めることができる。
- 2 市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、市に代わって県が、広域一時滞在のための協議を行う。
- 3 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、県に代わって国が、広域一時滞在のための協議を行う。

第10節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

第1款 保健衛生活動

市は、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施するものとする。

第1項 健康対策の実施

1 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮するものとする。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

2 巡回健康相談の実施

- (1) 市は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行うこととする。
- (2) 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施することとする。
- (3) 市は、県の行う巡回健康相談の実施に協力し、被災者の健康状況の把握に努める。

3 巡回栄養相談の実施

- (1) 市は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。
- (2) 市は、避難所閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施する等、被災者の栄養バランスの適正化を支援することとする。
- (3) 市は、県の行う巡回栄養相談の実施に協力して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

4 巡回歯科相談の実施

- (1) 市は、歯科医師会、歯科衛生士会等の協力を得ながら、被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するため、早期に歯科医師、歯科衛生士等による避難所等の巡回歯科相談を行う。
- (2) 特に、要介護者、障がい者は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いことから、口腔ケアなどの歯科保健活動を実施する。
- (3) 避難生活解消後も、必要に応じて歯科相談、健康教育等を実施する。

第2項 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

1 メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

市は、県が保健所に設置する心の相談所の協力をう。

2 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や心的外傷後ストレス障害「P T S D」に対するパンフレット等を被災者及び支援者に配付する等により、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」についての正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

市は県と協力し、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

第1項 防疫対策の実施

1 防疫組織の設置

市は、県及び自衛隊の応援を得られるよう協力体制を確立するとともに、迅速に防疫活動ができるよう防疫班を組織する。

医療防疫班は、概ね次の職員をもって編成するものとする。また、健康増進課長から選任された医療防疫班長は、災害の規模に応じて、担当者数及び担当者を決定する。

環境保全班は、蚊、ハエの昆虫等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ族の駆除を行う。

■ 医療防疫班の編成（動員計画）

係名	業務計画	担当係長	担当係員
総務係	防疫資材の確保及び庶務	1	2
情報収集係	被害状況の把握	1	2
検病調査係	下痢患者等の調査	1	4
消毒指導係	消毒方法の指導	1	4
検査係	便水等の検査	1	4
患者収容指導係	患者の収容計画、連絡調整	1	2

2 防疫措置情報の収集・報告

県及び市は、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合は、市又は保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

3 防疫対策

市は、被害の状況等を考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

4 消毒薬品・器具器材等の調達

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村等の協力を求める。

5 防疫措置等の実施

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒その他の措置等を行うものとする。

(1) 防疫活動

水道の断水、汚水の溢水等衛生条件の悪化により、感染症等が発生するおそれがあるときは、被災地の消毒等の防疫活動を実施する。

(2) 患者等の措置

① 感染症患者が発生した場合は、県の指示を受け、家屋及び付近の消毒を行う。

なお、患者の収容については、保健所職員が知事の指定する感染症指定医療機関に収容する。

② 被災地において、感染症患者又は病原体保有者を隔離収容するに当たっては、交通途絶等のため隔離病舎に隔離することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な場所に臨時の隔離施設を設け、又は自宅に隔離する等の収容措置を講ずる。

6 予防教育及び広報活動

市は、パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

7 記録の整備及び状況等の報告

市は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を日向保健所長に報告する。

8 その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

第2項 愛護動物対策の実施

1 愛護動物の飼育場所の設置

避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、市は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

2 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育にかかる負担の軽減を図るために、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、市は県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- (1) 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- (2) 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- (3) 飼養困難な愛護動物の一時保管
- (4) 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- (5) 愛護動物に関する相談の実施等

第3款 災害廃棄物の処理

災害による大量の廃棄物の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、災害廃棄物処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていくものとする。

第1項 建物の倒壊・浸水によるがれき類等の処理

1 被害情報の収集と災害廃棄物発生量の把握

市は、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を把握するとともに災害廃棄物処理実行計画を定める。同時に県に連絡する。

2 作業体制の確保

(1) 人員、資機材等の確保

市は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員及び市保有の収集車両を含む資機材等の確保に努める。

(2) 応援要請

市は、国、県及び他の市町村、関係団体、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

3 処理の実施

(1) 災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去

① 市が損壊家屋の解体を実施する場合は、倒壊の危険性のあるもの、通行上支障のあるもの等から優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるものを除きミンチ解体を行わない。

② 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。

市は、所有者の解体意思を確認するため、申請方法を被災者に広報し、解体申請窓口を設置する。

③ 損壊家屋については、石綿やPCB等の有害物質、LPガスボンベ、太陽光発電設備、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

④ 建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) 仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保

市は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

4 仮置場の確保

災害廃棄物の搬入先、仮置場を関係機関と協議しあらかじめ定めておく。

5 分別収集体制の確保

災害廃棄物についても、生活ごみ等と同様、その処理・処分場の効率性の点から、排出時における破碎、分別等を徹底する。

また、仮置場においても、搬入される災害廃棄物の分別体制を確保する。

6 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても、環境保全等に万全を期すため、災害廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保に努める。

7 市民の行動

- (1) 市が定める分別区分を順守する。
- (2) 仮置場への搬出は、市の指示に従う。

第2項 避難所・生活ごみ処理

1 被害情報の収集と全体処理量の把握

- (1) 市は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。
- (2) 市は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

2 作業体制の確保

(1) 人員、資機材等の確保

市は、災害廃棄物の処理の実施に必要な人員及び市保有の収集車両を含む資機材の確保に努める。

(2) 応援要請

処理施設や収集・運搬体制が被災している場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

3 処理の実施

(1) 避難所ごみ、生活ごみの収集

市は、避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等におけるごみの収集・処理を適切に行う。

(2) 分別収集体制の確保

市は、ごみの適正な処理・処分を図るため、災害時においても分別収集を原則とし、そのための体制を確保する。併せて、住民への広報により、ごみの分別排出の周知を図る。

また、被災地における環境保全の緊急性等に配慮し、生ごみ等の腐敗性の強いごみから早急に収集処理を行う。

4 市民の行動

- (1) ごみは、指定された方法により搬出する。
- (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

第3項 し尿処理

1 被害情報の収集と全体処理量の把握

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋のくみ取り式便槽のし尿排出量を推計する。
- (2) 市は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数や、し尿の収集・処理見込みを把握する。
- (3) 市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

2 作業体制の確保

(1) 人員、資機材等の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 応援要請

- ① 市は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。
- ② 市は、近隣市町村等からの応援体制が確保できない場合、県に対して広域的な応援の要請を行う。

3 処理の実施

(1) 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

市は、下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

(2) 住民への広報

下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず仮設（簡易）トイレ等で処理するよう広報を行う。

(3) 河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

(4) 仮設（簡易）トイレの設置

市は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設（簡易）トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発により、し尿の焼却が可能になる等、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。これらの製品は、さまざまな処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受け入れについて検討するものとする。

4 市民及び自主防災組織の行動

- (1) 下水道施設等の被災に伴い水洗トイレが使用できない場合は、仮設トイレ等を使用し処理する。
- (2) 自主防災組織が中心となり、仮設トイレの設置及び管理を行う。

第11節 行方不明者等の搜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

第1款 行方不明者及び遺体の搜索

市は、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

第1項 行方不明者の調査

1 相談窓口の設置

市は、相談窓口を設置し、警察本部と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ及び迷い人等の保護に関する相談等に対応する。

2 安否照会への対応

市は、警察本部が避難所へ調査班を派遣して行う避難者と迷い人、行方不明者の把握や安否照会に協力する。

第2項 遺体の搜索

1 捜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定されるものの搜索は、市が県・県警察本部・宮崎海上保安部及び日赤奉仕団等の協力のもとに実施する。

2 捜索活動の実施

市は、災害による行方不明者等がある場合には、警察、日向海上保安署の協力を得て、消防職員、消防団員、自主防災組織、地元のボランティア等と搜索する。

県は、市のみでは十分な対応ができない場合、周辺市町村や自衛隊等に応援要請を行う。

第2款 遺体の検視、検案及び埋葬の実施

遺体の検視、検案及び遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく行うことによって、人心の安定を図るものとする。

なお、遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行う。

第1項 遺体の検視、検案

1 市等は、遺体を発見した場合に、速やかに日向警察署に連絡する。

2 日向警察署は、警察に対して届出がなされた遺体、又は警察官が発見した遺体について、調査又は検視を行い、医師の検案を経た後、関係者（遺族等又は市長）に引き渡す。

なお、遺体を遺族に引き渡す場合は、遺体の洗浄、消毒、修復を行い、遺族感情に配慮する。

3 日向海上保安署は、海上における遭難者、若しくは陸上から海上に及んだ災害の遺体を、巡回船艇により収容するとともに、死体の調査又は検視を行った後、関係者（遺族等又は市長）に引き渡す。

4 市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。

- 5 日向警察署及び日向海上保安署は、身元不明遺体の調査又は検視に当たっては、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、身元特定のため、指紋資料の採取及び検案医師の協力を得てDNA型資料の採取並びに歯科医師の協力を得て歯牙鑑定を行う。
- 6 日向警察署及び日向海上保安署は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、遺品とともに所在地の市町村長に引き渡す。
なお、戸籍法第92条第1項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行う。
- 7 検案は、派遣された医師が実施するが、遺体多数により十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部は、必要に応じて検案活動に協力する。
また、なおかつ対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

第2項 遺体の安置、一時保存

遺体の措置は、市が実施する。ただし、市のみで対応が困難な場合は、県及び日本赤十字社宮崎県支部に協力を要請する。

上記により行う遺体の措置への協力は、県及び日本赤十字社宮崎県支部がそれぞれ組織する救護班により実施し、なおかつ対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

1 遺体の洗浄・消毒・修復

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、市は、人心の安定上又是腐敗防止上必要である遺体の洗浄・消毒・修復等の措置を行い、遺体を一時保存し、埋・火葬に備える。

2 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

(1) 遺体検案所・収容所（安置所）の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の検案所・収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した場合、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営に協力する。

(2) 棺等の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

第3項 遺体の埋葬

1 死亡者数の確認

市は、適切に埋葬を行うため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

2 遺体の埋葬

遺体の埋葬は、原則火葬とし、市が実施する。市は、棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

日向東臼杵広域連合の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

3 広域火葬の実施

(1) 県は、日向東臼杵広域連合の火葬能力が十分でない場合、近隣県もしくは厚生労働省の協力を得て、他県の市町村での火葬の受入れを要請する。

(2) 県は、受入れ承諾があった応援火葬場の受入れ可能数に応じて調整を行い、市に通知する。

(3) 市は、県の調整結果に基づき、他県市町村の各火葬場と協議を行い、遺体を搬送する。

なお、広域火葬の具体的な手順等については、別途定める宮崎県広域火葬計画によるものとする。

第12節 被災者等の状況把握とボランティア活動の支援

第1款 ニーズ把握と情報提供

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行うものとする。

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

第1項 ニーズの把握

1 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携によりニーズを集約する。

被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2 要配慮者のニーズの把握

要配慮者のケアニーズの把握については、地域ケアシステムチーム員等（県、市、民生・児童委員、ホームヘルパー等）の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- (1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (2) 病院通院介助
- (3) 話し相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡
- (6) 母国との連絡

3 生活情報の提供

市は、被災者の生活向上と早期自立のため、各種媒体を活用し、積極的に情報提供する。

- (1) テレビ、ラジオの活用
- (2) インターネットの活用
- (3) ファクシミリの活用
- (4) 震災ニュースの発行
- (5) 臨時FM局の設置、運営

第2項 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

市は、総合窓口を設置し、県、市、防災関係機関や、その他団体の設置する窓口を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

2 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。設置にあたっては、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

第3項 市民等からの被災者の安否確認

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2款 災害ボランティアの活動支援

大規模災害において、県、市及び防災関係機関だけでは、応急対策を迅速かつ的確に実施することが不十分な場合が予想される。このため、市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

第1項 ボランティアの受入れ体制

1 市における総合調整

災害時及び復旧期におけるボランティアの活動支援については、健康福祉対策部福祉救護班が総合窓口を設置し、市社会福祉協議会等と連携してボランティアの総合調整を図るものとする。

2 災害ボランティアセンターの設置

日向市社会福祉協議会は、災害発生後、直ちに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れ体制を確保する。

3 ボランティア支援本部の設置

宮崎県社会福祉協議会は、被害が甚大で日向市社会福祉協議会のみでは対応できないと判断される場合、県と協議の上、県災害ボランティアセンター設置し、災害ボランティアセンターを支援する。

また、その他の市町村社会福祉協議会にもボランティアの受入れ・派遣体制を早急に整備する等支援体制の確立を図る。

4 ボランティア「担当窓口」の設置

市（健康福祉対策部）は、災害時及び復旧期において、ボランティア「担当窓口」開設時に、コーディネーターを担当する職員を配置し、市と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行うものとする。

5 ボランティア災害支援組織との連携

ボランティアの被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、県・県社協・NPO・ボランティア団体等で構成する、災害時におけるボランティア等の災害支援組織と連携を図る。

第2項 ボランティアに対するニーズの把握

1 ボランティアの活動内容

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援(水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)
- (3) 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- (4) 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布・配達等)
- (5) 被災者の生活支援に必要な活動(家財の片付けやごみの搬出・家の掃除等)
- (6) その他復旧・復興のための活動

2 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供すなど、その支援に努める。

3 ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなど、ボランティア保険への加入を促進する。

4 ボランティア等への啓発

市は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

- (1) 被災地では、基本的に2人以上で行動する。
- (2) 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
- (3) 被災者は、同性でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
- (4) 女性に対する暴力等を予防する。(防犯ブザーの携帯等)

第3項 地域安全ボランティアの活動

災害時における主な地域安全活動

- (1) 地域での安全パトロール活動
- (2) 避難所の設置箇所や事件事故の発生状況等、地域での安全な生活のため必要な情報提供活動
- (3) 高齢者等の要配慮者宅訪問
- (4) 防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の確認活動
- (5) 防犯協会の防犯資機材や各地から寄せられる救援物資の配分協力活動等

第3款 義援物資等の受入れ

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、県、市及び関係機関は、連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図る。

第1項 災害義援物資の受入れ

1 義援物資の募集

市は、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行うものとする。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

物資を円滑に受入れができるよう、募集方法については、次のことを周知する。

- (1) 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。
- (2) 梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。
- (3) 物資は、新品が望ましいこと。
- (4) 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。
- (5) 物資は、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とすること。
- (6) 個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

2 義援物資の輸送

市は、県及び関係機関と連携し、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送する。

3 義援物資の配分

市は、ボランティア等と連携し、速やかに被災者への物資を配分する。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し配分計画書等を作成の上、計画的に配分する。

第2項 義援金の受入れ

1 義援金の募集

市は、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

2 義援金の配分

募集を行った機関は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第三者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保する。

第13節 公共施設等とライフライン施設の応急復旧活動

第1款 公共土木施設等の応急復旧活動

交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすため、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図る。

第1項 道路の応急復旧

1 道路の応急復旧

(1) 被害状況の把握

市は、早急にパトロール等を実施し、市内の道路、橋梁の被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに日向土木事務所に報告する。

(2) 道路の確保

① 市の管理する道路の応急措置と迂回路の確保

市の所管する緊急輸送ルート、橋梁等の被害が発生した時は、土木班はただちに現場を確認し応急措置を講じ、交通の確保に万全を期す。また、応急措置のため、一時的に交通を遮断する場合は、警察、消防と綿密な連絡調整を図り、迂回路を確保するとともに、案内標識等を設置し、万全を期す。

② 応急復旧

災害の状況により、所管する緊急輸送ルートから優先的に道路障害物の除去、道路施設及び橋梁の応急復旧を実施する。

③ 災害における交通マネジメント

市は、災害応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、県に対し、国土交通省 九州地方整備局の組織する「交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）の開催を要請することができる。

なお、検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力をを行う。

また、検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行う。

2 応援要請

被害状況を的確に把握して、被害が広範囲に及ぶ場合は、関係機関、団体、地域住民の協力のもとに実施するための応援要請を行う。

3 啓開資機材の確保

市は、被害状況に基づき、市内の関係業者より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

4 情報の連絡・広報

市は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、県の災害対策本部に密に連絡する。また、住民に対してラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

第2項 港湾の応急復旧

1 被害状況の把握

細島港等の港湾管理者は、水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾施設について被害状況を調査する。その際、二次災害のおそれのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

2 応急措置の実施

港湾管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行う。

3 復旧作業の実施

港湾管理者は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づき、被災施設の復旧工事を実施する。

第3項 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

河 川 施 設	河川施設については、速やかに被害状況を把握し、堤防及び護岸等の被害では、土のうを設置する等の応急復旧を行うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。 ダムや水門等の施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。
砂 防 施 設	砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。
治 山 施 設	治山施設については、速やかに被害状況を把握し、住民の安全確保を図る。

2 住民への周知

危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、速やかに避難対策を実施する。

3 資機材の調達

重機による水防活動が必要な場合において、民間業者等の協力を得て応急対策業務を行う。

第4項 農業用施設の応急復旧

地震・津波により農業用施設が被害を受けた場合は、産業経済対策部農業畜産班が速やかに被害状況を調査し、住民や関係機関と協力して応急復旧に努める。

1 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、受益土地改良区等が点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。

2 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

3 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第2款 ライフライン途絶時の代替対策

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じる。

第1項 上水道停止時の代替措置

第2編第1章第6節物資等の確保体制に準ずる。

第2項 下水道停止時の代替措置

1 緊急汲み取りの実施

環境保全班は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲み取りを実施する。

2 仮設トイレの設置

環境保全班は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

第3項 電力停止時の代替措置

1 公共機関等への送電

公共機関、避難場所、避難所及びその他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により送電を行う。

2 長期浸水地区における重要施設への送電

長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電する。

第4項 電話停止時の代替措置

1 警察消防回線（110・119）被災時の措置

警察 110 番通話	高度化緊急通信システムにより、通信確保を考慮した複数ルートの接続ができ通信の確保を図っている。
消防 119 番通話	専用回線が不通となった場合、公衆回線に切り替え通信の確保を図っている。

2 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

特設公衆電話	災害救助法が発動された地域又はこれに準じた災害が発生した場合、被災者の通話を確保するため、緊急措置として設置する無料の公衆電話
臨時公衆電話	特設公衆電話及び既設公衆電話だけでは対応できない場合、必要に応じて設置する臨時の公衆電話(有料)
街頭公衆電話の無料開放	停電により公衆電話のテレホンカードが使えないことや、コイン収納箱が満杯となるおそれがある場合に、緊急措置として街頭公衆電話を無料開放する。

3 通信の利用制限

災害が発生し、安否の問い合わせやお見舞いの電話が、ある一定の地域に殺到し電話がつながりにくくなる場合に、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

4 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を周知し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

第3款 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設の被害による都市生活機能の低下が予想されるため、事業者及び関係機関は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な応急復旧対策を実施するものとする。

第1項 上水道施設の応急復旧

1 管路復旧の活動

(1) 管路等の被害状況の把握

地震発生直後、水道施設の被害状況を把握するため、地震対策マニュアルに基づき調査を実施する。

(2) 応急措置

管路等の被害による二次災害を防止するため、断水等の応急措置を実施する。

- ① 漏水が送・配水に影響を及ぼす場合や二次災害の発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合は、速やかに断水する。
- ② 漏水により、道路陥没等が発生して非常に危険と思われる箇所は断水後、保安柵等による危険防止措置を実施する。

(3) 管路復旧

- ① 管路の復旧は、可能な限り給水を継続しながら行う。また、管路の復旧順位は原則として、導水管、送水管、配水管及び給水管の順に行う。この場合において、応急給水施設、指定避難所、医療機関及び福祉施設等に係る管路の復旧を優先的に行う。
- ② 資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度を勘案し、必要に応じて路上配管等の仮設管による仮復旧を実施する。
- ③ 被害箇所の復旧作業を終了した後、直ちに通水する。
- ④ 給水管（公道部）の復旧は、配水小管の復旧、通水と平行して行う。また、配水小管の復旧及び通水のために必要がある場合は、宅地内の止水栓までの復旧にあたる。

2 净水場の応急対策

施設の点検	<ol style="list-style-type: none">(1) 池状構造物の亀裂、漏水の有無及びその程度(2) 净水場内配管の破損、漏水、移動、沈下の有無及びその程度等(3) 受変電設備、直流電源設備、自家発電設備及び電線路等の損傷の有無並びにその程度(4) ポンプ設備、補助設備、操作盤及び附属配管等の損傷の有無並びにその程度(5) 薬品注入設備の貯蔵設備、注入機、附属配管等の損傷の有無及びその程度(6) 水質検査施設及び水質検査機器の損傷の有無並びにその程度
応急措置等	<p>被害箇所の復旧までの間、二次災害や被害の拡大を防止するための応急措置</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 次亜塩素酸薬品取扱い施設における火災や有毒ガスの発生を防止する。(2) 送・配水量又は送・配水圧が運転基準と比較して異常な場合は、状況に応じポンプ停止等の措置を行う。(3) 配水池等の水圧低下が著しい場合は、貯留水の確保を行う。(4) 停電の場合、他の受電系統への切替や、自家発電設備の運転により電力の確保に努める。(5) 水質検査担当は、净水場において水質管理を強化する。
施設復旧作業	応急措置等で対応できない施設の復旧作業については、水道班内で協議し、必要な態勢を確立して実施する。

3 応援の要請及び受け入れ

水道班は、施設復旧活動について、災害協定に基づき日向管工事協同組合や九州・山口九県等に応援を要請するとともに、さらに活動要員及び資機材等の不足が見込まれる時は、速やかに日本水道協会等に対し応援要請を行うとともに、他自治体等からの応援の申出があった場合は、これを調整のうえ受け入れ、本部長に報告する。

第2項 下水道施設の応急復旧

1 被災状況の把握

下水道班は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

2 作業体制の確保

下水道班は、速やかに作業体制を確立する。また、甚大な被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、災害支援協定を締結している日本下水道事業団等及び県に対し協力を要請する。

3 応急復旧

下水道班は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の空地や使用可能な池等を沈殿池や塩素混和池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

4 情報の連絡・広報

(1) 情報の連絡

市は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、市・県の災害対策本部に密に連絡する。

(2) 住民への広報

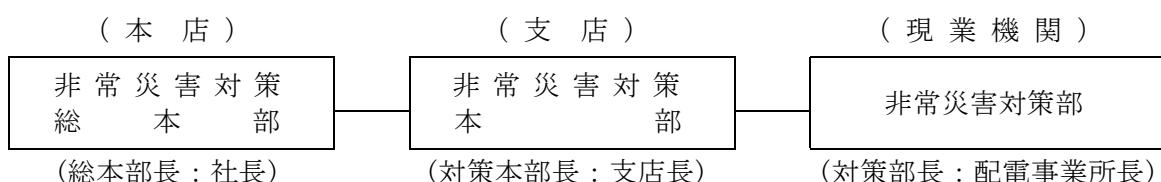
市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第3項 電力施設の応急復旧

1 災害対策に対する基本体制

九州電力㈱は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、次の体制で応急対策にあたる。

■九州電力㈱の災害対策組織図



2 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を考慮して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

(1) 応急工事基準

水力発電設備	共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
配電設備	仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員等の条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。
通信設備	衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(2) 復旧順位

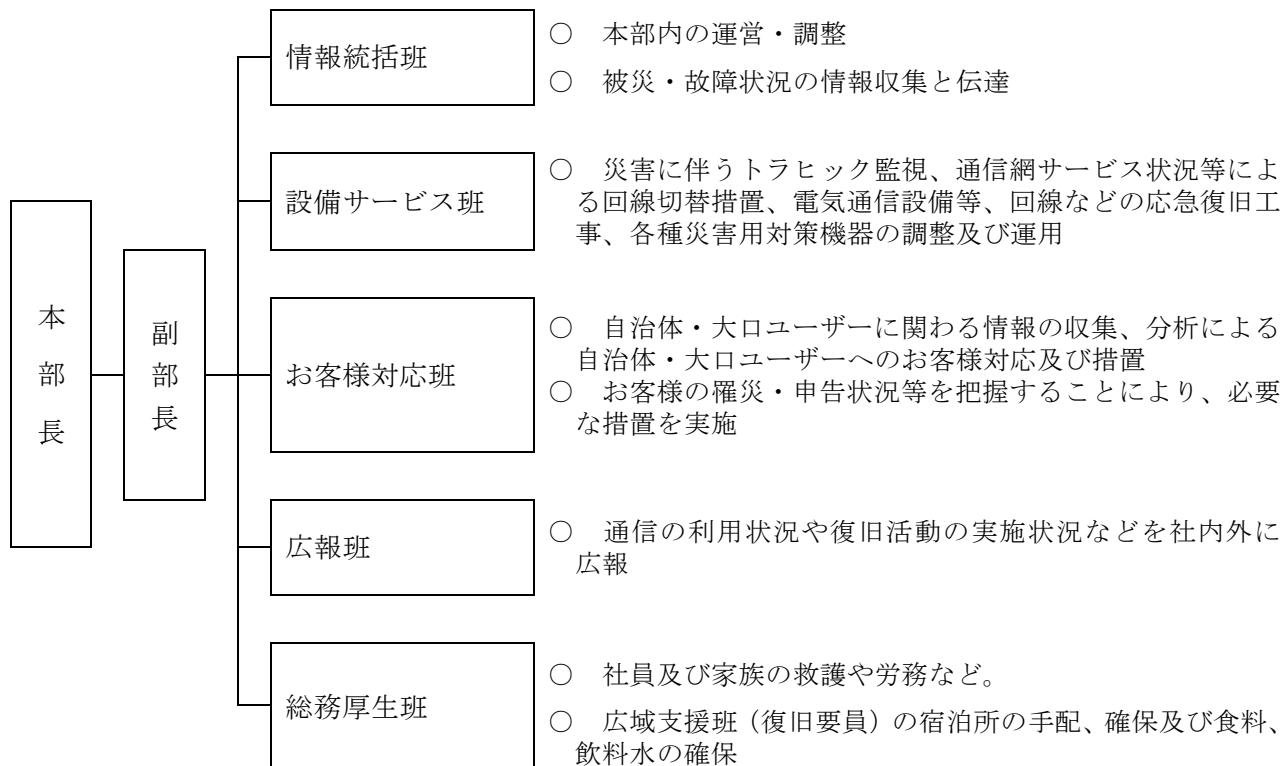
設備名	復旧順位
水力発電設備	①系統に影響の大きい発電所 ②当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④その他の発電所
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に關係する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電用電話回線 ②系統用保護制御用回線 ③電力運用監視制御用回線 ④その他回線

第4項 通信施設の応急復旧

1 災害対策に対する体制

西日本電信電話㈱は、災害が発生した場合、状況に応じNTT西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置し応急対策にあたる。

■ NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制



2 災害時における応急復旧

災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置を講ずることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

■電気通信サービスの復旧順位

回線の復旧計画においては、電気通信事業法第8条（重要通信の確保）に基づき、総務大臣が別に定める。

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選舉管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第4款 事業者間の連絡・協力

ライフライン施設や土木施設は、それらが相互に結びついており、単独の作業による復旧では非効率となる。市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。

第1項 連絡体制の確保と協議

各事業者において災害対策本部等が設置された場合、関係する事業者間で連絡を取り合う連絡協議会を設ける。

連絡協議会では、相互の被害状況、応急措置、復旧計画等に関する情報を交換し、効果的な復旧方法や復旧箇所の優先性等について検討・協議して、各事業者において復旧を進める。

第14節 二次災害の防止活動

第1款 水害、土砂災害対策

地震発生により河川や海岸、ため池、斜面等に支障が生じ、氾濫等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施するものとする。

第1項 水害防止対策

震災時における水防活動は、県地域防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

1 監視・警戒活動

市は、地震発生後、市の水防区域において、河川や海岸、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

2 通報・連絡

市は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに県や施設の管理者等へ通知するとともに、地域住民に周知させる。

3 水防活動の実施

市は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

4 応援による水防活動の実施

本部長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない等の緊急の必要があると認めるときは、県や他の地方公共団体等に対する応援要請等を第1節第2款「関係機関への応援要請」により行うものとする。

5 避難の指示

本部長は、大地震により堤防に亀裂もしくは破壊が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに要避難地域の住民に対し、避難のための立退きの指示を行うものとする。

第2項 土砂災害防止対策

土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地、地すべり）等、山地災害危険地区、また、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流（小流域）について、地震により災害が発生すること、あるいは地震後の降雨により土砂災害の危険性が高まることがあるため、適切な処置を行う。

1 現地状況の把握

市は、土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集する他、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流（小流域）、土砂災害の危険箇所及び土砂災害警戒区域等について巡視等により状況把握に努める。

2 土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊等大規模な土砂災害が窮迫している状況において、市が適切に住民に対する避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

【国土交通省】

- ・ 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流
- ・ 河道閉塞による湛水

【県】

- ・ 地すべり

3 応急措置

市は、崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があると判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- ・ 避難指示
- ・ 立入り規制
- ・ クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
- ・ 観測機器の設置、観測

4 復旧対策

市は、被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。また、二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視を行い、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

5 情報の連絡・広報

市は、土砂災害警戒区域等についての情報を県や関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

第2款 建築物等の倒壊・崩壊対策

地震で被災した建築物において、その後の余震による倒壊や部材の落下等から人命にかかる二次災害を防止するため、応急危険度判定等を実施するものとする。

また、宅地等についても、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施するものとする。

第1項 応急危険度判定

1 被害状況の把握

市は、応急危険度判定士による応急危険度判定により速やかに被害状況を把握し、二次災害の防止と建築物の災害対策上での使用の可能性について判断を行う。

2 公共施設管理者への応急対策指導

市は、各公共施設の管理者に対し、以下のような措置を講じるよう指導する。

- (1) 地震時における混乱の防止措置を講じ、避難については安全、迅速に行う。
- (2) 緊急時には、関係機関に通報して臨機の措置をとる。
- (3) 避難所になった施設は、火災予防について十分な措置をとる。
- (4) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (5) 被害状況を県担当部局に報告する。

3 相互応援及び機能代替措置

市は、公共施設等が被災し使用不能となった場合には、県及び近隣市町村の協力を得て、各関係施設間の相互応援及び機能代替措置を講ずる。

第2項 応急危険度判定

1 判定士派遣要請

市は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

2 応急危険度判定活動

判定の基本的事項	<ul style="list-style-type: none">判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
判定の関係機関	<ul style="list-style-type: none">市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監を行う。
判定作業概要	<ul style="list-style-type: none">判定作業は、市の指示に従い実施する。応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。判定は、原則として「目視」により行う。判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調理を省略する。

3 危険度判定（建築物）

建築物の応急危険度判定は、次の3段階とし、判定ステッカーを見やすい場所に掲示するとともに関係者への安全指導を行う。

区分	内容
危険	この建物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建物に立ち入る場合は、十分注意してください。
調査済	この建物の被災程度は小さいと考えられます。

4 二次災害防止のための応急措置

市は、建物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第3項 一般建築物応急対策計画

1 実施体制

一般建築物が被害を受けた場合、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置をとる。

2 市の実施措置

- (1) 被害の状況を把握し危険防止のため必要な措置を講じる。
- (2) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

3 建築物の所有者の実施措置

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じる。

第4項 被災宅地危険度判定

1 宅地判定士の派遣要請

市は、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

市の要請を受けた県は、必要と認められた場合には、直ちに宅地判定士の派遣を行う。

2 応急危険度判定活動

判定の基本的事項	<ul style="list-style-type: none">判定対象宅地は、市が定める判定実施区域内の宅地とする。判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。判定結果の責任については、市が負う。
判定の関係機関	<ul style="list-style-type: none">市は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指導、監督を行う。県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。
判定作業概要	<ul style="list-style-type: none">判定作業は、市の指示に従い実施する。被災宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。調査は、判定調査票の項目に従って、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。判定結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

3 危険度判定（宅地）

被災宅地の危険度判定は、次の3段階とし、判定ステッカーを見やすい場所に掲示するとともに関係者への安全指導を行う。

区分	内容
危険宅地	この宅地に立ち入ることは危険です。
要注意宅地	この宅地に立ち入る場合は、十分注意してください。
調査済宅地	この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

4 二次災害防止のための応急措置

市は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第3款 爆発及び有害物質による二次災害対策

危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害防止の応急措置を講じて施設の被害を最小限に止めるとともに、従業員や周辺住民に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力して、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

第1項 危険物施設応急対策

1 市の実施措置

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずるものとする。

(2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するように指導するものとする。

2 危険物施設の管理者の実施措置

(1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

(2) 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

(3) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

3 危険物施設における災害発生時の応急措置

(1) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防・警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。

(3) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

災害が発生した事業所は、消防・警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難・広報等の措置を行う。

第2項 石油類等危険物施設の安全確保

1 事業所における応急措置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアル等に基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

2 被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

第3項 高圧ガス貯蔵施設応急対策

1 火薬類貯蔵施設損傷の有無（保安施設を含む）

当該施設の保安係員等は、地震等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視により確認し、次のような応急措置を行う。

異常無しの場合	保安要員を確保し余震による被害発生に備える
異常有りの場合	<ul style="list-style-type: none">①爆発、誘爆の回避措置②危険区域、立入禁止区域の設定③盗難防止措置④火災拡大、延焼、類焼の回避措置⑤付近住民等への危険周知及び避難誘導⑥本部、警察、消防等への通報

2 高圧ガス貯蔵、製造設備等損傷の有無（保安施設を含む）

当該施設の保安係員等は、地震等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視及びガス検知器等により異常の有無を確認し、次のような応急措置を行う。

異常無しの場合	保安要員を確保し余震による被害発生に備える
異常有りの場合	<ul style="list-style-type: none">①ガス遮断等緊急措置②危険区域、立入禁止区域の設定③火災拡大、延焼、類焼の回避措置④本部、消防、関係機関へ通報及び応援要請⑤付近住民等への危険周知及び避難誘導

第4項 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

1 市の実施措置

- (1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、使用者に対し通報を行う。
- (3) 消防機関において、中和剤、吸着剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

2 営業者及び業務上取扱者の実施措置

- (1) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防本部、署へ連絡する。
- (2) 毒物劇物の漏洩、拡散等の場合には、中和剤・吸着剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

第15節 海上災害の応急・復旧対策

第1款 海上災害の防止活動

震災時には、船舶及び沿岸住民の生命、財産に多大な被害が生じることが予想される。このため、市は海上保安署の行う防災対策に協力し、災害の防止及び被害の軽減に努める。

第1項 日向海上保安署の実施計画

1 船舶への津波からの避難誘導の情報伝達

津波予報（注意報・警報）が発表された場合や、強い地震（震度4以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海岸・港湾管理者とともに船舶に対して、船舶用無線・巡視船・N T T回線等により、船の固定や港外退避等の措置を伝達する。

2 海難救助活動

- (1) 船舶の海難、人身事故が発生した場合、速やかに巡視船艇、航空機、又は特殊救難隊により、捜索・救助活動を行う。
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生した場合、速やかに巡視船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊により、消火活動を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請する。
- (3) 危険物が排出された場合、その周辺海域の警戒を厳重に行い、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

3 排出油等の防除活動

船舶又は備蓄タンク等から大量の排出油が発生した場合、宮崎県北部排出油等防除協議会に対し、速やかに事故に関する情報を通知するとともに、防災関係機関等と協力して次に掲げる措置を講ずるものとする。

- | | |
|---------------|-------------|
| ① オイルフェンス展張作業 | ③ 油等回収作業 |
| ② 油処理剤散布作業 | ④ 回収油等の処理作業 |

4 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について無線等を通じ、船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異常が認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めさせる。

5 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに市長にその旨を通知するものとする。

6 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 災害発生区域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺において警戒を行う。

7 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (2) 危険物荷役中の船艇については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

第2項 市の実施計画

1 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報	5 ふ頭又は岸壁に係留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
2 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置	6 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
3 沿岸並びに地元海面の警戒	7 その他日向海上保安署の行う応急対策への協力
4 沿岸住民に対する避難情報の発令	

第2款 支援活動

日向海上保安署は、被災者や被災地及び防災関係機関の活動に対して、自らの能力を十分に發揮して支援活動を行う。

第1項 物資の無償貸与又は譲渡

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めたときは、被災者に対して、物資の無償貸与若しくは譲与を行う。

第2項 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

- 1 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- 2 災害応急対策従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- 3 その他の支援活動については、その都度第十管区海上保安本部と協議のうえ決定する。

第3款 海上災害復旧活動

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、関係機関等と連携を図りつつ、諸対策を講ずる。

第1項 海洋環境の汚染防止

がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の防止又は拡大防止のための適切な措置を講ずるものとする。

第2項 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の海面埋立、海洋投棄処分等に当たっては、海洋環境保全の観点からの指導、助言を行うとともに、関係機関等と協議するものとする。

第3項 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- 2 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第16節 被災地、避難先及びその周辺の秩序維持、帰宅困難者対策

第1款 警備活動

災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想されるため、警察は、震災時においては早期に警備体制を確立し、関係機関等との緊密な連携のもとに災害情報の収集、分析に努め、被災地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

第1項 予想される混乱

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| (1) 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両輻輳による交通渋滞 | (4) 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱 |
| (2) 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱 | (5) 真偽不明情報の流言による混乱 |
| (3) 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱 | (6) 被災地や避難所等での住民の混乱 |
| | (7) 行方不明者の相談、捜索活動等の混乱 |

第2項 市民への呼びかけ

市長は、警察の情報等に基づき、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、市民の取るべき措置について各種の広報媒体を活用して呼びかけを行うものとする。

第3項 警備活動の強化

1 警備体制の確立

(1) 警備本部の設置

大規模災害が発生したときは、日向警察署に「災害警備本部」を設置する。

(2) 警備部隊の運用

災害の種別、規模及び態様に応じ、災害警備計画の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図る。

2 警備内容

日向警察署の警備内容は、次のものがあげられる。

- | | |
|-----------|-----------|
| ①被害実態の把握 | ⑤遺体の検視、見分 |
| ②被災者の救出救助 | ⑥地域安全対策 |
| ③避難誘導 | ⑦保安対策 |
| ④交通対策 | ⑧避難所の防犯対策 |

3 地域安全対策

市域における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

地域安全情報の収集と伝達	被災地における各種犯罪や事故の発生情報、交通状況や危険箇所の情報、捜索活動の進捗状況等安全な生活確保に必要な情報を収集し、地域安全情報として速やかに住民に伝達する。
犯罪、事故の発生防止活動	被災地及びその周辺における犯罪、事故の発生を防止するため、警察独自の警戒活動を強化するとともに、地域住民ボランティアと連携した警戒活動や交通誘導活動、道路等の危険箇所点検等を行う。また、避難所、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対しては、重点的な警戒活動を行う。
警察安全相談活動	必要により、警察安全相談所を開設し、要配慮者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。
訪問活動	高齢者や被災家庭等、犯罪等の被害対象になりやすい世帯については、関係機関、団体や住民ボランティア等と連携して訪問活動を行う。

4 保安対策

(1) 危険物等に対する措置

- ① 鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し盜難、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、銃砲刀剣類並びに火薬類の携帯運搬を制限する。
なお、家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。
- ② 石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては、関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域（警戒線）内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

(2) 経済事犯等に対する措置

商品の不当な買占め、高価販売、土地家屋等の賃貸及び所有権をめぐる紛争等の事案発生に對処するため、関係機関との連携を密にして、情報収集に努め、違法事案の取締りを徹底する。

第2款 帰宅困難者対策

地震の発生により交通機能等が停止し、速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる。

第1項 帰宅困難者対策の実施

市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。

第17節 文教対策

第1款 学校教育対策

学校は、地震発生時における児童生徒の安全を最優先に確保するものとする。

災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施するものとする。

第1項 児童生徒等に対する避難誘導

校長は、地震発生時、建物、器物等の倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

1 校庭等への避難誘導

- (1) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭等の指定した場所へ誘導する。
- (2) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を日向市教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

2 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

- (1) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落等の状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- (2) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (3) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

第2項 応急教育に関する対策

学校教育班は、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図るとともに、所管する学校を指導及び支援する。

1 学校施設・設備の確保

- (1) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- (2) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

2 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障の生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

3 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県学校給食会及び県牛乳協会等と連絡を取り、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供等、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

第3項 応急教育の実施

学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

1 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、学校教育班及び関係機関へ報告又は連絡する。

2 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、学校教育班と連絡をとり、その確保に努める。

3 教育活動

- (1) 災害の状況に応じ、学校教育班と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (2) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- (3) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (4) 授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

4 児童生徒等の健康管理

- (1) 必要に応じ建築物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- (2) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

5 教育施設・設備の確保

- (1) 学校施設の点検、安全確保を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
- (2) 施設・設備が災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の設備復旧に努める。
- (3) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の市立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める（応急教育の予定場所）。

第4項 教科書の供与及び授業料の減免等

1 教科書及び学用品の供与

調達方法	所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。 市における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼する。
支給の対象者	災害により、教科書、教材、学用品等を失った児童、生徒に対する支給及び斡旋を実施する。なお、災害救助法が適用された場合の供与は、県計画による。
支給の方法	被災児童・生徒及び家庭状況については、学校ごとに調査し教科書及び学用品の配布の措置を実行する。また、教育経費の負担については、被害の状況により特別に配慮する。
支給品目	(1) 教科書 (2) 文房具（ノート、消しゴム、絵具、画用紙、下敷、定規等） (3) 通学用品（カバン、運動靴、傘、長靴等）

2 保育料の減免

こども対策班は、被災により保育料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより、保育料減免の措置を講ずる。

3 就学援助

学校教育班は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

第5項 災害時における環境衛生の確保

事前準備	1 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。 2 校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。
災害時の措置	災害後の伝染病、防疫対策については、校長は保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

第6項 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施する等児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

事前準備	1 「生命尊重」「思いやりの心」を育てたり、ボランティア活動への参加を積極的に勧めたりする。 2 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の研修を実施する。
災害時の措置	災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援を継続的に行う。

第7項 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

1 臨時のカリキュラムでの対応

- (1) 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。
- (2) 児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は家の手伝い等させる等状況に応じた弾力的な対応を行う。

2 公共施設の利用（公民館や図書館等）

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等で授業を再開する。

3 民間施設の活用

4 プレハブの早期設置

5 訪問教育の実施等

- (1) 児童生徒の通学路が、安全部の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教職員の訪問指導を実施する。
- (2) 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

第2款 文化財応急対策

文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保すると共に、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止に努める。

第1項 市の実施措置

市教育委員会は、災害が発生した場合の文化財の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

第2項 文化財の所有者の実施措置

- 1 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- 2 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。
- 3 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

第3項 埋蔵文化財対策

復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。復旧・復興の伴う発掘調査については、近接自治体に派遣要請等を行う。

第18節 農林水産関係対策

第1款 農産物応急対策

大規模な災害が発生した場合、農林水産物にも被害が及ぶことが予想されるため、関係機関職員は情報を収集し、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行うなど、被害拡大の防止を図るものとする。

第1項 農産物対策

1 生産者への支援

市は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

水 稲	(1) 地割れ等で漏水がある場合の早急な修復と間断かん水等水分確保 (2) 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫 (3) 地震後、田植えの際の丁寧な代かきと漏水防止への配慮
野 菜	施設の破損箇所の早期復旧対策
果 樹	(1) 露出した根部の覆土（地震により、地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合） (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強 (3) 施設の破損箇所の早期復旧対策
花 き	施設の破損箇所の早期復旧対策
その他露地作物等	地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

2 農産物流通対策

市は、県や関係機関と連携し、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滯貨を防止し、価格の維持に努める。

第2項 家畜衛生・防疫対策

1 家畜防疫対策

- (1) 市は、延岡家畜保健衛生所の指導のもと、関係団体等と連携し、家畜の被害状況を勘案し、死亡獣畜の処分施設、場所の確保を図るとともに、汚染物等の流出の危険がある畜舎に対する流出阻止及び消毒を実施する。
- (2) 市は、県や農業共済組合北部診療所と連携し、診療体制を整備するとともに、獣医師及び動物用医薬品を確保する。
- (3) 市は、県に対し、必要に応じて家畜防疫員の派遣を要請する。

2 飼料確保対策

- (1) 農林水産班は、製造施設、荷役、配送施設が被災していない場合は、業界団体に対して、輸送経路を確保して農家に遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送を行うよう指導する。
- (2) 農林水産班は、製造施設、荷役、配送施設が被災した場合は、業界団体に対して、被災地域外からの緊急輸送、製造受委託による被災地域外への生産シフト等により当面の必要量を確保するよう指導する。

3 畜産流通対策

農林水産班は、関係団体と連携を図りながら被害の場所及び程度等の状況により、災害発生時において情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めるものとする。

- (1) 農林水産班は、食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等の被災状況を把握し、生産者団体に情報を提供する。
- (2) 農業共済組合家畜診療所及び開業獣医師は、被災家畜の予後を判定し、必要に応じて農家に緊急出荷を指導する。
- (3) 生産者団体は、出荷先の被害状況等を勘案して出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等を農家に指導する。

第2款 林産・水産物応急対策

第1項 林産物対策

1 林産物応急対策

市は、県及び林業関係団体と協力して、生産者へ対策の徹底を図るものとする。

第2項 水産物対策

1 水産物応急対策

市は、県及び水産関係団体と協力して、漁業者等へ次の対策の徹底を図るものとする。

漁船漁業	漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。
養殖業	漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。
水産物加工業	加工場等施設の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

第2章 風水害応急対策

第1節 活動体制の確立

第1款 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、情報の収集・伝達その他災害応急対策等を推進するための体制を速やかに確立できるよう、災害対策本部を設置する。

第1項 災害対策本部の設置

1 設置基準

市長は、市域において災害が発生又は発生するおそれのある場合は、次の基準により災害対策組織を設置する。

配備体制	警報・注意報	活動内容等
準予備配備 (情報連絡本部)	<ul style="list-style-type: none">① 市域に大雨注意報又は洪水注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合② 気象状況等により、災害の発生に関する情報連絡を必要とするとき③ 防災推進課長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none">① 気象情報の収集② 予備配備への移行準備
予備配備 (情報連絡本部)	<ul style="list-style-type: none">① 市域に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき② 避難判断水位を超えるおそれがあるとき③ 防災推進課長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none">① 気象情報の収集② 被害情報の把握③ 警戒配備への移行準備
警戒配備 (災害警戒本部)	<ul style="list-style-type: none">① 市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するとき② 市域に広範囲にわたる災害が発生することが予測されるとき③ 消防団の出動を要請する必要があるとき④ 大雨警報又は洪水警報発表時で、前線の活発化等により相当の被害の発生のおそれがあるとき⑤ 汚濫危険水位を超えるおそれがあるとき⑥ 土砂災害警戒情報が発表されたとき⑦ 総務部長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none">① 気象情報の収集② 被害情報の把握③ 県・防災関係機関との連絡体制の確立④ 非常配備への移行準備
非常配備 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none">① 市民の生命・財産に被害を及ぼす災害が発生したとき② 台風が本市を直撃することが明らかとなるとき③ 県本部が設置された場合において、その必要を認めたとき④ 市長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none">① 「災害対策本部組織及び事務分掌」による。② 特別非常配備への移行準備
特別非常配備 (災害対策本部)	「災害対策本部組織及び事務分掌」による。	<ul style="list-style-type: none">① 市域に災害救助法の適用を要する大規模な災害が予測されるとき② 市長が必要と認めたとき

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の編成組織及び各部の事務分掌は、「日向市災害対策本部組織編成図」及び「部の組織及び事務分掌」のとおりとし、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行う。

(1) 災害対策本部長

災害対策本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部に災害対策本部会議を置き、各部（局）長及び本部長の指示する者をもって構成し、本部長を補佐し、災害応急対策の最高意思決定機関とする。

(3) 市長の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故があるとき又は市長が欠けたときは、次の順位で職務を代理するものとする。

第 1 順 位	副市長
第 2 順 位	総務部長
第 3 順 位	防災推進課長

(4) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、次のとおりとする。

第 1 順 位	災害対策本部室（市役所2階）又は防災推進課
第 2 順 位	日向市消防本部
第 3 順 位	本部長が別に定める場所

(5) 災害対策本部設置の通知及び公表

災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、速やかに関係機関に連絡する。

通知及び公表先	通知及び公表の手段	担当班
本部構成員（職員）	庁内放送、防災無線、携帯メール、電話その他迅速な方法	本部班
宮崎県	災害対策支援情報システム、県防災無線、電話その他迅速な方法	本部班
日向警察署	電話、FAXその他迅速な方法	本部班
防災上重要な機関	電話、FAXその他迅速な方法	本部班
報道機関	電話、FAXその他迅速な方法	情報班
住民	市ホームページ、防災無線、広報車、報道機関、区長公民館長への電話	本部班 情報班

(6) 本部連絡員の配置

各対策部長は、所属の職員のうちから本部連絡員を指名し、災害対策本部との連絡調整を図るものとする。

(7) 防災関係機関への対応

防災関係機関に対し、必要により職員の本部への派遣を依頼する。ただし、災害対策本部が設置される場合、防災関係機関は、本部からの連絡の有無にかかわらず自動的に本部に職員を派遣するものとする。

(8) 災害対策本部室への部外者立入り禁止措置

災害対策本部長は、災害対策の遂行上必要と認めるときは、災害対策本部室への部外者の立入りを禁止するものとする。

(9) 緊急連絡員の配置

勤務時間外の災害に対する初動体制の充実を図るために、災害対策本部各班に2名ずつ緊急連絡員を選任しておくものとする。なお、緊急連絡員については、発災後すみやかに登庁できる者を選出するものとする。緊急連絡員の任務は、次のとおりである。

- ① 災害発生直後において、参集職員が十分でない時点での情報収集活動を行う。
- ② 電話、防災無線等の情報連絡手段の途絶時において、使送により各種情報の伝達を行う。
- ③ 参集職員が十分な数になった時点では、災害対策本部と各部班との間の連絡調整を行う。

■ 日向市災害対策本部組織編成図

【本部長】市長 【副本部長】副市長、教育長



総務対策部	本部班 総務班 人事班 財政管財班 出納班 情報班 受援班	()は班長 (防災推進課長) (総務課長) (職員課長) (財政課長) (会計課長) (総合政策課長) (総務課長補佐)
健康福祉対策部	福祉救護班 こども対策班 医療防疫班	(福祉課長) (こども課長) (健康増進課長)
産業経済対策部	農業畜産班 林業水産班 商工観光班	(農業畜産課長) (林業水産課長) (商工港湾課長)
市民環境対策部	税務班 生活相談班 環境保全班	(税務課長) (市民課長) (環境政策課長)
上下水道対策部	水道班 下水道班	(水道課長) (下水道課長)
建設対策部	土木班 1 土木班 2 建築班	(建設課長) (市街地整備課長) (建築住宅課長)
教育対策部	学校教育班 生涯学習班	(学校教育課長) (生涯学習課長)
消防対策部	消防本部班 消防署班 消防団班	(警防課長・予防課長) (消防署長) (消防本部総務課長)
東郷対策部	地域振興班	(地域振興係長)
細島支部	支部長 細島支所長	
岩脇支部	支部長 岩脇支所長	
美々津支部	支部長 美々津支所長	

令和3年4月1日付 組織改編による

■ 部の組織及び事務分掌

部 名	班 名	班 員	業 務 内 容
総務対策部	本部班	防災推進課 監査委員事務局 選挙管理委員会 事務局	①災害対策本部の運営全般に関すること。 ②災害に関する情報の分析及び通報等に関すること。 ③国、県及び防災関係機関との情報通信並びに調整に関すること。 ④自衛隊、自治体等への災害派遣要請及び受け入れに関すること。 ⑤避難情報の発令に関すること。 ⑥防災行政無線に関すること。 ⑦通信途絶下の緊急連絡に関すること。 ⑧自主防災組織との連携に関すること。 ⑨支部との情報通信に関すること。
	総務班	総務課 議会事務局 ※避難所担当職員	①議会関係者との連絡調整に関すること。 ②罹災証明の発行に関すること。 ③避難所の開設、管理及び避難に関すること。 ④被災者の避難誘導に関すること。
	人事班	職員課	①職員の動員及び任務配置の調整に関すること。 ②公務災害補償その他被災職員に対する給付及び援助に関すること。
	財政管財班	財政課 資産経営課	①市有財産の保全に関すること。 ②有線、無線等通信設備の確保に関すること。 ③災害応急資機材の調達に関すること。 ④車両の借り上げ等に関すること。 ⑤緊急車両の登録に関すること。 ⑥災害対策の緊急予算及び資金調達に関すること。 ⑦仮設住宅の建設及び入居に関すること。
	出納班	会計課	①義援金、見舞金品等の保管及び管理に関すること。 ②災害時における市内各金融機関との連絡調整に関すること。
	情報班	総合政策課 秘書広報課 地域コミュニティ課 行政改革・デジタル 推進課	①災害に関する情報の収集に関すること。 ②市民への災害情報の発信（広報紙、インターネット等）に関するこ と。 ③被害状況の撮影及び記録に関すること。 ④報道機関に対する発表に関すること。 ⑤電算システムの復旧に関すること。 ⑥広域的な災害情報の収集及び近隣市町村との連絡調整に関するこ と。 ⑦自治会との連絡調整に関すること。 ⑧本部長の秘書に関すること。
	受援班	防災推進課 総務課 職員課 総合政策課 福祉課 商工港湾課 農業畜産課	①関係機関との連絡調整に関すること。 ②全体的な総括や自衛隊との連絡調整に関すること。 ③人員配置や労働安全衛生管理に関すること。 ④広域行政との連絡調整に関すること。 ⑤地域防災計画における支援物資に関すること。 ⑥商工団体、企業、運送及び港運会社との連絡調整に関すること。 ⑦農畜産物の食料要請に関すること。
健康福祉 対策部	福祉救護班	福祉課 高齢者あんしん課	①食料及び物資の調達及び配給に関すること。 ②食料等支援物資の受け入れ、仕分け、配給調整及び搬送に関するこ と。 ③その他物資に関するこ と。 ④避難行動要支援者に関するこ と。 ⑤災害救助法の適用に関するこ と。 ⑥災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関するこ と。 ⑦災害援護資金の貸付に関するこ と。 ⑧日本赤十字社との連絡調整に関するこ と。 ⑨ボランティアの募集、受付、登録管理及び派遣調整に関するこ と。
	こども対策 班	こども課 市立保育所	①保育施設の被害調査及び応急対策に関するこ と。 ②児童の安全確保に関するこ と。 ③災害時における児童の保健に関するこ と。
	医療防疫班	健康増進課 東郷診療所	①医療機関等の被災・稼働状況把握及び災害拠点病院との連絡手段の 確保に関するこ と。 ②保健所、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関するこ と。 ③応急救護所の設置及び救護対策に関するこ と。 ④地域医療搬送の支援及び連絡調整に関するこ と。 ⑤医薬品等の調達に関するこ と。 ⑥その他医療救護及び保健並びに公衆衛生に関するこ と。

部 名	班 名	班 員	業 務 内 容
産業経済対策部	農業畜産班	農業畜産課 ふるさと物産振興課 農業委員会事務局	①農産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ②家畜及び畜産施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ③被災農家等の災害対策に関すること。 ④農地及び農業用施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	林業水産班	林業水産課	①林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること。 ②林産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ③被災漁業者及び水産業者対策に関すること。 ④水産施設の災害対策及び被害調査に関すること。 ⑤水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	商工観光班	商工港湾課 観光交流課	①商工、港湾、運輸、交通、通信等の被害調査及び応急対策に関すること。 ②観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ③被災商工業者対策に関すること。 ④観光客への対応に関すること。
市民環境対策部	税務班	税務課 国民健康保険課	①住家等被害認定調査に関すること。 ②被災世帯名簿の作成に関すること。 ③被災世帯に係る税の減免に関すること。 ④被災者に係る納税の猶予に関すること。
	生活相談班	市民課	①市民等からの相談、要望等に関すること。 ②死亡者の埋火葬に関すること。 ③その他市民との対応に関すること。
	環境保全班	環境政策課	①被災地及び避難所のし尿処理に関すること。 ②応急仮設トイレの設置に関すること。 ③環境汚染の調査に関すること。 ④被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関すること。 ⑤廃棄物処分地の確保に関すること。 ⑥消毒活動の連絡調整に関すること。 ⑦その他環境衛生に関すること。
上下水道対策部	水道班	水道課	①上水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ②断水の状況把握に関すること。 ③応急給水に関すること。 ④飲料水及び生活用水の確保に関すること。
	下水道班	下水道課	③下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ④農業集落排水施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
建設対策部	土木班 1	建設課	①道路、橋梁、河川、堤防、砂防等の被害調査及び応急対策に関すること。 ②交通規制に関すること。 ③道路の障害物の除去に関すること。
	土木班 2	都市政策課 市街地整備課	①道路交通情報に関すること。 ②都市計画施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	建築班	建築住宅課	①被災住宅の応急危険度判定及び応急修理に関すること。 ②市営住宅の被害調査、応急対策に関すること。 ③倒壊家屋対策に関すること。
教育対策部	学校教育班	学校教育課 教育総務課 学校給食センター 市立小中学校	①教育施設や体育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。 ②児童生徒の避難及び登下校の安全確保に関すること。 ③災害時における児童生徒の保健に関すること。 ④応急教育に関すること。 ⑤被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関すること。 ⑥学校給食施設の被害状況の調査及び炊き出しに関すること。
	生涯学習班	生涯学習課 スポーツ・文化振興課 図書館	①社会教育施設や文化施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。

部 名	班 名	班 員	業 務 内 容
消防対策部	消防本部班 消防署班 消防団班	消防本部 消防署 消防団	①火災等の現場活動の実施計画に関すること。 ②消防部隊の運用に関すること。 ③避難及び救出に関するこ。 ④傷病者の緊急搬送に関すること。 ⑤行方不明者の捜索に関すること。 ⑥消防団の統制及び相互応援に関すること。 ⑦自主防災組織との連携に関するこ。 ⑧消防施設の災害対策及び被害調査に関するこ。 ⑨消防資機材の整備に関するこ。 ⑩災害気象通信業務に関するこ。 ⑪火災等の原因調査に関するこ。
東郷対策部	地域振興班	東郷地域振興課	①災害対策本部東郷対策部の運営全般に関するこ。 ②東郷町域の情報収集及び通報連絡並びに緊急時の広報に関するこ。 ③その他、関係機関との連絡調整に関するこ。
細島支部		細島支所	①支部の災害情報の収集及び通報連絡並びに管理に関するこ。
岩脇支部		岩脇支所	①支部の災害情報の収集及び通報連絡並びに管理に関するこ。
美々津支部		美々津支所	①支部の災害情報の収集及び通報連絡並びに管理に関するこ。

第2項 動員配備体制

迅速な職員の動員配置を行うため、職員参集基準等について定める。

1 職員参集基準

大雨時の配備体制については、次表のとおりとする。

本部	本部構成	配備	活動内容	職員の配置	基準
情報連絡本部	本部長 防災推進課長 副本部長 防災推進課長補佐 本部員 防災推進課職員	準予備配備	① 気象情報の収集 ② 予備配備への移行準備	防災推進課長が指名する職員は登庁し、いつでも予備配備に移行できる体制とする。	① 市域に大雨注意報又は洪水注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ② 気象状況等により、災害の発生に関する情報連絡を必要とするとき ③ 防災推進課長が必要と認めたとき
災害警戒本部	本部長 防災推進課長 副本部長 建設課長 本部員 都市政策課長、下水道課長、水道課長、福祉課長、東郷地域振興課長 その他本部長が必要と認める課長	予備配備	① 気象情報の収集 ② 被害情報の把握 ③ 警戒配備への移行準備	本部の指示する職員は登庁し、いつでも警戒配備に移行できる体制とする。	① 市域に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき ② 避難判断水位を超えるおそれがあるとき ③ 防災推進課長が必要と認めたとき
災害警戒本部	本部長 総務部長 副本部長 建設部長 本部員 防災推進課長、消防長、総務課長、秘書広報課長、福祉課長、都市政策課長、下水道課長、水道課長、建設課長、東郷地域振興課長、林業水産課長 その他本部長が必要と認める部課長	警戒配備	① 気象情報の収集 ② 被害情報の把握 ③ 県・防災関係機関との連絡体制の確立 ④ 非常配備への移行準備	本部の指示する職員は配置につき、その他の職員は自宅待機する。	① 市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するとき ② 市域に広範囲にわたる災害が発生することが予測されるとき ③ 消防団の出動を要請する必要があるとき ④ 大雨警報又は洪水警報発表時で、前線の活発化等により相当の被害の発生のおそれがあるとき ⑤ 汚濁危険水位を超えるおそれがあるとき ⑥ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ⑦ 総務部長が必要と認めたとき
災害対策本部	本部長 市長 副本部長 副市長、教育長 その他の組織については、「災害対策本部組織編成図」による。	非常配備	① 「災害対策本部組織及び事務分掌」による。 ② 特別非常配備への移行準備	各部班の長及び緊急連絡員が配置につき、その他の職員は必要に応じて配置につく。	① 市民の生命・財産に被害を及ぼす災害が発生したとき ② 台風が本市を直撃することが明らかなどき ③ 県本部が設置された場合において、その必要を認めたとき ④ 市長が必要と認めたとき
災害対策本部		特別非常配備	① 「災害対策本部組織及び事務分掌」による。	全職員が配置につく。	① 市域に災害救助法の適用を要する大規模な災害が予測されるとき ② 市長が必要と認めたとき

2 職員の動員

(1) 動員の指示

市長は、災害が特に大規模で職員参集・配備基準により難いと認めるとき、又は災害応急対策の体制を確立するうえで必要があると認めるときは、職員の動員を指示する。

市長は、職員参集・配備基準に基づいて体制が執られている場合においても、災害応急対策の万全を期すため必要があると認めるときは、状況に応じて動員の指示を発して体制の強化を行うものとする。

(2) 参集職員への伝達方法

- ① 職員安否確認・参集システム
- ② 職員緊急連絡網等による連絡

(3) 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の必要な情報を併せて伝達するものとする。

3 参集手段等迅速かつ確実な参集を確保するための方策

(1) 職員の登庁

職員は、動員の指示を受けた時は、定められた場所に速やかに参集するものとする。

登庁時の手段	可能な限り徒歩、自転車、バイク等による。
服 裝	応急活動に便利で安全な服装
持 参 物	職員防災ハンドブック、職員証、食料、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、応急医薬品等、その他必要と思われるもの
情 報 収 集	登庁経路での被害状況をメモし、その状況を支部又は本部総合政策対策部に報告する。携帯電話やカメラ等による映像撮影も有効である。

(2) 参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において事故等に遭遇した時は、人命の救助を第一として付近の住民に協力するとともに、消防署等へ通報するものとする。

(3) 職員の責務

職員は、速やかに登庁して的確に災害対策を遂行するという目的を達成するため、日ごろから、携行品、登庁手段等を検討するとともに、災害対策業務の研鑽に努めるものとする。

(4) 登庁できない場合の措置

職員は、やむを得ない事情により自主参集又は動員による登庁ができない場合は、その旨を所属長に報告し、事後の対応要領等について指示を受けるものとする。

4 体制確立時の報告

自主参集又は動員により災害応急対策の執務体制を確立した所属は、その状況を速やかに災害対策本部に報告の上、連携を強化して災害対策を推進するものとする。

第2款 水防本部の設置

市長は、水防法の規定により宮崎地方気象台長から気象状況の通知を受けた場合において、洪水又は高潮等に対する危険がなくなるまでの間、水防本部を設置し、水防業務の統括に当たるものとする。

第3款 関係機関への応援要請

市の防災関係機関のみでは対応が困難な場合、市は、「日向市大規模災害時受援計画」や、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

第1項 地方公共団体への応援要請

1 応援の要請

(1) 他市町村への要請

市長は、市の地域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎県市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応 援 項 目	<ul style="list-style-type: none">①災害応急措置に必要な職員の派遣②食料品、飲料水及び生活必需品の提供③避難及び収容施設並びに住宅の提供④医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供⑤遺体の火葬のための施設の提供⑥ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供⑦災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供⑧ボランティア団体の受付及び活動調整⑨その他応援のため必要な事項
---------	---

(2) 県への応援要請

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣の斡旋を求める場合、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

応 援 要 請 時 に 記 載 す る 事 項	<ul style="list-style-type: none">①災害の状況②応援（応急措置の実施）を要請する理由③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量④応援（応急措置の実施）を必要とする場所⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）⑥その他必要な事項
職 員 派 遣 斡 旋 時 に 記 載 す る 事 項	<ul style="list-style-type: none">①派遣の斡旋を求める理由②派遣の斡旋を求める職員の職種別人員③派遣を必要とする期間④その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

(3) 国への応援要請

市長は、市域における災害応急対策のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

要 請 項 目	<ul style="list-style-type: none">①派遣を要請する理由②派遣を要請する職員の職種別人員③派遣を必要とする期間④その他職員の派遣について必要な事項
---------	--

(4) 民間団体への応援要請

市長は、市の地域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受援計画の発動要件

受援計画の発動要件は、市災害対策本部で必要と認めたときとする。

(3) 受援体制の確保

市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資や人的支援を速やかに受け入れるため、受援体制を確保する。また、執務スペース等については、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

連絡窓口	総務対策部 受援班
物資の受入拠点	日向市文化交流センター、日向市社会福祉協議会、 日向市社会福祉協議会 東郷支所
地域内輸送拠点	日向市東郷公民館、日向サンパークオートキャンプ場
受援拠点	道の駅「日向」、道の駅「とうごう」

※ただし、被災した施設については、拠点として設置しない。

(4) 経費の負担

① 国又は他都道府県、市町村から市に職員派遣を受けた場合

市に派遣を受けた職員に対する災害派遣手当及び給与等経費の負担方法は、災対法施行令第18条、第19条及び日向市一般職の職員の給与に関する条例第13条の2（災害派遣手当）に定めるところによる。

② 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、事前に相互に協議して定めた方法に従う。

第2項 緊急消防援助隊の派遣要請

1 派遣の要請

市は、市内の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

応援派遣要請を必要とする災害規模	<ul style="list-style-type: none">① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害② 災害が拡大し宮崎県内の他市町村又は宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害
------------------	--

消防機関の応援要請を行う場合は、次の事項を明らかにして、知事に対する要請は市長が行い、隣接消防機関並びに代表消防機関への要請は消防長が行うものとする。

なお、応援要請を行った消防長は、速やかに市長に報告するものとする。

応援要請内容	(1) 被害の概要及び要請の理由（地水利状況を含む） (2) 応援部隊の種別と必要資機材等の品名と数量 (3) 日向市への進入経路及び集結場所 (4) ヘリコプター離発着場所の位置及び名称 (5) 応援部隊の派遣を要する期間（予定）
--------	--

2 消防機関受援体制の確立

応援部隊の受入れについては、円滑な受入れと応援部隊の最大限の活動を促すため、事前に次の措置を整えておく。

- (1) 警察機関等を含む応援部隊の誘導体制の整備
- (2) 応援部隊集結場所の複数指定
- (3) 災害状況、活動方針等に関する情報提供体制の整備
- (4) 管内地図、水利地図、防災拠点施設地図の整備
- (5) 貸与可能資機材の品目と数量等の情報提供資料の整備
- (6) 野営可能箇所、燃料補給箇所、食料、宿泊施設に関する整備
- (7) 市内及び広域的な医療機関案内図の整備
- (8) ヘリコプター離発着場所の整備

3 他の消防機関への応援

他の市町村との相互応援協定における災害の発生を覚知したときは、災害の情報収集に努め、応援態勢を整え、要請を受けた場合は直ちに出動し、要請地方公共団体の長の指揮下に行動する。

また、締結した相互応援協定に定められている場合には、応援要請がなくとも状況により自主的に行動するものとする。

なお、応援出動の際には、その旨及びその結果を県知事に連絡するとともに、被災地方公共団体の負担とならないよう自給自足の応援体制をとる等、被災状況に留意するものとする。

4 県等の応急措置の代行

(1) 県による応急措置の代行

知事は、災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施する応急措置のうち、警戒区域による立入り制限や現場の災害を受けた工作物等の除去等の権限について、その全部又は一部について市に代わって行うものとする。

(2) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行

指定行政機関の長等は、災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市が実施する応急措置のうち、現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限等についてその全部又は一部について市に代わって行うものとする。

第3項 自衛隊の災害派遣要請

1 派遣の要請

(1) 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

- ① 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

(2) 要請権者（要請を行うことができるもの）

自衛隊に対して災害派遣要請を行えるものは、知事、第十管区海上保安本部長、宮崎空港事務所長である（以下「知事等」という。）。

(3) 派遣要請を行う場合

災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ① 市長から派遣要請があり、知事が必要と認めた場合
- ② 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

(4) 災害派遣の活動範囲

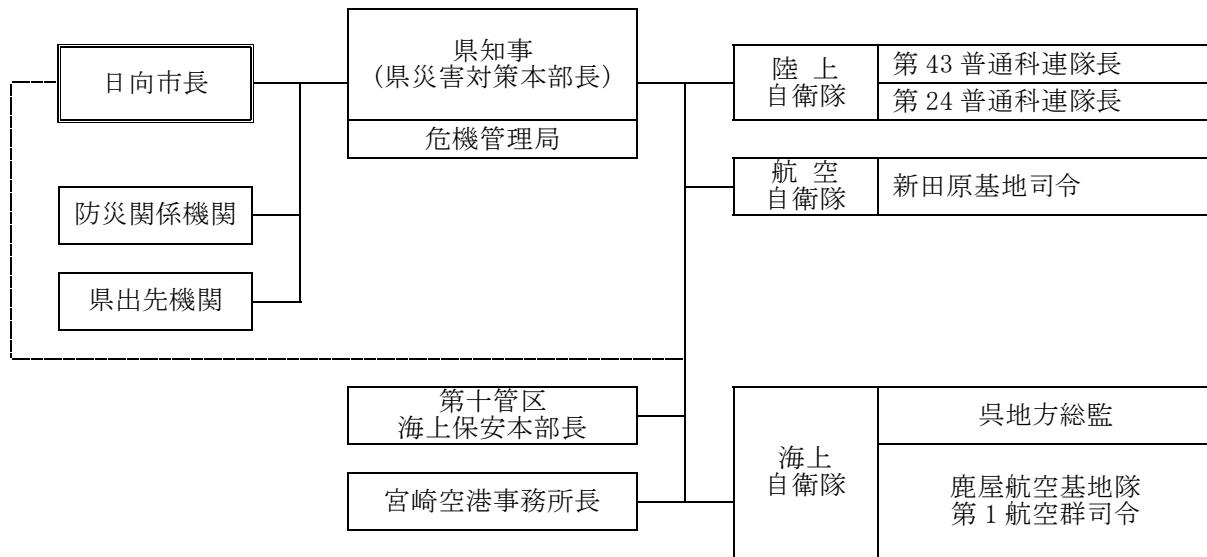
自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示す。

項目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行つて被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 知事への派遣要請

市長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理局）に要求する。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

<災害派遣要請系統図>



(6) 市長が県に依頼することができない場合の措置

市長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。この際、市長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

県に依頼できない場合の災害派遣の要請先は、以下のとおりである。

■ 災害派遣の要請先

区分	あて先	所在地	電話番号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第43普通科連隊長	都城市久保原町	0986-23-3944
陸上自衛隊	陸上自衛隊第24普通科連隊長	えびの市大河平堀浦	0984-33-3904
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983-35-1121
海上自衛隊	海上自衛隊呉地方総監	呉市幸町3丁目	0823-22-5511

2 自衛隊受入れ体制の確立

(1) 体制整備の連絡

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市又は関係機関の長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、派遣部隊及び市又は関係機関との連絡に当たるため、必要に応じ職員を派遣する。

(2) 受入れ側の活動

市が災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置するものとする。

【災害派遣部隊到着前】

- ① 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。
- ② 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立すること。

連絡職員	総務部 総務課 総務係長
------	--------------

- ③ 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定すること。

■ 提供施設

本庁舎内連絡事務室	日向市役所 4階委員会室
派遣部隊宿泊場所	牧水公園、日向市農村交流館

【災害派遣部隊到着後】

- ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮者と協議すること。
- ② 派遣部隊指揮者名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告すること。

(3) ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

※緊急ヘリポート整備状況は資料編参照

(4) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、市の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定めるものとする。

- ① 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣にかかる事項に限る。）
- ② 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- ③ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- ⑤ その他の必要な経費については、事前に協議しておく。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議する。

3 派遣部隊等の撤収要請

市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼し、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を依頼する。

4 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

市が災害時に航空機による援助を受けるための緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備について、資料編参照のこと。

第4項 海上保安庁の支援要請

1 支援要請

海上保安庁に支援を要請する事項は以下のとおりである。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、県及び市が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の依頼手続き

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは県に対し海上保安庁の支援について次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする機関
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

県に依頼できない場合の支援要請先は、以下のとおりである。

日向海上保安署	電話番号 54-4999
---------	--------------

第2節 警戒時の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1款 気象情報等の発表

住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

第1項 気象警報・注意報等の発表

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

＜特別警報・警報・注意報の概要＞

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

<特別警報・警報・注意報の種類と概要>

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。</p>
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雪特別警報（土砂災害）に相当する。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風特別警報（土砂災害）に相当する。
	暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風雪特別警報（土砂災害）に相当する。</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。</p>
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、波浪特別警報（土砂災害）に相当する。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、高潮特別警報（土砂災害）に相当する。
警報	大雨警報	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</p>
	洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊等が挙げられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</p>
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。</p>
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管が凍結したり、破裂したりすることによる著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

<警報・注意報発表基準一覧表>

日向市	府県予報区	宮崎県		
	一次細分区域	北部平野部		
	市町村等をまとめた地域	延岡・日向地区		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指基準	24	
	大雨（土砂災害）	土壤雨量指基準	209	
	洪水	流域雨量指基準	小丸川流域=32.8, 耳川流域=66, 坪谷川流域=27, 塩見川流域=17.6, 石並川流域=18.4, 富高川流域=11.1, 亀崎川流域=5.9, 庄手川流域=7.1, 赤岩川流域=10.4	
		複合基準 ^{*1}	小丸川流域= (10, 29.5), 耳川流域= (10, 61.1), 坪谷川流域= (10, 24.3), 塩見川流域= (10, 17.1), 石並川流域= (10, 16.5), 富高川流域= (10, 9.9), 亀崎川流域= (10, 5.3), 庄手川流域= (10, 6.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm
			山地	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	2.0m	
注意報	大雨	表面雨量指基準	13	
		土壤雨量指基準	135	
	洪水	流域雨量指基準	小丸川流域=26.2, 耳川流域=52.8, 坪谷川流域=18.8, 塩見川流域=14, 石並川流域=14.7, 富高川流域=8.8, 亀崎川流域=4.7, 庄手川流域=5.6, 赤岩川流域=8.3	
		複合基準 ^{*1}	小丸川流域= (10, 21), 耳川流域= (10, 50.3), 坪谷川流域= (6, 18.8), 塩見川流域= (6, 14), 石並川流域= (10, 11.8), 富高川流域= (6, 8.8), 亀崎川流域= (6, 4.7), 庄手川流域= (6, 5.6), 赤岩川流域= (6, 8.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3cm
			山地	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.6m	

雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪			
濃霧	視程	陸上 海上	100m 500m
乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%		
なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3°C 以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上		
低温	夏期：平年より平均気温が 4°C 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温 -5°C 以下 山沿いで最低気温 -8°C 以下		
霜	11月 20 日までの早霜、3月 20 日以降の晩霜 最低気温 4°C 以下		
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温 -2°C ~ 2°C、湿度 90% 以上		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	120mm	

*¹ (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

<特別警報の発表基準>

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	暴風が吹くと予想される場合
高 潮	高潮になると予想される場合
波 浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

<警報の危険度分布の概要>

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：周囲の状況を確認し、各自の判断で、屋内の浸水が及ばない階などに移動する状況。 「警戒」（赤）：高齢者等は速やかに安全確保行動をとる状況。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

3 宮崎県の細分区域図

一次细分区域	市町村等をまとめた区域	二次细分区域
北部平野部	延岡・日向地区	延岡市、日向市、門川町
	西都・高鍋地区	西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
北部山沿い	高千穂地区	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
	椎葉・美郷地区	西米良村、美郷町、諸塙村、椎葉村
南部平野部	宮崎地区	宮崎市、国富町、綾町
	日南・串間地区	日南市、串間市
南部山沿い	小林・えびの地区	小林市、えびの市、高原町
	都城地区	都城市、三股町

4 宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

5 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、宮崎県と宮崎地方気象台から共同で発表される。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

6 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

宮崎県の雨量による発表基準は、1時間120ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

7 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域（宮崎県北部平野部）で発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、一次細分区域（宮崎県北部平野部）で発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

8 早期注意情報

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（北部平野部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。

大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

9 水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通省又は知事が行う。

10 土砂災害緊急情報

河道閉塞等大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難情報発令の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(1) 国土交通省による土砂災害緊急情報

- ① 河道閉塞による湛水又は噴火に伴う降灰等を発生原因とする土石流
- ② 河道閉塞による湛水

(2) 県による土砂災害緊急情報

① 地すべり

第2項 警報時の伝達組織及び伝達方法

1 伝達組織

気象警報等は、資料編に示す経路によって伝達する。

2 宮崎地方気象台等から通知を受けた場合の市の措置

気象等予報及び警報の発表を知ったときは、関係機関と緊密な連絡をとり、事後の情報の把握に努める。

また、掲示、標識、信号、鐘、口頭等の方法により、住民に周知する処置を講ずる。

第3項 異常気象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

2 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を直ちに市長に通報する。

3 市長の通報

市は、1及び2によって異常現象を知った場合、直ちに次の機関に通報又は連絡する。この場合、宮崎地方気象台に対する通報は、電話やFAXによることを原則とする。

(1) 宮崎地方気象台

(2) 異常現象によって災害の予想される隣接市町村

(3) 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関

(4) その他の関係機関

4 県出先機関の通報

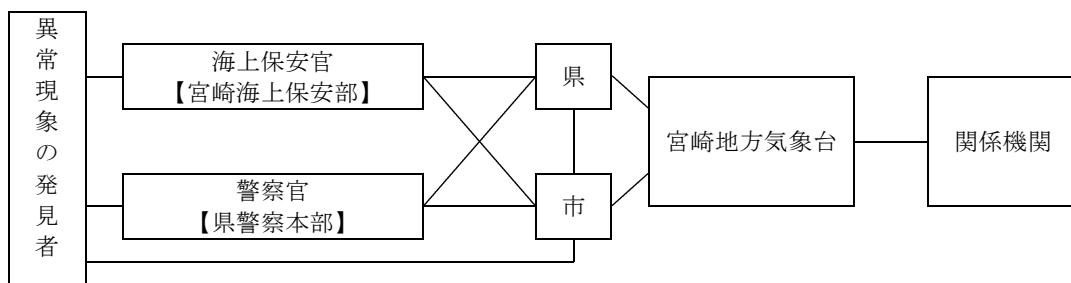
市長からの通報によって異常現象を知った県出先機関は、直ちに県庁所管部課及び危機管理局に通報する。

5 住民等に対する周知徹底

異常現象の通知を受けた関係機関は、その現象によって予想される災害地域の住民及び他の関係機関に周知徹底を図る。

6 異常現象通報系統

■ 異常現象を発見した者の速報系統図



7 異常現象

風水害に関して異常現象とは、概ね次に掲げる自然現象をいう。

事 項	現 象	備 考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	竜巻、強い降雹等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

※ 竜巻は警察官から気象庁へも通報する。

第2款 被害情報の収集・伝達

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報を迅速かつ的確に収集する。

第1項 被害情報の収集

市は、関係機関と連携し、人的被害の状況、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を把握する。

1 情報収集の手段

(1) 参集職員からの情報収集	(5) 防災ヘリ等上空からの情報
(2) テレビ・ラジオ	(6) インターネット等による情報
(3) アマチュア無線家の協力	・災害状況要約システム D-SUMM (ディーサム)
(4) 民間企業	・市公式 SNS 等

2 重点的に把握すべき被害概況等

(1) 要救助者の把握	(4) 道路、鉄道の被害（橋梁、盛土、崖崩れによる通行不能箇所）
(2) 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）	(5) 崖崩れの状況（位置、被災戸数）
(3) 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀）	(6) 道路渋滞の状況

3 人的被害の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者）については、一元的に集約、調整を行う。

4 孤立集落の状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市及び県、防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握する。

また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。

第2項 被害情報の報告

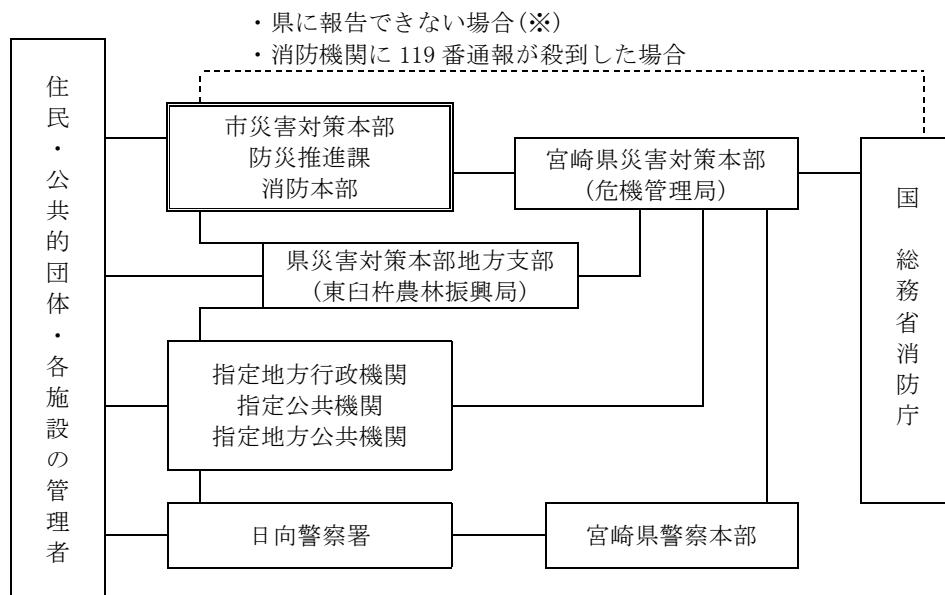
1 関係機関への報告

(1) 県への報告

市は、下記に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県（危機管理課、東臼杵農林振興局）をはじめ関係機関に被害概況即報及び被害状況即報を報告する。

- ①市災害対策本部が設置されたとき
- ②災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ③災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大するおそれがあるとき
- ④震度4以上の地震が発生したとき

■ 情報収集・伝達の流れ



(※)は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

(2) 消防庁への直接報告

- ① 地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録したものについては、第1報を直接消防庁へ原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する（被害の有無を問わない）。
- ② 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び消防庁へ同時に報告する。

2 被害情報等の伝達手段

市は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ① 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAXその他最も迅速かつ確実な手段を使う。
- ② 有線が途絶した場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ③ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

3 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。

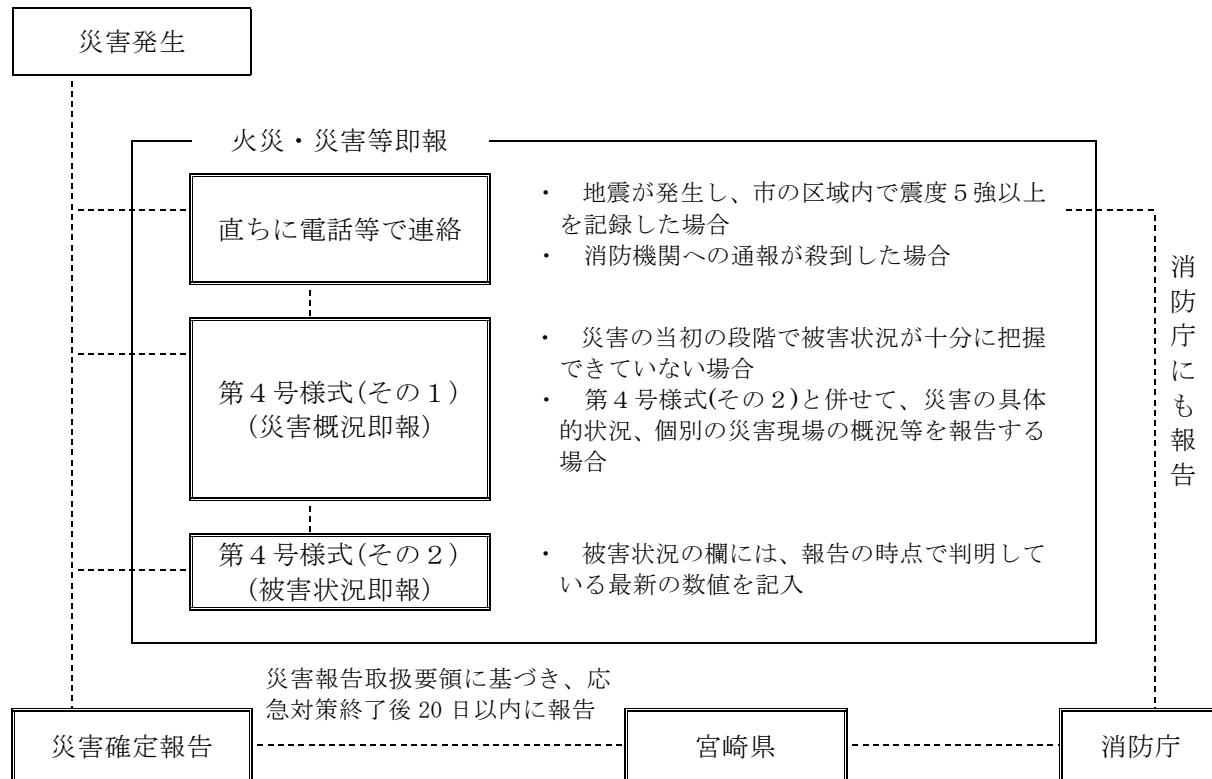
(1) 即 報

災害発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

(2) 確定報

応急対策終了後20日以内に報告

■ 事務処理フロー



■ 主要な連絡先

東臼杵農林振興局	0982-32-6134	消防庁	TEL	03-5574-0119
〃 (無線 TEL)	380-330	〃	FAX	03-5574-0190
〃 (無線 FAX)	380-380	〃 震災等応急室 (応急対策実施)	TEL	03-5253-7527
県危機管理局	0985-26-7064		FAX	03-5253-7537
〃 (無線 TEL)	2136, 2139, 2140	〃 防災課 (応急対策企画ほか)	TEL	03-5253-7525
〃 (無線 FAX)	2640		FAX	03-5253-7535

※ 衛星系防災電話は、101+（上記の地上系番号）

4 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特段の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準による。

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月未満で治療できる見込みの者とする。

住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	構造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい附属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は、同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りにしようとすることが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度の。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
田畠被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畠の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畠の冠水	
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川又はその他の河川並びにこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第5条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・生け垣）を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路とする。
	清掃施設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。

そ の 他 の 被 害	がけ崩れ	山及びがけ崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生活を一についている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地及び農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第3項 市民への広報

1 広報活動

市及び県、関係機関は、被災地の住民や災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買い物客等帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| ① 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等） | ⑧ 鉄道、バスの被害状況、運行状況 |
| ② 避難情報の内容 | ⑨ 救援物資、食糧、水の配布等の状況 |
| ③ 流言、飛語の防止の呼びかけ | ⑩ ごみ、し尿処理、衛生に関する情報 |
| ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ | ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況 |
| ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ | ⑫ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報 |
| ⑥ 公的な避難所（福祉避難所を含む）、救護所の開設状況 | ⑬ 臨時休校等の情報 |
| ⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況 | ⑭ ボランティア組織からの連絡 |
| | ⑮ 全般的な被害状況 |
| | ⑯ 防災関係機関が実施している対策の状況 |

2 被災地外の住民に対する広報活動

市及び県、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

① 避難情報の内容	⑤ ボランティア活動への参加の呼びかけ
② 流言、飛語の防止の呼びかけ	⑥ 全般的な被害状況
③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ	⑦ 防災関係機関が実施している対策の状況
④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）	

3 広報の方法

① 同報系防災行政無線	⑥ FAX
② 広報車等による広報	⑦ 震災ニュースの発行
③ 紙面広報	⑧ 臨時FM局の設置、運営
④ 電波広報	⑨ ヘリコプターからの広報
⑤ インターネット発信	⑩ その他（専用掲示板、語学ボランティア、相談窓口等）

4 報道機関への対応

情報班長が専任のスポーツマンとして広報事項及び災害対策上の重要な事項について発表する。

また、報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、可能な範囲で提供する。

第4項 通信手段の確保

災害発生後における迅速で的確な応急対策を実施するため、多様な通信手段を確保する。

1 電話回線の利用

災害時において、電話が輻輳し通話が困難な場合、応急対策等のために必要な電話による通話は、西日本電信電話㈱に登録された「災害時優先電話」によって行う。

2 無線通信の利用

電話回線の途絶や輻輳により通話が出来ない場合に、次に無線通信手段を用いる。

衛星携帯電話	迅速かつ的確な応急対策活動を行うため衛星携帯電話を利用する。
県総合情報ネットワーク 「災害対策支援情報システム」	災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、消防本部及び日赤、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれがない県総合情報ネットワークを活用する。
防災相互通信用無線電話	災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合に利用する。 宮崎県、県内市町村 県内消防本部及び消防署 宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所 県警本部、自衛隊、宮崎海上保安部

3 非常無線通信

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することが出来ない場合に、電波法（昭和52年法律第131号）第52条の規定に基づき、最寄りの無線局に非常無線

通信を依頼する。

アマチュア無線局	必要に応じて、アマチュア無線ボランティアに協力を依頼し、災害情報の収集・伝達を行う。
----------	--

4 放送局への放送要請

市は、緊急を有する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信が出来ない場合、あらかじめ定めた手続きにより、知事を通じて、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を放送機関に知事を通じて要請する。

NHK宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎、(株)エフエム宮崎、(株)ケーブルメディアワイワイ

5 他機関の通信設備の利用

優先利（使）用する者	通信設備設置機関	申込み窓口
知事 日向市長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 水防団長 消防機関の長	県総合情報ネットワーク	県危機管理局 農林振興局 各土木事務所
	県警察本部	県警察本部-警備第二課長 日向警察署-署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長 河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方気象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	西日本電信電話(株)	災害対策担当
	九州旅客鉄道(株)鹿児島支社	日向市駅長・情報区長
	九州電力株式会社	日向営業所 日向土木保修所 耳川水力整備事務所
	九州電力送配電株式会社	日向配電事業所
陸上自衛隊 航空自衛隊	陸上自衛隊	その都度依頼する。
	航空自衛隊	その都度依頼する。

6 孤立防止対策用衛星電話の利用

災害時、孤立することが予想される集落において通信手段を確保するため、衛星携帯電話を整備している。このため、整備した衛星携帯電話にあっては、月1回通話試験を実施することとする。

地区名	設置場所	事業者	衛星携帯電話番号
細島高々谷 細島宮の上	消防団第10部機庫	KDDI	001-010-8816-234-13911
平岩鵜毛	消防団第33部機庫	KDDI	001-010-8816-234-13912
美々津上町 美々津中町 美々津下町	まちなみ防災センター	KDDI	001-010-8816-234-13913
東郷町坪谷	坪谷公民館	KDDI	001-010-8816-234-13914

7 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

8 総合通信局の災害対策用移動通信機器の利用

市は、九州総合通信局へ災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA用無線機、衛星携帯電話）の貸出しを要請する。

9 自衛隊の通信支援

市、防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、第4編第3章第3節鉄道災害応急対策計画に基づき要請手続きを行う。

第3節 避難収容活動

第1款 災害発生前における早期避難の準備

風水害により住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、避難が困難にならないよう、明るい時間帯や風が強まる前の時間帯等の避難情報の発令等に留意し、適切な避難誘導を実施するなど、災害に備える。

第1項 避難対策の実施責任者

1 避難指示

避難指示の実施責任機関は、次のとおりとするが、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部又は一部を知事が代行することとする。

実施に当たっては、災害対策本部の第一次的な実施責任者である市長（総務対策部本部班）を中心として、相互に密な連携をとる。

避 難 指 示	災 害 全 般	市 長
		警 察 官
		自 衛 官
		海 上 保 安 官
	洪 水	知 事
		水 防 管 理 者
	地 す べ り	知 事

市長不在の場合は、次の順序とする。

第1順位	第2順位	第3順位
副 市 長	総務部長	防災推進課長

2 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、住民の生命を守るために必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることが出来る。

災害種類	設 定 者	根拠法
災害全般	市 長	災害対策基本法
	警 察 官	
	自 衛 官	
	知 事	
	海上保安官	
火災	消防長、消防署長、消防吏員、消防団	消防法
	警察署長、警察官	
水害	消防吏員、消防団	水防法
	警 察 官	

3 警戒活動等の実施

市長は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、住民に対して早めに避難情報の発令等を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

4 要避難状況の早期把握

市長は、風水害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難情報の発令等をはじめ、迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための高齢者等避難の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ、災害時において避難支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮する。

5 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ避難の要否を判断する。

河川災害のおそれのある箇所	気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市・消防本部その他は、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難情報発令の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。
土砂災害のおそれのある箇所	市・消防本部その他は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報も活用して避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずるものとする。

6 早期自主避難の実施

市長は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

浸水危険区域	河川が、避難判断水位に達し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合
土砂災害発生の兆候	<ul style="list-style-type: none">① 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流下する音が聞こえる場合② 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざり始めた場合③ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）④ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合⑤ がけ地において落石や崩壊が生じ始めた場合⑥ その他

7 屋内での退避等の安全確保措置の指示

状況によっては屋外を移動して避難所等へ避難するよりも屋内にとどまる方が安全であると市長が認める場合は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での避難等の安全確保措置を指示することができる。

第2款 公共土木における災害の未然防止対策

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

第1項 公共土木の巡視等

1 河川堤防等の巡視

水防管理者（市長）は、水防計画に基づき、河川堤防・海岸堤防・津波防護施設の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

2 ダム、水門等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、農業用ため池、せき、水門等の適切な操作を行う。

操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに、住民に対して周知させる。

3 道路パトロール、事前規制等の措置

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロールや事前規制等の必要な措置を実施する。

第2項 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

第3款 風水害時における避難情報の発令基準

第1項 警戒レベルを用いた避難情報の発令

市では、防災情報の意味を直感的に理解し、住民が主体的に避難行動をとれるよう、内閣府の避難情報に関するガイドラインに基づき、5段階の警戒レベルを用いて避難情報を発令する。

1 河川水位による避難情報の発令基準

避難情報	警戒 レベル	河川水位による 判断基準	耳川水系 東郷橋	小丸川水系 中水流橋	塩見川水系 縁開橋
①高齢者等避難	3	水防団待機水位	3. 0 m	5. 2 m	2. 1 m
		氾濫注意水位	4. 0 m	5. 8 m	2. 7 m
②避難指示	4	避難判断水位	4. 1 m	5. 8 m	2. 7 m
③緊急安全確保	5	氾濫危険水位	5. 1 m	6. 9 m	3. 1 m
③緊急安全確保		氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生
避難対象区域			迫野内、鶴野内、八重原、田野、小野田、羽坂、福瀬、飯谷、余瀬、幸脇、立縫	越表	永田、中村、中原、新財市、高見橋通り、広見、本谷、西川内、新生町、南町、山下、比良、川路、長江

※ 上記の3河川は、洪水時に住民が円滑かつ迅速な避難ができるような情報を、水防管理団体が洪水情報として的確に提供できるようにするため、水防法第13条第2項に基づき知事が水位情報を通知及び周知する水位周知河川である。

- ※ 緊急安全確保は、消防団等からの報告により、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合、または、そのおそれがあつた場合に発令する。
- ※ その他河川については、カメラ画像や消防団からの報告等で漏水・侵食又は決壊のおそれがあつたことを確認した場合、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報の基準を大きく超過する場合）を目安に避難情報を発令する。
- ※ 避難情報の解除については、水位周知河川の場合、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除する。
その他の河川等については、当該河川又は下水道の水位が十分に下がり、かつ、流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除する。

■ 水位の定義

水防団待機水位	河川の水位が、これ以上増水するとその河岸に何らかの災害が予想される水位
氾濫注意水位	河川の水位が相当に上昇し、その河岸において災害が発生し始める。又は発生の可能性が高くなり、特に厳重な水防警戒を要する水位
避難判断水位	水位情報周知河川において、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位
氾濫危険水位	河川の流量が、その河川の容量の極限に達し、この水位以上になれば重大な災害が発生するおそれがあり、かつ直ちに避難立退きを要する状態になった水位

第2項 土砂災害警戒情報等による避難情報の発令基準

避難情報	警戒レベル	土砂災害警戒情報等による判断基準	避難対象区域
①高齢者等避難	3	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）並びに土砂災害危険度情報が警報基準値を超過する場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が土砂災害防止法に基づき指定する「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」
②避難指示	4	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）、かつ、土砂災害危険度情報が「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ・前線や台風等により、警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が調査した土砂災害危険区域 ・その他必要と判断された区域
④緊急安全確保	5	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ・土砂災害が発生した場合 	

第3項 高潮警報等による避難情報の発令基準

避難情報	警戒レベル	高潮警報等による判断基準	避難対象区域
①高齢者等避難	3	<ul style="list-style-type: none">・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	<ul style="list-style-type: none">・市沿岸地域及び河口部地域・その他必要と判断された地域
②避難指示	4	<ul style="list-style-type: none">・高潮警報（警戒レベル 4 相当情報〔高潮〕）あるいは高潮特別警報（警戒レベル 4 相当情報〔高潮〕）が発表された場合・高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合	
③緊急安全確保	5	<ul style="list-style-type: none">・水門・陸閘等の異常が確認された場合・海岸堤防等が倒壊した場合・異常な越波・越流が発生した場合	

第4款 避難誘導の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は関係機関の協力を得て、市民に避難情報の発令を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止める。

第1項 避難情報の発令

1 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難情報の発令を行う。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流）・延焼火災・危険物漏えい（毒劇物、爆発物） | <ul style="list-style-type: none">・建物倒壊・水害（河川、海岸、ため池等）・その他 |
|---|--|

2 避難指示の内容

(1) 発令者 (2) 差し迫っている具体的な危険予想 (3) 避難対象地区名	(4) 避難日時、避難先及び避難経路 (5) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等） (6) 出火防止の措置（配電盤の遮断措置等）
---	---

3 避難措置の周知

- (1) 市長以外の者が避難指示を行ったときは、法令に基づき市長及び関係機関に通知する。
- (2) 市長は自ら避難指示を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対しその周知徹底を図る。また、知事に報告するとともに、必要に応じ知事を通じて放送機関に放送を要請する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

① 関係機関への連絡

市長は、速やかに関係機関に対して連絡する。

② 住民への周知徹底

市長は、速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

第2項 避難誘導の実施

避難の指示者及び市長は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期す。

1 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させる。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。

- (1) 高齢者、乳幼児、小児、心身障がい者等の要配慮者
- (2) 防災に従事する者以外の者

2 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努める。

- (1) 避難に当たっては、市、消防機関、自主防災会、警察等の協力のもと、安全な経路を選定のうえ、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用して、高齢者等にも配慮しながら、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図る。
- (2) 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
- (3) 誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ、避難経路を2カ所以上選定しておく。
- (4) 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をする。
- (5) 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確かめる。

3 避難場所への市職員等の配置

市が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、団員を含む。）、警察官を配置する。

4 避難場所における救護等

- (1) 避難場所に配置された市職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。
 - ① 火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達
 - ② 避難した者の掌握
 - ③ 必要な応急の救護
 - ④ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容
- (2) 市が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力する。

5 避難状況の報告

- (1) 市は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接又は日向警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。
 - ① 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
 - ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
 - イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - ウ 市等に対する要請事項

- ② 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。

避難場所名	必要な救助・保護の内容
避難者数・避難世帯数	市等に対する要請事項

- (2) 市は、避難状況について、県へ報告する。

第5款 避難所の開設・運営

災害によって住居等を喪失した被災者を一時的に収容保護し、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう迅速な避難所の開設や適切な運営に努める。

第1項 避難所の開設と報告

1 避難所の開設

市は、避難所を開設する必要があると認められるときは、次により避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導する。

また、感染症の自宅療養者等が避難する可能性を考慮し、健康福祉担当部局と防災担当部局は、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

対象者	<ul style="list-style-type: none">① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者② 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人、ホームレスを含む）③ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者<ul style="list-style-type: none">・避難情報発令の対象者・避難情報発令の対象者ではないが、緊急に避難する必要のある者
開設場所	<ul style="list-style-type: none">① あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無等安全性を確認の上、避難所を開設する。② 避難所が不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げや、野外に天幕等を設営して避難所を開設する。③ 災害の様相が深刻で、市内に避難所を開設することができない場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や建物又は土地を借り上げて避難所を開設する。④ 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し生活相談員等を配置する。要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所に避難させる。
設置期間	<ul style="list-style-type: none">① 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは逐次開設数を整理縮小すること。② 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。③ 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設をすすめること。④ 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、国の承認を必要とするため、県と協議すること。

2 県への報告

市は避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告すること。この場合の報告事項は、概ね次のとおりである。

- ・ 避難所の開設の日時及び場所
- ・ 開設数及び収容人員
- ・ 開設見込み期間

3 県への要請

市は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合等避難所の開設運営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請すること。

4 その他

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を見込む場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第2項 避難所の運営

市は、次の事項に留意し避難所の適正な運営に当る。具体的な対応については、「日向市避難所運営マニュアル」に基づき行う。

1 管理責任者の配置

避難所ごとに、原則として市職員の管理責任者に男女両方を配置すること。ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておくこと。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備すること。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

2 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行うこと。

- (1) 避難所被災者台帳の整備
- (2) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要の把握
- (3) 必要な食品等の供給について市災害対策本部との連絡調整と、物資受払簿の整備
- (4) ボランティア組織等の支援への適切な指示 ほか

3 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、自主防災会やボランティアの協力を得て、「避難所運営マニュアル」に基づく、避難者による自主的な避難所運営に努める。

- (1) 避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援する。
- (2) 班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃など）が片方に偏る等、性別や年齢等に役割が固定化されることがないよう、班の責任者に男女両方の配置について配慮する。

4 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応すること。

- (1) 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布すること。
- (2) 感染症対策を踏まえたレイアウト等の必要な措置を講じるとともに、開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて設備や備品を整備し、プライバシーの確保や生活環境の向上に努めるとともに、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努める。バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合には、避難行動要支援者が利用しやすいよう、速やかに障がい者トイレ、スロープ等の仮設に努めること。
- (4) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに必要な電気容量を確保すること。
- (5) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保すること。
- (6) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等に配慮し、避難所における安全確保等、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努める。
- (7) 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努めること。

5 指定避難所以外の被災者への支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

6 帰宅困難者への支援

交通機関等の停止による帰宅困難者に対しては、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、道路や鉄道等の交通に関する情報の迅速な提供を行う。

また、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。

第3項 避難所生活環境の整備

1 衛生環境の維持

市は、要配慮者等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及び尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

2 清潔保持に必要な知識の普及

市は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持にすること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

第4項 健康管理

1 被災者の健康状態の把握

- (1) 市は、医師、保健師及び栄養士等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。
- (2) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。
- (3) 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

2 被災者の精神状態の把握

- (1) 県が保健所に設置する心の相談所において、被災者及び支援者に対するカウンセリング等継続的な対応を行うとともに、市は県と共に広報活動により被災者に周知徹底する。
- (2) 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- (3) 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

3 継続的要援助者のリストアップ

市は、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

4 関係機関との連携の強化

市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

第6款 被災者の把握

避難所の開設に伴う避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の建設、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うために、被災者の状況の把握に努める。

第1項 避難者、在宅被災者の把握

1 避難者の状況把握

市は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握する。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用すること。

登録事項	<ol style="list-style-type: none">(1) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号(2) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年(3) 親族の連絡先(4) 住家被害の状況や人的被害の状況(5) 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況(6) 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）(7) 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否(8) その他、必要とする項目
登録の方法	事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録すること。 ※避難所運営マニュアル参照

登録結果の活用	登録された状況は、個人情報の管理を徹底した上で、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。 ※ 避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。
登録結果の報告	登録の結果は、日々、市の災害対策本部に集約する。災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

2 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握すること。

第2項 被災認定

市は、被災認定を災害救助法の適用基準により行う。

第7款 要配慮者への配慮

要配慮者に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、きめ細かな対策が必要である。自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を講ずる。

特に、要配慮者のうち災害発生時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の実施計画に記載するとおり避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、円滑な避難を行う。

第1項 要配慮者に配慮した応急対策

1 災害発生直後に必要な対策

- (1) 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行うこと。
- (2) 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所など安全な場所への速やかな避難誘導を行うこと。

2 早期に必要となる対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努めること。

(1) 一般の避難所での対策

- ① 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たること。
- ② 障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行うこと。

- (3) 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利となるないように介助に配慮すること。また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給すること。
- (4) 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障がい者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等等要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いること。
- (5) 要配慮者の介助に関して、必要に応じボランティア組織や関係団体へ協力を要請すること。
- (6) 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図ること。

(2) 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、(1)の対応とともに、次の事項に留意すること。

- (1) 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する介助員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮すること。
- (2) 相談等に当たる介助員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。
- (3) 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行うこと。

第2項 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

市は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

社会福祉施設管理者による対策は、次のとおりである。

1 救助及び避難誘導

地震防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難場所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行うこと。

2 搬送及び受入先の確保

災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行うこと。また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行うこと。

3 食料、飲料水及び生活必需品の調達

入所者等の食品、飲料水、生活必需品について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、市等に対して供給応援を要請すること。

4 介護職員等の確保

入所者等の介助等について、必要に応じて他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請すること。

5 相談窓口開設への協力

市の実施する避難所や在宅の要配慮者への相談窓口開設に協力すること。

6 その他

防災関係の厚生労働省からの各通知及び「社会福祉施設地震防災マニュアル」等により対応すること。

第3項 避難行動要支援者に対する安全確保対策

1 要員の確保

市は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努める。

2 安否確認、救助活動

市は、避難行動要支援者名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民（自主防災組織等）、福祉団体（日向市社会福祉協議会、高齢者クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

3 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握等、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を隨時提供する。

4 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の避難行動要支援者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設ける等要配慮者に配慮した配布を行う。

5 保健・福祉巡回サービス

市は、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師等地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケア等各種保健・福祉サービスを実施する。

6 保健・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、必要に応じて保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

7 避難所における要配慮者に対する支援対策

(1) 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

(2) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、オムツ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

(3) 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

- ① 市は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援が受けられる等、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行う。
- ② 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、市と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結する。
- ③ 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努める。

第4項 外国人に対する安全確保対策

1 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線等を活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安全の確保や救助活動を行う。

3 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌等の発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供

市及び県は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、多言語等による情報提供に努める。

4 外国人相談窓口の開設

県は、必要に応じて速やかに（公財）宮崎県国際交流協会（以下「県国際交流協会」という。）内に災害に関する外国人の相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

市においても、必要に応じて速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じる。

また、市及び県は、相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第5項 観光客に対する安全確保対策

1 安否確認の実施

職員等により調査班を編成し、観光関連事業者（宿泊施設・観光施設等）に対して観光客の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

2 避難誘導の実施

市は、県の協力を得ながら、広報車等を活用して避難施設等への速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

市及び県は、マスメディア、インターネット等を活用するとともに、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

4 相談窓口の開設

必要に応じ、観光客の相談窓口を開設し相談業務を行う。

第4節 救助・救急及び消火活動

第1款 救助・救急活動

災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急活動を実施する。

第1項 救助・救急活動の原則

- 1 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、市長が行うことを原則とする。
- 2 県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救助・救急活動に協力する。
- 3 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- 4 市は、市の区域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- 5 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による活動を行う。
- 6 自衛隊の救助・救急活動は、第4編第2章第1節活動体制の確立の定めるところによる。

第1項 情報収集・伝達

1 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

2 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

第2項 救助・救急要請への対応

災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

- 1 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- 2 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

第3項 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

第4項 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

第5項 後方医療機関への搬送

- 1 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

2 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、健康福祉対策部医療防疫班や救急隊等に対して情報伝達する。

第6項 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、次款「消火活動」の内容による。

第7項 住民、自主防災組織、事業所等による救助活動

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行う。

- 1 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- 2 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- 3 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
- 4 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救助を図る。
- 5 救助活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受ける。

第2款 消火活動

消防機関は、相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な消防活動を実施する。

第1項 消防機関による消火活動

1 火災の情報収集、伝達

(1) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

(2) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

2 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則に則りそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

多発火災への対応原則	(1) 避難場所及び避難路確保の優先 (2) 重要地域の優先 (3) 市街地火災消火活動の優先 (4) 重要対象物の優先 (5) 火災現場活動の原則
------------	--

3 応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、消防庁長官へ消防組織法第44条第1項に基づく緊急消防援助隊による応援等の要請を依頼する。

4 応援隊の派遣

他市町村で大火災が起こった場合、市は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

5 応援隊との連携

他地域からの応援隊との連携をとるため、早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「宮崎県消防相互応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」「日向市消防本部受援計画」に基づいて行う。

6 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

第5節 医療救護活動

第1款 医療機関による医療救護活動

発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間）においては、限られた医療資源等を最大限に活用しながら一人でも多くの命を救うための活動を行うものとし、急性期（3日目～1週間程度）、亜急性期（1週間～1ヶ月程度）以降においては、各医療圏の医療ニーズ等を十分に把握する等、関係機関等が連携して被災者の支援に万全を期す。

第1項 災害救助法に基づく措置

医療救護は、災害救助法（以下「救助法」という。）が適用された場合、救助法に基づき実施する。

市は、救助法施行令第17条第1項による知事からの通知があった場合には、当該事務の内容を当該期間実施する。

通知のあった事務を除くほか、市は、県が行う救助を補助する。

なお、救助法が適用されない場合も、救助法に準じて実施する。

救助法による医療及び助産の実施基準は、資料編のとおりとする。

第2項 医療救護体制の確保

1 医療救護班の編成

市（医療防疫班）は、日向市東臼杵郡医師会、日本赤十字社宮崎県支部等に対して、医師、看護師、その他医療関係者の出動等を要請し、医療救護班を編成して、医療救護活動にあたる。

【医療救護班の編成基準】

医師 1人	看護師等 2人	事務担当者 2人
-------	---------	----------

2 医療機関の動員計画

医療防疫班は、県、日赤、医師会等医療関係団体に対し、医療救護の協力要請を行う。

(1) 県への要請

本部長は、市において医療救護活動が困難な場合、県知事に対して医療救護班の派遣を要請する。要請する場合は、次の事項を明らかにして行う。

【県への派遣要請時に必要な事項】

- 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等ごとの医師、看護師数）
- 必要とする医療救護班数
- 派遣場所
- 救護期間
- 災害の種類・原因等その他事項

(2) 民間への協力依頼

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における住民の通報連絡、傷病者の移送等について、十分な協力が得られるよう各機関の連携を図る。

(3) 災害拠点病院

県が指定する災害拠点病院をはじめ、医師会、薬剤師会、消防本部等との関係機関と連携し、医療救護体制を確立する。

【災害拠点病院】

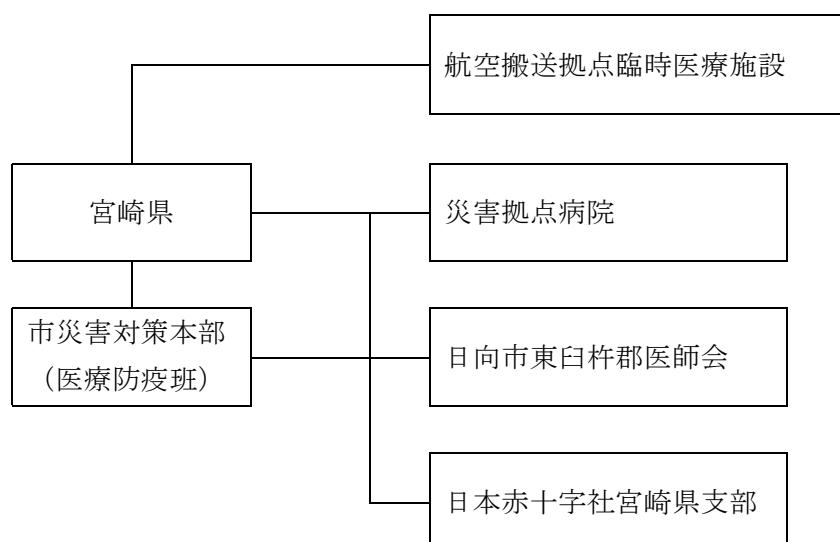
種別	二次医療圏名	医療機関名	電話番号
地域災害拠点病院 (地域災害医療センター)	日向入郷	千代田病院	0982-52-7111
		和田病院	0982-52-0011
		日向病院	0982-63-1321
基幹災害拠点病院 (基幹災害医療センター)	県内全医療圏	県立延岡病院	0982-32-6181
		県立宮崎病院	0985-24-4181
		宮崎大学医学部附属病院	0985-85-1510

(4) 航空搬送拠点臨時医療施設 (S C U) 候補地

災害時に航空機での患者搬送に際し、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、県が設置する。

県北地域…九州医療科学大学

【医療救護活動の要請】



3 救護所の設置

医療防疫班は、医師会、薬剤師会等医療関係団体との連携により、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設又は適当な地点に応急救護所を設けるとともに、学校・公民館等に救護所を設置し、救護所に必要とする資機材の設置等を行う。

【救護所設置場所】

- ・被災者の避難収容所
- ・被災地の中心地
- ・被災地周辺の医療施設
- ・その他適当と思われる地点

第3項 医療救護活動

医療救護班は次のような救護活動を行う。

活動内容	① 傷病度合による選別等（トリアージ） ② 医療救護 ③ 助産救護 ④ 死亡確認 ⑤ 死体検案
活動場所	医療救護班は、市長又は委任を受けた日向市東臼杵郡医師会が設置する医療救護所において医療救護活動を実施する。
装備	医療救護班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとするが、調達不能又は不足の場合は、県・周辺市町村等の協力を得て補給する。

第4項 保健・医療対策

1 重症度の判定（トリアージタグ）

医療救護班の医師は、傷病者を次の4段階に区分し、それぞれの救命措置、応急措置を行う。

順位	分類	識別色	負傷者等の状況
第1順位	重症	赤色（I）	直ちに処置を行えば救命が可能な者
第2順位	中等症	黄色（II）	多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 基本的にはバイタルサインが安定している者
第3順位	軽症	緑色（III）	上記以外の軽易な傷病でほとんど専門医の治療を必要としない者
第4順位	死亡	黒色（O）	既に死亡している又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者

※ トリアージとは、多数の負傷者が同時に発生した場合、負傷者の緊急性や重症度に応じて分類し、治療や搬送の優先順位を決めるることをいう。

※ 限られたスタッフ・医薬品等の医療機能を最大限に活用し、可能な限り多数の負傷者の治療を行うため、災害規模等によりトリアージの運用は変更される。

2 特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や難病患者等へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

人工透析・難病患者・精神障がい者等の対応	医療防疫班は、災害によって最寄りの医療機関で必要な医療を受けることが不可能となった患者が発生した場合、医師会や他の医療機関と連絡調整し、人工透析等を円滑に受けることができるよう努める。
精神保健対策	医療防疫班は、災害後のP T S D（心的外傷後ストレス障がい）等の精神的不安に対する対応を行う。

3 保健活動

医療防疫班は、災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策として、保健師及び栄養士等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施するとともに、こころのケアに対する相談・啓発を行う。

第5項 指定避難所の巡回

避難生活が長期にわたる場合は、指定避難所における感染症の予防、その他精神保健等を目的として、医師、薬剤師、看護師等による巡回診療を行う。

医療防疫班は、巡回のために次の事項を行う。

【指定避難所の巡回】

- 巡回計画の作成
- 医師会等への連絡
- 指定避難所への巡回診療の広報

第6項 医療機関等への応援要請

1 医療施設の確保

受援班は、医療救護班又は市内の病院、診療所等での処置が困難な場合には、県及び隣接市町村等の協力を得て、最寄りの医療機関に協力を要請し、収容施設を確保する。

2 医薬品等の確保

医薬品、医療資機材、血液等については、当面保有する医薬品や備蓄の物を活用し対応するものとし、医薬品等が不足する場合は本部長へ補給要請する。

要請を受けた本部長は、薬剤師会を供給窓口とし確保に努めるとともに、必要に応じて知事に補給要請する。

第2款 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関と連携し、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

第1項 傷病者の搬送

消防機関の救急車で対応するが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、病院所有の救急車、自家用車等の活用を図る。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図る。

被災地域内の医療機関で対応が困難な重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）候補地：九州医療科学大学までの搬送体制の確保を図る。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮する。

第2項 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

第3項 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

第4項 医療情報の確保等

県、市、医療機関、消防機関等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、EMIS（広域災害救急医療情報システム）等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずる。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行う。

【県防災救急ヘリの出動要請】 資料編参照



県防災救急ヘリ出動要請の場合は、市長から県防災救急センター所長に対して行う。ただし、緊急を要する場合は、消防機関等の現場の職員からでも、要請を行うことができる。

【県ドクターヘリの出動要請】

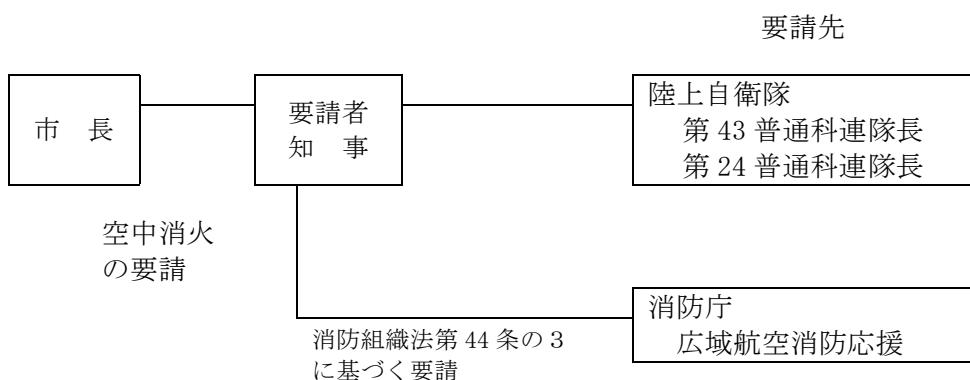


県ドクターヘリの出動要請の場合は、消防機関からドクターヘリ運航管理室に行う。

■ ドクターヘリ出動要請基準

- (1) 生命に危険が切迫しているほか、その可能性が疑われるとき。
- (2) 重症患者であって、搬送に長時間を要することが予想されるとき。
- (3) 特殊救急疾患の患者（重症熱傷、多発外傷、四肢切断等）で搬送時間の短縮を特に図るとき。
- (4) 救急現場で、緊急診断処置に医師を必要とするとき。

【自衛隊及び関係機関への要請】



自衛隊ヘリ等の出動要請の場合は、市長から県（危機管理局）に対して、市長自身か、市長の意志を直接伝達し得る立場の者（副市長、総務部長又は消防長）とする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保と緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要であることから、被害状況、緊急性度、重要度等を考慮の上、緊急輸送機器及び要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。

第1項 輸送に当たっての配慮事項

- 1 交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとる。
- 2 緊急輸送は、次の優先順位に従って行うことを原則とする。
 - (1) 人命の救助、安全の確保
 - (2) 被害の拡大防止
 - (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2項 災害発生後の各段階において優先されるもの

第1段階 (災害直後の初動期)	<ol style="list-style-type: none">(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資(2) 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材(3) 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資(4) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者(5) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の(6) 応急対策要員及び物資(6) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資(7) ヘリコプター等の燃料
第2段階 (応急対策活動期)	<ol style="list-style-type: none">(1) 第1段階の続行(2) 食料、水等生命の維持に必要な物資(3) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者(4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階 (復旧活動期)	<ol style="list-style-type: none">(1) 第2段階の続行(2) 災害復旧に必要な人員、物資(3) 生活用品(4) 郵便物(5) 廃棄物の搬出

第3項 市の緊急輸送

- 1 市が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。
- 2 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- 3 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。
- 4 市は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

第2款 道路輸送体制の確保

緊急輸送の円滑な実施を図るため、交通の確保、輸送手段及び輸送拠点施設の確保等のについて定める。

第1項 交通の規制

災害時における交通の規制は、次の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に協力し、り災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

1 道路法に基づく規制（道路管理者）

道路管理者は、次のとおり交通規制を実施する。市道については、土木班が交通規制を実施し、警察署にその旨を報告する。

交通規制の目的	施設構造の保全、交通の危険防止
規制内容	禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける 必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置する。
根拠法令	道路法第46条（道路管理者）

2 道路交通法に基づく規制（県公安委員会、警察本部）

交通規制の目的	交通の危険防止、交通の安全確保
規制内容	歩行者又は車両の通行を禁止
根拠法令	道路交通法第4条（公安委員会） 道路交通法第5条（警察署長）

3 災害対策基本法に基づく規制（県公安委員会）

交通規制の目的	緊急通行の確保
規制内容	緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限
根拠法令	災害対策基本法第76条第1項

第2項 緊急輸送ルートの啓開

1 道路情報の共有

市は、緊急輸送ルート及び緊急輸送地域ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間にに対する迂回ルート等の情報を関係機関と共有する。

2 道路の啓開活動

道路管理者は、必要に応じて、緊急通行車両等の通行を確保するために区間を指定し、車両の移動措置や道路啓開を行う。

緊急輸送ルートから防災拠点や災害拠点病院等重要な拠点へのアクセスについては、道路管理者が、最優先啓開ルートから必要な啓開を速やかに行う。

■ 防災拠点と緊急輸送地域ルート

防災拠点	道路管理者	路線名	区間
○救助活動拠点 牧水公園交流施設	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	延岡河川国道事務所	国道 10 号	お倉ヶ浜交差点～新生町交差点
	日向土木事務所	国道 327 号	新生町交差点～鶴野内交差点
	日向土木事務所	国道 446 号	鶴野内交差点～牧水公園交流施設
○海上輸送拠点 細島港	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	日向土木事務所	(県) 日知屋財光寺線	お倉ヶ浜交差点～竹島入口交差点
	北部港湾事務所	臨港道路 白浜線	白浜地区公共埠頭～竹島入口交差点
	北部港湾事務所	臨港道路 竹島線	白浜地区公共埠頭～白浜線
○油槽所 東西オイルターミナル	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	日向土木事務所	(県) 日知屋財光寺線	お倉ヶ浜交差点～竹島入口交差点
	北部港湾事務所	臨港道路 白浜線	竹島入口交差点～東西 OT 日向油槽所
○災害拠点病院 千代田病院	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	延岡河川国道事務所	国道 10 号	お倉ヶ浜交差点～新生町交差点
	日向土木事務所	(県) 細島港線	新生町交差点～古田深溝線との交差点
	日向市	(市) 古田深溝線	古田深溝線との交差点～千代田病院
○災害拠点病院 和田病院	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	延岡河川国道事務所	国道 10 号	お倉ヶ浜交差点～向江町交差点
	日向土木事務所	(県) 細島港日向市停車場線	向江町交差点～市道向江町 18 号線
	日向市	(市) 向江町 18 線	市道向江町 18 号線～和田病院
○災害拠点病院 日向病院	NEXCO 西日本	東九州道 日向 IC	
	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	延岡河川国道事務所	国道 10 号	お倉ヶ浜交差点～南町南交差点
			南町南交差点～日向病院
○災害対策本部 日向市役所	日向土木事務所	国道 327 号	日向 IC～お倉ヶ浜交差点
	延岡河川国道事務所	国道 10 号	お倉ヶ浜交差点～原町交差点
	日向市	(市) 草場細島通線	原町交差点～(市) 市役所線交差点
	日向市	(市) 市役所線	(市) 市役所線交差点～日向市役所
○地域内輸送拠点 日向サンパーク	日向市	(市) 日向サンパーク線	国道 10 号交差点～日向サンパーク

第3項 交通規制の実施

1 警察官及び警察署長権限による交通規制の実施（発災直後）

交通規制を行う場合、発災直後の現場はパニック状態となることが予想されるため、次の事項等を総合的に判断し、被災地への流入抑制を重点に交通規制を行う。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・家屋等の崩壊、火災による危険防止 ・道路損壊、橋梁の崩壊等による危険防止 ・人命救助活動等のための通行路の確保
(交通規制路線との接続) | <ul style="list-style-type: none"> ・避難路の確保 ・交通渋滞緩和のための措置 |
|---|--|

■ 交通規制の範囲等

緊急交通路指定前の交通規制の範囲	交通規制路線は、県公安委員会の指定する緊急交通路の対象となるため、指定前における交通規制範囲の設定に当たっては、交通規制路線を含んだ区域或いは同路線に接続する道路を選定する。
交通規制の方法	交通規制は、原則として規制標識を掲出して行うが、急を要する場合等にあっては、現場警察官の指示で実施する。
交通規制の対象	交通規制は、被災地への流入車両を対象とし、被災地域からの流出車両については原則として制限しない。 また、危険防止上必要を認めるときは、歩行者及び軽車両についても対象とするが、緊急車両等については規制から除外する。
迂回路対策	交通規制の実施に伴い、迂回路も併せて設定し、整理誘導を行う。
放置車両等の排除措置	災害対策基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないので、道路管理者と連携し各種法令を根拠に排除する。

2 災害対策基本法に基づく交通規制の実施（発災直後から4、5日ないし1週間程度）

住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火等災害応急対策を迅速に実施するため災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図る。

緊急交通路の指定	緊急交通路は、県公安委員会が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあっては、直ちに、交通規制を実施する。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り替える。(規制表示の変更)
緊急交通路の指定の周知措置	緊急交通路が指定された場合、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を一般に広く周知させる。(テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場工法等)
交通規制の方法等	緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法に基づく標識を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とする。 ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしない。
緊急交通路の始点及び終点における措置	緊急交通路の始点及び終点にあっては、緊急通行車両確認標章の申請手続き及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置する。 また、必要により緊急通行車両等の先導車両を配置する。
迂回路対策	県公安委員会により緊急通行路が指定された際は、必要な場合において、迂回路を設定し、当該迂回路についても主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行う。

交通規制要員の配置	緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人員的に困難な場合は、主要交差点に重点配置する等弾力的に運用する。 また、警備業者による交通整理員の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行う。
交通規制用資機材の活用	交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行う。
署長権限規制の継続	緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助救援活動に資する。
路上放置車両等に対する措置	緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき措置する。
道路管理者への要請	県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

3 道路交通法に基づく交通規制（4、5日ないし1週間以降）

この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まるところから、道路交通法に基づく交通規制に切り替える。

4 道路法に基づく交通規制（道路法第46条）

道路管理者は、次の事項に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- ・道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合
- ・道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

第4項 自動車運転者の取るべき措置

根拠：交通の方法に関する教則（昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号）第10章交通事故、故障、災害等のとき、第3節災害等のとき

災害が発生したとき等に災害対策基本法による交通規制が行われたとき

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転手は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 速やかに、車を次の場所へ移動させる。
 - ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難な時は、車ができるだけ道路の左端にそって駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車等が緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者等に対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者等が命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができなかつたりしたときは、警察官が自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

第5項 自動車運転者の取るべき義務

根拠：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の2

1 自動車運転者の取るべき義務

- (1) 災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき道路の区間について通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- (2) 前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。
- (3) 前記(1)(2)の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

2 駐車の適用除外

- (1) 前記1の(1)(2)による駐車については、道路交通法第3章第9節及び第9節の2〔停車及び駐車（第44条から第51条の16）〕及び第75条の8（高速自動車国道等における停車及び駐車の禁止）の規定は適用されない。
- (2) 前記1の規定による車両の移動又は駐車については、災害対策基本法第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は適用されない。

第6項 道路輸送手段の確保

1 車両の調達・配車

財政班は、府用車両を確保し車両管理及び輸送のための調整を行う。府用車両では対応が困難な場合は、公共団体に属する車両、営業の車両、自家用の車両等の借り上げを要請し、その確保を図る。

2 燃料の調達

財政班は、燃料の調達について燃料取扱い業者と事前に協議し、災害発生時に即応できる体制を確保しておく。

3 車両の配車

本部は、各部への車両種別ごとの供給数及び供給方法について、各部と緊密な連絡をとり、応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の応急措置に支障をきたさないよう万全を期する。

第3款 鉄道施設の応急対策と安全確保

鉄道施設が被害を受けた場合は、当該施設の管理者が応急復旧を実施する。災害による鉄道施設の被害を発見した者は、速やかに当該施設の管理者、市又は警察等に通報する。

第1項 市の実施措置

土木班は、被害を受けた鉄道施設の災害対策本部との連絡体制を確立し、鉄道施設及び旅客の被害状況等について把握する。

第2項 九州旅客鉄道（株）の実施措置

大規模災害発生時は、鉄道施設への被害が予想され、乗客等の安全確保と緊急輸送の確保が重要となる。そこで被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護及び乗客の安全確保を最優先に行うとともに、被災施設の早急な復旧に務め、輸送を確保する。

1 災害対策本部の設置

大規模災害が発生した場合、必要に応じ自治体等の関係機関との連携をとり、旅客の救済及び車両、施設、電気設備の復旧を行うため、本社（支社）に災害対策本部を、被災地に現場対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

2 情報の収集

災害が発生した場合、防災業務実施計画の定めるところにより、通報・連絡・運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、県・市・防災関係機関に連絡する。この場合、県防災無線を活用するほか、情報収集や連絡用の優先電話を指定し、表示を行う。また列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、災害情報及び応急措置の連絡指示を行う。

第3項 応急措置の実施

1 旅客の救出救護

旅客の救出救護のための事前措置、救護の非常招集については、防災業務実施計画による。

駅長が行う避難誘導	<p>① 駅長は係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱の生じないよう誘導し避難させる。</p> <p>② 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を伝達し、秩序維持に協力する。</p>
乗務員が行う避難誘導	<p>① 列車が駅に停止している場合は、運輸指令員等の指示による。</p> <p>② 列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。</p> <p>ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。</p> <p>イ 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。</p> <p>ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</p>

2 災害時の輸送

災害時により線路が不通となった場合は、輸送指令はその状況を的確に把握し、迂回輸送、代行輸送、その他適切な措置を講じる。

第4項 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報活動については、災害対策本部及び現場対策本部が迅速的確に行う。

第4款 海上輸送体制の確立

港湾施設の被害、復旧情報に基づき、海上輸送ルートを定めるとともに港湾施設の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

また、緊急輸送実施機関は、輸送手段の確保を図る。

第1項 海上輸送路の確保

市は、関係機関の協力を得て、交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、県に報告する。

第2項 輸送手段の確保

災害のため、陸上運送が困難な場合で海上輸送がより効果的な場合は、船舶輸送により、輸送を実施する。特に緊急の場合又は船舶による輸送が必要な場合は、市は県に要請し、県、海上自衛隊、宮崎海上保安部、九州運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。

なお、知事は必要に応じ国及び他の都道府県に対し協力を要請する。

- 1 県有船舶
- 2 海上自衛隊の艦艇
- 3 海上保安庁の船艇
- 4 民間船舶及び漁船

第5款 航空輸送体制の確立

県は、宮崎空港の応急復旧を行うとともに、臨時ヘリポートを確保する。

また、航空交通の輻輳による二次災害防止のため航空管制を行うとともに、輸送手段を確保し、輸送体制を確立する。

第1項 輸送手段の確保

生活必需品物資及び応急対策用資機材の輸送が道路輸送及び鉄道輸送では不可能であると本部長が判断したときは、空中輸送のためのヘリコプターの調達を県に対して要請するものとし、要請に当たっては、輸送物資の内容及び数量、輸送人数、目的地等について明らかにしておく。

第2項 ヘリポートの整備

市は、空中輸送を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な地点の選定、整備に備える。(資料編 災害対策用ヘリポート一覧表参照)

第7節 災害救助法の適用

第1款 災害救助法の適用

被災後、被害が適用基準に達した場合は、迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく円滑な救助活動を実施する。

第1項 災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数
(1) 市内の住家滅失世帯数	市内：80世帯以上
(2) 県内の被災世帯数 そのうち市内の住家滅失世帯数	県内：1,500世帯 市内：40世帯
(3) 県内の被災世帯数 そのうち市内の住家滅失世帯数	県内：7,000世帯 市内：多数
(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれがある場合	
(6) 災害が発生するおそれがある場合において、次の全てに該当し、知事が特に救助が必要と認めたとき。 ・国において当該災害に係る特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）が設置されたとき。 ・政府本部の所管区域として宮崎県が告示されたとき。 ・当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。	

※ (1)～(5) 救助法第2条第1項 (6) 救助法第2条第2項

第2項 滅失世帯の算定

1 被災世帯の算定基準

住家被害状況	滅失住家
全壊、全焼、流失	1世帯
半壊、半焼	1/2世帯
床上浸水	1/3世帯

2 住家被害程度の認定基準

住家被害の区分	認定の基準
全壊、全焼、流失	住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの
半壊、半焼	住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
床上浸水	浸水がその住家の床に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

第3項 災害救助法の適用手続き

市長は、災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みのある場合は、災害報告要領に基づき、速やかに宮崎県知事に災害救助法の適用を要請する。

第4項 救助の内容

災害救助法に基づき、知事が実施する救助の内容は次のとおりとする。ただし、必要があると認めることは、同法第30条により市長に委任することができる。

救助の種類	期間	備考
避難所の設置	7日以内	市へ委任
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	
炊き出し等による食品の給与	7日以内	市へ委任
飲料水の給与	7日以内	
被服寝具等生活必需品の給与又は貸与	10日以内	
医療	14日以内	
助産	7日以内	分べんした日から
被災者の救出	3日以内	市へ委任
被災住宅の応急修理	1ヶ月以内	
学用品の給与	教科書：1ヶ月以内 文房具：15日以内	市へ委任
埋葬	10日以内	市へ委任
死体の搜索、処理	10日以内	市へ委任
障害物の除却	10日以内	市へ委任

第8節 飲料水・食料及び生活必需品の調達、供給活動

第1款 給水活動

災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、市は飲料水を供給する。飲料水の供給は、上下水道対策部水道班が実施する。

第1項 応急給水体制の確立

市は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行う。

応急給水基本計画	県内外他事業者等からの応援を有効的かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案する。
作業体制の確保	市と応援水道事業者の作業分担を明確にする等、迅速かつ効果的な作業体制を確保する。

第2項 応急給水活動

1 給水活動

市は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染が発生し、被災者が飲料水の供給を必要とする場合、必要な量の飲料水を供給する。

目標供給量	1人当たり3(L/日)
供給方法	<p>① 容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも考えられるが、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器等の使用による飲料水の確保も考慮する。</p> <p>② 財光寺小学校の耐震化浄水機能付プールによる給水</p> <p>③ 給水車等により、隣接市町村から搬送による給水を受ける。</p> <p>④ 学校給食センターの貯水槽による給水</p> <p>⑤ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置する等、被災者で適時給水を受けられるよう配慮する。</p> <p>⑥ 被災地付近の湖沼水、河川水、貯水槽(プール等)及び井戸水をろ水器によりろ水し、飲料水とする。なお、ろ水器については、備蓄拠点から搬送するものとする。</p>
衛生管理	給水にあたって使用する器具は、すべて衛生処理をしたのち使用し、末端給水までの適当な場所において、塩素の残留効果を測定する。
重要施設への優先的給水	人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行う。

2 広報活動

応急復旧給水の広報については、関係各部の協力を得て、広報車による巡回広報、自治会や給水拠点となる学校、公園等への掲示を実施するとともに、新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを的確に利用して広報活動を行う。

第3項 家庭用水の確保

災害発生が予測される場合は、事前に各家庭において飲料水及び水洗トイレ等の生活用水として必要な程度の貯水をするよう、防災行政無線や広報車等を通じて市民に通知する。

第4項 県への支援要請

市のみで対応できない場合は、県に対して支援要請する。県は市から飲料水の供給に関して支援要請を受けたとき、飲料水製造業者や小売業者等関係業界からの飲料水の供給について支援調整を行うほか、災害救助法が適用となった場合については、流通在庫備蓄等からの供給を行う。

また、県のみで市からの支援要請に対応できない時は、応援協定により他の都道府県に応援を要請する。

第5項 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、資料編「災害救助法による救助の程度と期間」の範囲内において市が県に請求する。

第2款 食料の供給

災害による住居被害や食料流通機構のマヒ、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

被災者等に対する食料の供給実施は、健康福祉対策部福祉救護班長が、災害救助法の実施基準に準じて行う。また、炊き出しは、教育対策部学校教育班が実施責任者となる。

第1項 食料の調達

1 公的備蓄

被災者等に対する供給のための調達は、第一に備蓄している食料（資料編参照）で行う。

2 流通在庫備蓄

市は、災害の状況により、応急食料を必要とするときは、市内の業者から調達する。

3 他市町村、県からの調達

米穀・乾パン以外の食料についても、不足分を他市町村や県に供給要請する。

4 政府所有の米穀の調達

市は、災害の状況により、応急食料を必要とするときは、原則として、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づいて実施する。

(1) 県への調達要請

市は、災害の状況により、さらに応急米穀を必要とする場合は、知事に文書により米穀の調達・引渡を要請する。

また、市は、交通・通信の途絶等により災害地が孤立する等、災害救助法が適用され、応急食料の供給を必要と認めるときは、県を通して農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてFAX又はメールで連絡する。

(2) 通信途絶時の対応

市は、通信の途絶等により県を通じて農林水産省農産局長に連絡できない場合は、直接、農林水産省農産局長に上記情報等の連絡を行う。この場合において、市は、当該内容について、事後速やかに県に連絡する。

第2項 炊き出しその他による食料の給与

市は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等のマヒ、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊き出しや公的備蓄等からの食糧を供給し、被災者の食生活を確保する。

対象者	避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食料の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者
給与の内容	(1) 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。 (2) 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給する。 (3) 食料メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。 (4) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めること。
給与の方法	災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊き出しや学校給食センター等の集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。
品目	米穀（米飯を含む）、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

第3項 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

第4項 物資拠点の指定及び管理

1 物資拠点の指定

県が調達した食料等の物資については、市の物資拠点までの輸送は原則として、知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から市が必要に応じて行う。

市が調達した品の輸送は、健康福祉対策部福祉救護班が行う。市は、配送車が不足する場合は総務対策部財政班に依頼し、必要車両を確保し搬送する。

2 物資拠点の管理

食料等の物資の集積を行う場合は、物流関係団体等と連携する等、物資拠点ごとに管理運営責任者及び警備員等を配置し、食料等の物資の管理に万全を期す。

第5項 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の指定

市は、大規模災害時において、県からの物資を受け入れる地域内輸送拠点を指定し、あらかじめ

資機材の配備を図るとともに、拠点を運営する人材を育成し、物流関係団体や住民、ボランティア等と運営体制の構築に努める。

■ 広域物資輸送拠点

施設名称	住所	備考
高千穂家畜市場	高千穂町大字三田井 883-1	陸路による物資受入拠点
JA宮崎経済連 椎茸流通センター	日向市塩見 11974	海路による物資受入拠点 (陸路による物資受入拠点の代替施設)

■ 地域内輸送拠点

施設名称	住所
日向市東郷公民館	日向市東郷町山陰辛 273-1
日向サンパークオートキャンプ場	日向市大字幸脇 303-5

第6項 災害救助法が適用された場合の費用等

食料の給与に要した費用は、資料編「災害救助法による救助の程度と期間」の範囲内において市が県に請求する。

第3款 生活必需品の供給

住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

被災者等に対する生活必需品の給（貸）与の実施は、健康福祉対策部福祉救護班が、災害救助法の実施基準に準じて行う。

第1項 生活必需品の調達

1 公的備蓄

市は、震災時において被災者に対する生活必需品の給（貸）与の必要があると認められる場合は、物資の種類によっては備蓄拠点の備蓄物資を使用する（資料編参照）。

2 流通在庫備蓄

市は、前記1で調達できない物資について、事前協定を結んだ業者等から調達する。

3 県への調達の要請

市は、生活必需品の調達に不足が生じた場合、又は災害救助法が適用された場合には、知事に生活必需品の調達の要請を行う。

第2項 生活必需品の給（貸）与

市は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、公的備蓄等から給（貸）与する。

対象者	住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・き損又は入手できない者
給（貸）与の内容	避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのぐ程度の品とする。
給（貸）与の方法	(1) 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給（貸）与する。 (2) 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給（貸）与する。 (3) 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられることから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給（貸）与する。

品目の例示

① 寝具（毛布等）
② 日用品雑貨（石鹼、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）
③ 様々なサイズの衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
④ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
⑤ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
⑥ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具等の補装具類
⑧ 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資（生理用品、紙オムツ用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等）
⑨ その他（ビニールシート等）

第3項 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

第9節 応急仮設住宅等及び広域一時避難対策

第1款 応急仮設住宅等の確保

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、①応急仮設住宅の設置、②被災住宅の応急修理、③既存の公的住宅等の空き家の活用の3種類の方法により応急居住の場を提供する。

応急仮設住宅の建設・入居者選定にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮する。

第1項 応急仮設住宅の確保

1 応急仮設住宅の建設

実施事項	実施者等		留意事項等
	救助法不適用	救助法適用	
設置及び設置戸数の決定	市が決定	県が決定 (市と協議)	福祉仮設住宅を含む。
設置計画の策定	市が策定	県が策定	家屋の被害調査等から応急仮設住宅の設置が必要と認めるときは、応急仮設住宅の設置及び設置戸数を決定
設置場所の決定	市が決定	県が決定 (市が協力)	原則として国、県、市の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供
建設・設置	市が建設 ・設置	県が建設 ・設置	応急仮設住宅設置計画に基づき、市内業者等の協力のもと建設。建築資材等の不足は県に調達要請
入居者の選定	市が選定	県が選定 (市が協力)	選考委員会を設置し以下の基準に基づき入居者を決定 ① 住宅が全焼、全壊又は流出した者 ② 居住する住宅がない者 ③ 自らの資力で住宅確保が困難な者
維持管理	市が維持管理	市が維持管理 (県より委任)	・ 管理者は入居者の実態を把握し、医療・福祉等の各種サービスの提供に努める。 ・ 仮設住宅に管理人を置く場合は男女両方を配置 ・ 入居者名簿は世帯単位とともに個人単位でも作成し、支援の必要性や情報開示可否等を記載(取扱いと管理に十分注意) ・ 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮すること。
着工までの期間		災害発生から 20日以内	
供与の期間		完成の日から 2年以内	

2 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置する。

3 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておく。

4 地域社会づくり

- (1) 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。
- (2) 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会等の育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を進める。
- (3) 自治会では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行うこと。
- (4) 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動等の地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮する。
- (5) 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生・児童委員やボランティア等の連携体制による見守り活動が行われるよう配慮する。

5 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援する。

- (1) 恒久住宅需要の的確な把握
- (2) 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底
- (3) 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- (4) 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- (5) その他、住宅等に関する情報の提供

6 災害救助法が適用された場合の費用等

食料の給与に要した費用は、資料編「災害救助法による救助の程度と期間」の範囲内において市が県に請求する。

第2項 被災住宅の応急修理

応急修理期間	住宅の応急修理は災害発生から3ヶ月以内に完了(災害救助法適用の場合) (国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了)
応急修理の戸数の決定	市は被害状況及び応急危険度判定結果等により応急修理を実施する戸数を決定。災害救助法が適用された場合は、県が市と協議し対象数を決定
応急修理の規模	市は市内業者等の協力のもと、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持するに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。
修理対象者の選定	市は次の基準をもとに応急修理対象者の選定を行う。 ① 住宅が半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者 ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に半壊した者 ③ 被害を受けた住宅以外に住むところがない者 ④ 自らの資力で応急的修理が困難な者 災害救助法適用の場合は、県が市を通じて被災者の状況を調査し、対象者を決定。市は選定に当たって、救助法担当課、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

第3項 建築相談窓口の設置

市は、住宅相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

市長は、この事務について、市職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

第4項 公的住宅等の空き家の活用

市は、被災者の住宅を応急的に確保するため、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

第2款 広域一時避難

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等を考慮し、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容について、県内市町村や他の都道府県への広域一時滞在を検討する。

第1項 県内への広域一時避難

市は、県内市町村への一時滞在の必要がある場合は、当該市町村に受入について協議を行う。

第2項 県外へ広域一時避難

1 他都道府県への受入協議

市は、県外市町村への一時滞在の必要がある場合は、県に対し、当該地の都道府県と受入について協議を行うよう求める。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、市に代わって県が、広域一時滞在のための協議を行う。

2 国の代行措置

国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、県に代わって国が、広域一時滞在のための協議を行う。

第10節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

第1款 保健衛生活動

市は、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施する。

第1項 健康対策の実施

1 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

その際、個室やパーテイションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮する。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

2 巡回健康相談の実施

- (1) 市は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- (3) 市は、県の行う巡回健康相談の実施に協力し、被災者の健康状況の把握に努める。

3 巡回栄養相談の実施

- (1) 市は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- (2) 市は、避難所閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施する等、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- (3) 市は、県の行う巡回栄養相談の実施に協力して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

4 巡回歯科相談の実施

- (1) 市は、歯科医師会、歯科衛生士会等の協力を得ながら、被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するため、早期に歯科医師、歯科衛生士等による避難所等の巡回歯科相談を行う。
- (2) 特に、要介護者、障がい者は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いことから、口腔ケアなどの歯科保健活動を実施する。
- (3) 避難生活解消後も、必要に応じて歯科相談、健康教育等を実施する。

第2項 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

1 メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

市は、県が保健所に設置する心の相談所の協力をを行う。

2 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や心的外傷後ストレス障害「P T S D」に対するパンフレット等を被災者及び支援者に配付する等により、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」についての正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

市は県と協力し、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

第1項 防疫対策の実施

1 防疫組織の設置

市は、県及び自衛隊の応援を得られるよう協力体制を確立するとともに、迅速に防疫活動ができるよう医療防疫班を組織する。

医療防疫班は、概ね次の職員をもって編成する。また、健康増進課長から選任された医療防疫班長は、災害の規模に応じて、担当者数及び担当者を決定する。

環境保全班は、蚊、ハエの昆虫等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ族の駆除を行う。

■ 防疫班の編成（動員計画）

係名	業務計画	担当係長	担当係員
総務係	防疫資材の確保及び庶務	1	2
情報収集係	被害状況の把握	1	2
検病調査係	下痢患者等の調査	1	4
消毒指導係	消毒方法の指導	1	4
検査係	便水等の検査	1	4
患者収容指導係	患者の収容計画、連絡調整	1	2

2 防疫措置情報の収集・報告

県及び市は、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合は、市又は保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

3 防疫対策

市は、被害の状況等を考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

4 消毒薬品・器具器材等の調達

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村等の協力を求める。

5 防疫措置等の実施

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒その他の措置等を行う。

(1) 防疫活動

水道の断水、汚水の溢水等衛生条件の悪化により、感染症等が発生するおそれがあるときは、被災地の消毒等の防疫活動を実施する。

(2) 患者等の措置

① 感染症患者が発生した場合は、県の指示を受け、家屋及び付近の消毒を行う。

なお、患者の収容については、保健所職員が知事の指定する感染症指定医療機関に収容する。

② 被災地において、感染症患者又は病原体保有者を隔離収容するに当たっては、交通途絶等のため隔離病舎に隔離することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な場所に臨時の隔離施設を設け、又は自宅に隔離する等の収容措置を講ずる。

6 予防教育及び広報活動

市は、パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。

予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

7 記録の整備及び状況等の報告

市は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を日向保健所長に報告する。

8 その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

第2項 愛護動物対策の実施

1 愛護動物の飼育場所の設置

避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、市は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

2 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育にかかる負担の軽減を図るために、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、市は県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- (1) 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- (2) 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- (3) 飼養困難な愛護動物の一時保管
- (4) 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- (5) 愛護動物に関する相談の実施等

第3款 災害廃棄物の処理

災害による大量の廃棄物の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、災害廃棄物処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていく。

第1項 建物の倒壊・浸水によるがれき類等の処理

1 被害情報の収集と災害廃棄物発生量の把握

市は、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を把握するとともに災害廃棄物処理実行計画を定める。同時に県に連絡する。

2 作業体制の確保

(1) 人員、資機材等の確保

市は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員及び市保有の収集車両を含む資機材等の確保に努める。

(2) 応援要請

市は、国、県及び他の市町村、関係団体、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

3 処理の実施

(1) 災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去

① 市が損壊家屋の解体を実施する場合は、倒壊の危険性のあるもの、通行上支障のあるもの等から優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるものを除きミンチ解体を行わない。

② 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。

市は、所有者の解体意思を確認するため、申請方法を被災者に広報し、解体申請窓口を設置する。

③ 損壊家屋については、石綿やPCB等の有害物質、LPガスボンベ、太陽光発電設備、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

④ 建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) 仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保

市は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

4 仮置場の確保

災害廃棄物の搬入先、仮置場を関係機関と協議しあらかじめ定めておく。

5 分別収集体制の確保

災害廃棄物についても、生活ごみ等と同様、その処理・処分場の効率性の点から、排出時における破碎、分別等を徹底する。

また、仮置場においても、搬入される災害廃棄物の分別体制を確保する。

6 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても、環境保全等に万全を期すため、災害廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保に努める。

7 市民の行動

- (1) 市が定める分別区分を順守する。
- (2) 仮置場への搬出は、市の指示に従う。

第2項 避難所・生活ごみ処理

1 被害情報の収集と全体処理量の把握

- (1) 市は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。
- (2) 市は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

2 作業体制の確保

(1) 人員、資機材等の確保

市は、災害廃棄物の処理の実施に必要な人員及び市保有の収集車両を含む資機材の確保に努める。

(2) 応援要請

処理施設や収集・運搬体制が被災している場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

3 処理の実施

(1) 避難所ごみ、生活ごみの収集

市は、避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等におけるごみの収集・処理を適切に行う。

(2) 分別収集体制の確保

市は、ごみの適正な処理・処分を図るため、災害時においても分別収集を原則とし、そのための体制を確保する。併せて、住民への広報により、ごみの分別排出の周知を図る。

また、被災地における環境保全の緊急性等に配慮し、生ごみ等の腐敗性の強いごみから早急に収集処理を行う。

4 市民の行動

- (1) ごみは、指定された方法により搬出する。
- (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

第3項 し尿処理

1 被害情報の収集と全体処理量の把握

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋のくみ取り式便槽のし尿排出量を推計する。
- (2) 市は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数や、し尿の収集・処理見込みを把握する。
- (3) 市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

2 作業体制の確保

(1) 人員、資機材等の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 応援要請

- ① 市は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。
- ② 市は、近隣市町村等からの応援体制が確保できない場合、県に対して広域的な応援の要請を行う。

3 処理の実施

(1) 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

市は、下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

(2) 住民への広報

下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず仮設（簡易）トイレ等で処理するよう広報を行う。

(3) 河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

(4) 仮設（簡易）トイレの設置

市は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設（簡易）トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発により、し尿の焼却が可能になる等、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。これらの製品は、さまざまな処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受け入れについて検討する。

4 市民及び自主防災組織の行動

- (1) 下水道施設等の被災に伴い水洗トイレが使用できない場合は、仮設トイレ等を使用し処理する。
- (2) 自主防災組織が中心となり、仮設トイレの設置及び管理を行う。

第11節 行方不明者等の搜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

第1款 行方不明者及び遺体の搜索

市は、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

第1項 行方不明者の調査

1 相談窓口の設置

市は、相談窓口を設置し、警察本部と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ及び迷い人等の保護に関する相談等に対応する。

2 安否照会への対応

市は、警察本部が避難所へ調査班を派遣して行う避難者と迷い人、行方不明者の把握や安否照会に協力する。

第2項 遺体の搜索

1 搜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定されるものの搜索は、市が県・県警察本部・宮崎海上保安部及び日赤奉仕団等の協力のもとに実施する。

2 搜索活動の実施

市は、災害による行方不明者等がある場合には、警察、日向海上保安署の協力を得て、消防職員、消防団員、自主防災組織、地元のボランティア等と搜索する。

県は、市のみでは十分な対応ができない場合、周辺市町村や自衛隊等に応援要請を行う。

第2款 遺体の検視、検案及び埋葬の実施

遺体の検視、検案及び遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図る。

なお、遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行う。

第1項 遺体の検視、検案

1 市等は、遺体を発見した場合に、速やかに日向警察署に連絡する。

2 日向警察署は、警察に対して届出がなされた遺体、又は警察官が発見した遺体について、調査又は検視を行い、医師の検案を経た後、関係者（遺族等又は市長）に引き渡す。

なお、遺体を遺族に引き渡す場合は、遺体の洗浄、消毒、修復を行い、遺族感情に配慮する。

3 日向海上保安署は、海上における遭難者、若しくは陸上から海上に及んだ災害の遺体を、巡視船艇により収容するとともに、死体の調査又は検視を行った後、関係者（遺族等又は市長）に引き渡す。

4 市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。

5 日向警察署及び日向海上保安署は、身元不明遺体の調査又は検視に当たっては、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、身元特定のため、指紋資料の採取及び検案医師の協力を得てDNA型資料の採取並びに歯科医師の協力を得て歯牙鑑定を行う。

6 日向警察署及び日向海上保安署は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、遺品とともに所在地の市町村長に引き渡す。

なお、戸籍法第92条第1項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行う。

7 検案は、派遣された医師が実施するが、遺体多数により十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部は、必要に応じて検案活動に協力する。

また、なおかつ対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

第2項 遺体の安置、一時保存

遺体の措置は、市が実施するものとする。ただし、市のみで対応が困難な場合は、県及び日本赤十字社宮崎県支部に協力を要請する。

上記により行う遺体の措置への協力は、県及び日本赤十字社宮崎県支部がそれぞれ組織する救護班により実施し、なおかつ対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

1 遺体の洗浄・消毒・修復

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、市は、人心の安定上または腐敗防止上必要である遺体の洗浄・消毒・修復等の措置を行い、遺体を一時保存し、埋葬に備える。

2 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

(1) 遺体検案所・収容所（安置所）の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の検案所・収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した場合、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営に協力する。

(2) 棺等の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

第3項 遺体の埋葬

1 死亡者数の確認

市は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

2 遺体の火葬、埋葬

遺体の埋葬は、市が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

日向東臼杵広域連合の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

3 広域火葬の実施

- (1) 県は、日向東臼杵広域連合の火葬能力が十分でない場合、近隣県もしくは厚生労働省の協力を得て、他県の市町村での火葬の受入れを要請する。
- (2) 県は、受入れ承諾があった応援火葬場の受入れ可能数に応じて調整を行い、市に通知する。
- (3) 市は、県の調整結果に基づき、他県市町村の各火葬場と協議を行い、遺体を搬送する。
なお、広域火葬の具体的な手順等については、別途定める宮崎県広域火葬計画によるものとする。

第12節 被災者等の状況把握とボランティア活動の支援

第1款 ニーズ把握と情報提供

災害後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行う。

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

第1項 ニーズの把握

1 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携によりニーズを集約する。

被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2 要配慮者のニーズの把握

要配慮者のケアニーズの把握については、地域ケアシステムチーム員等（県、市、民生・児童委員、ホームヘルパー等）の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努める。

- (1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (2) 病院通院介助
- (3) 話し相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡
- (6) 母国との連絡

3 生活情報の提供

市は、被災者の生活向上と早期自立のため、各種媒体を活用し、積極的に情報提供する。

- (1) テレビ、ラジオの活用
- (2) インターネットの活用
- (3) ファクシミリの活用
- (4) 震災ニュースの発行
- (5) 臨時FM局の設置、運営

第2項 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

市は、総合窓口を設置し、県、市、防災関係機関や、その他団体の設置する窓口を把握しており、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

2 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。設置にあたっては、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

第3項 市民等からの被災者の安否確認

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られないことがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2款 災害ボランティアの活動支援

大規模災害において、県、市及び防災関係機関だけでは、応急対策を迅速かつ的確に実施することが不十分な場合が予想される。このため、市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

第1項 ボランティアの受入れ体制

1 市における総合調整

災害時及び復旧期におけるボランティアの活動支援については、健康福祉対策部福祉救護班がボランティアの総合調整を図る。

2 災害ボランティアセンターの設置

日向市社会福祉協議会は、災害発生後、直ちに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れ体制を確保する。

3 ボランティア支援本部の設置

宮崎県社会福祉協議会は、被害が甚大で日向市社会福祉協議会のみでは対応できないと判断される場合、県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアセンターを支援する。

また、その他の市町村社会福祉協議会にもボランティアの受入れ・派遣体制を早急に整備する等支援体制の確立を図る。

4 ボランティア「担当窓口」の設置

市（健康福祉対策部）は、災害発生時及び復旧期において、ボランティア「担当窓口」を開設し、担当職員を配置し、市と災害ボランティアセンターとの連絡調整を行う。

5 ボランティア災害支援組織との連携

ボランティアの被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、県・県社協・NPO・ボランティア団体等で構成する、災害時におけるボランティア等の災害支援組織と連携を図る。

第2項 ボランティアに対するニーズの把握

1 ボランティアの活動内容

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援(水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)
- (3) 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- (4) 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布・配達等)
- (5) 被災者の生活支援に必要な活動(家財の片付けやごみの搬出・家の掃除等)
- (6) その他復旧・復興のための活動

2 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その支援に努める。

3 ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施する等、ボランティア保険への加入を促進する。

4 ボランティア等への啓発

市は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

- (1) 被災地では、基本的に2人以上で行動する。
- (2) 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
- (3) 被災者は、同性でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
- (4) 女性に対する暴力等を予防する。(防犯ブザーの携帯等)

第3項 地域安全ボランティアの活動

災害時における主な地域安全活動

- (1) 地域での安全パトロール活動
- (2) 避難所の設置箇所や事件事故の発生状況等、地域での安全な生活のため必要な情報提供活動
- (3) 高齢者等の要配慮者宅訪問
- (4) 防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の確認活動
- (5) 防犯協会の防犯資機材や各地から寄せられる救援物資の配分協力活動等

第3款 義援物資等の受入れ

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、県、市及び関係機関は、連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図る。

第1項 災害義援物資の受入れ

1 義援物資の募集

市は、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

物資を円滑に受入れができるよう、募集方法については、次のことを周知する。

- (1) 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。
- (2) 框包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。
- (3) 物資は、新品が望ましいこと。
- (4) 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。
- (5) 物資は、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とすること。
- (6) 個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求ること。

2 義援物資の輸送

市は、県及び関係機関と連携し、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送する。

3 義援物資の配分

市は、ボランティア等と連携し、速やかに被災者への物資を配分する。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し配分計画書等を作成の上、計画的に配分する。

第2項 義援金の受入れ

1 義援金の募集

市は、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

2 義援金の配分

募集を行った機関は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第三者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保する。

第13節 公共施設等とライフライン施設の応急復旧活動

第1款 公共土木施設等の応急復旧活動

交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすため、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図る。

第1項 道路の応急復旧

1 道路の応急復旧

(1) 被害状況の把握

市は、早急にパトロール等を実施し、市内の道路、橋梁の被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに日向土木事務所に報告する。

(2) 道路の確保

① 市の管理する道路の応急措置と迂回路の確保

市の所管する緊急輸送ルート、橋梁等の被害が発生した時は、土木班はただちに現場を確認し応急措置を講じ、交通の確保に万全を期す。また、応急措置のため、一時的に交通を遮断する場合は、警察、消防と綿密な連絡調整を図り、迂回路を確保するとともに、案内標識等を設置し、万全を期す。

② 応急復旧

災害の状況により、所管する緊急輸送ルートから優先的に道路障害物の除去、道路施設及び橋梁の応急復旧を実施する。

③ 災害における交通マネジメント

市は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、県に対し、国土交通省 九州地方整備局の組織する「交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）の開催を要請することができる。

なお、検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力をを行う。

また、検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行う。

2 応援要請

被害状況を的確に把握して、被害が広範囲に及ぶ場合は、関係機関、団体、地域住民の協力のもとに実施するための応援要請を行う。

3 啓開資機材の確保

市は、被害状況に基づき、市内の関係業者より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

4 情報の連絡・広報

市は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、県の災害対策本部に密に連絡する。また、住民に対してラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

第2項 港湾の応急復旧

1 被害状況の把握

細島港等の港湾管理者は、水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾施設について被害状況を調査する。その際、二次災害のおそれのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

2 応急措置の実施

港湾管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行う。

3 復旧作業の実施

港湾管理者は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づき、被災施設の復旧工事を実施する。

第3項 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

河 川 施 設	河川施設については、速やかに被害状況を把握し、堤防及び護岸等の被害では、土のうを設置する等の応急復旧を行うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。 ダムや水門等の施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。
砂 防 施 設	砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。
治 山 施 設	治山施設については、速やかに被害状況を把握し、住民の安全確保を図る。

2 住民への周知

危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、速やかに避難対策を実施する。

3 資機材の調達

重機による水防活動が必要な場合において、民間業者等の協力を得て応急対策業務を行う。

第4項 農業用施設の応急復旧

災害により農業用施設が被害を受けた場合は、産業経済対策部農業畜産班が速やかに被害状況を調査し、住民や関係機関と協力して応急復旧に努める。

1 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、受益土地改良区等が点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。

2 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

3 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第2款 ライフライン途絶時の代替対策

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じる。

第1項 上水道停止時の代替措置

第2編第1章第6節物資等の確保体制に準ずる。

第2項 下水道停止時の代替措置

1 緊急汲み取りの実施

環境保全班は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲み取りを実施する。

2 仮設トイレの設置

環境保全班は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

第3項 電力停止時の代替措置

1 公共機関等への送電

公共機関、避難場所、避難所及びその他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により送電を行う。

2 長期浸水地区における重要施設への送電

長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電する。

第4項 電話停止時の代替措置

1 警察消防回線（110・119）被災時の措置

警察 110 番通話	高度化緊急通信システムにより、通信確保を考慮した複数ルートの接続ができ通信の確保を図っている。
消防 119 番通話	専用回線が不通となった場合、公衆回線に切り替え、通信の確保を図っている。

2 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

特設公衆電話	災害救助法が発動された地域又はこれに準じた災害が発生した場合、被災者の通話を確保するため、緊急措置として設置する無料の公衆電話
臨時公衆電話	特設公衆電話及び既設公衆電話だけでは対応できない場合、必要に応じて設置する臨時の公衆電話(有料)
街頭公衆電話の無料開放	停電により公衆電話のテレホンカードが使えないことや、コイン収納箱が満杯となるおそれがある場合に、緊急措置として街頭公衆電話を無料開放する。

3 通信の利用制限

災害が発生し、安否の問い合わせやお見舞いの電話が、ある一定の地域に殺到し電話がかかりにくくなる場合に、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

4 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を周知し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

第3款 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設の被害による都市生活機能の低下が予想されるため、事業者及び関係機関は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な応急復旧対策を実施する。

第1項 上水道施設の応急復旧

1 管路復旧の活動

(1) 管路等の被害状況の把握

災害発生直後、水道施設の被害状況を把握するため、事業計画に基づき調査を実施する。

(2) 応急措置

管路等の被害による二次災害を防止するため、断水等の応急措置を実施する。

- ① 漏水が送・配水に影響を及ぼす場合や二次災害の発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合は、速やかに断水する。
- ② 漏水により、道路陥没等が発生して非常に危険と思われる箇所は断水後、保安柵等による危険防止措置を実施する。

(3) 管路復旧

- ① 管路の復旧は、可能な限り給水を継続しながら行う。

また、管路の復旧順位は原則として、導水管、送水管、配水管及び給水管の順に行う。この場合において、応急給水施設、指定避難所、医療機関及び福祉施設等に係る管路の復旧を優先的に行う。

- ② 資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度を勘案し、必要に応じて路上配管等の仮設管による仮復旧を実施する。

- ③ 被害箇所の復旧作業を終了した後、直ちに通水する。

- ④ 給水管（公道部）の復旧は、配水小管の復旧、通水と平行して行う。

また、配水小管の復旧及び通水のために必要がある場合は、宅地内の止水栓までの復旧にあたる。

2 净水場の応急対策

施設の点検	<ol style="list-style-type: none">(1) 池状構造物の亀裂、漏水の有無及びその程度(2) 净水場内配管の破損、漏水、移動、沈下の有無及びその程度等(3) 受変電設備、直流電源設備、自家発電設備及び電線路等の損傷の有無並びにその程度(4) ポンプ設備、補助設備、操作盤及び附属配管等の損傷の有無並びにその程度(5) 薬品注入設備の貯蔵設備、注入機、附属配管等の損傷の有無及びその程度(6) 水質検査施設及び水質検査機器の損傷の有無並びにその程度
応急措置等	<p>被害箇所の復旧までの間、二次災害や被害の拡大を防止するための応急措置</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 次亜塩素酸薬品取扱い施設における火災や有毒ガスの発生を防止する。(2) 送・配水量又は送・配水圧が運転基準と比較して異常な場合は、状況に応じポンプ停止等の措置を行う。(3) 配水池等の水圧低下が著しい場合は、貯留水の確保を行う。(4) 停電の場合、他の受電系統への切替や、自家発電設備の運転により電力の確保に努める。(5) 水質検査担当は、净水場において水質管理を強化する。
施設復旧作業	応急措置等で対応できない施設の復旧作業については、水道班内で協議し、必要な態勢を確立して実施する。

3 応援の要請及び受入れ

水道班は、施設復旧活動について、災害協定に基づき日向管工事協同組合や九州・山口九県等に応援を要請するとともに、さらに活動要員及び資機材等の不足が見込まれる時は、速やかに日本水道協会等に対し応援要請を行う。

また、他自治体等からの応援の申出があった場合は、これを調整のうえ受入れ、本部長に報告する。

第2項 下水道施設の応急復旧

1 被災状況の把握

下水道班は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

2 作業体制の確保

下水道班は、速やかに作業体制を確立する。また、甚大な被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、災害支援協定を締結している日本下水道事業団等及び県に対し協力を要請する。

3 応急復旧

下水道班は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の空地や使用可能な池等を沈殿池や塩素混和池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

4 情報の連絡・広報

(1) 情報の連絡

市は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、市・県の災害対策本部に密に連絡する。

(2) 住民への広報

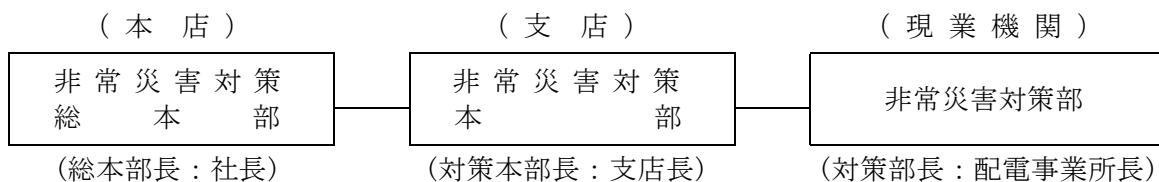
市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第3項 電力施設の応急復旧

1 災害対策に対する基本体制

九州電力(株)は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、次の体制で応急対策にあたる。

■ 九州電力(株)の災害対策組織図



2 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を考慮して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

(1) 応急工事基準

水力発電設備	共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
配電設備	仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員等の条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。
通信設備	衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(2) 復旧順位

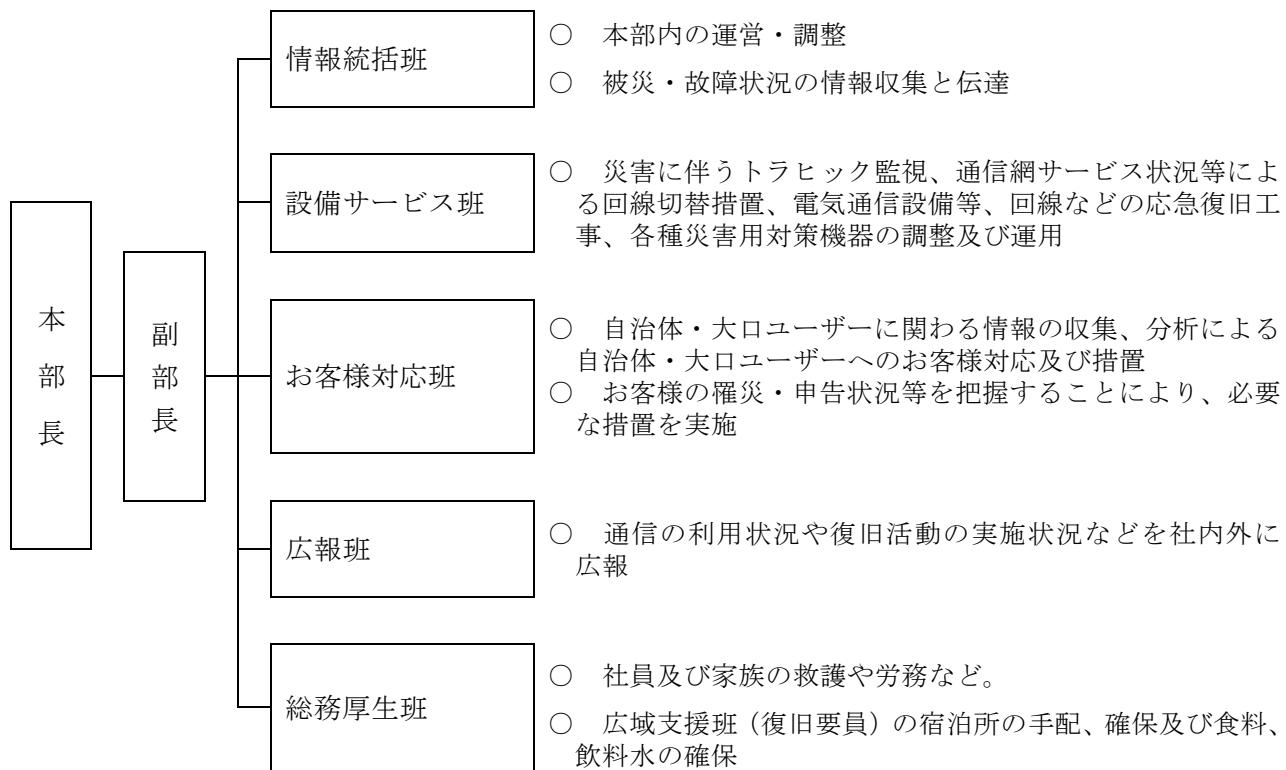
設備名	復旧順位
水力発電設備	①系統に影響の大きい発電所 ②当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④その他の発電所
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に關係する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電用電話回線 ②系統用保護制御用回線 ③電力運用監視制御用回線 ④その他回線

第4項 通信施設の応急復旧

1 災害対策に対する体制

西日本電信電話㈱は、災害が発生した場合、状況に応じNTT西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置し応急対策にあたる。

■ NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制



2 災害時における応急復旧

災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置を講ずることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

■ 電気通信サービスの復旧順位

回線の復旧計画においては、電気通信事業法第8条（重要通信の確保）に基づき、総務大臣が別に定める。

第 1 順 位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関
第 2 順 位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選舉管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順 位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第4款 事業者間の連絡・協力

ライフライン施設や土木施設は、それらが相互に結びついており、単独の作業による復旧では非効率となる。市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。

第1項 連絡体制の確保と協議

各事業者において災害対策本部等が設置された場合、関係する事業者間で連絡を取り合う連絡協議会を設ける。

連絡協議会では、相互の被害状況、応急措置、復旧計画等に関する情報を交換し、効果的な復旧方法や復旧箇所の優先性等について検討・協議して、各事業者において復旧を進める。

第14節 二次災害の防止活動

第1款 水害、土砂災害対策

災害発生により河川や海岸、ため池、斜面等に支障が生じ、その後の降雨によって、氾濫等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施する。

第1項 水害防止対策

災害時における水防活動は、県地域防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

1 監視・警戒活動

市は、災害発生後、市の水防区域において、河川や海岸、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

2 通報・連絡

市は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに県や施設の管理者等へ通知するとともに、地域住民に周知させる。

3 水防活動の実施

市は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

4 応援による水防活動の実施

本部長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない等の緊急の必要があると認めるときは、県や他の地方公共団体等に対する応援要請等を第4編第2章第1節関係機関への応援要請により行う。

5 避難の指示

本部長は、災害により堤防に亀裂もしくは破壊が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに要避難地域の住民に対し、避難のための立退きの指示を行う。

第2項 土砂災害防止対策

土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地、地すべり）等、山地災害危険地区、また、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流（小流域）について、今後の降雨により土砂災害の危険性が高まることがある場合は適切な処置を行う。

1 現地状況の把握

市は、土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集する他、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流（小流域）、土砂災害の危険箇所及び土砂災害警戒区域等について巡視等により状況把握に努める。

2 土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊等大規模な土砂災害が窮迫している状況において、市が適切に住民の避難情報の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

【国土交通省】

- ・河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流
- ・河道閉塞による湛水

【県】

- ・ 地すべり

3 応急措置

市は、崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があると判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- ・避難指示
- ・立ち入り規制
- ・クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
- ・観測機器の設置、観測

4 復旧対策

市は、被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。また、二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視を行い、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

5 情報の連絡・広報

市は、土砂災害警戒区域等についての情報を県や関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

第2款 建築物等の倒壊・崩壊対策

災害で被災した建築物において、その後の降雨による倒壊等から人命にかかる二次災害を防止するため、応急危険度判定等を実施する。

また、宅地等についても、その後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施する。

第1項 応急危険度判定

1 被害状況の把握

市は、応急危険度判定士による応急危険度判定により速やかに被害状況を把握し、二次災害の防止と建築物の災害対策上での使用の可能性について判断を行う。

2 公共施設管理者への応急対策指導

市は、各公共施設の管理者に対し、以下のような措置を講じるよう指導する。

- (1) 災害時における混乱の防止措置を講じ、避難については安全、迅速に行う。
- (2) 緊急時には、関係機関に通報して臨機の措置をとる。
- (3) 避難所になった施設は、火災予防について十分な措置をとる。
- (4) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (5) 被害状況を県担当部局に報告する。

3 相互応援及び機能代替措置

市は、公共施設等が被災し使用不能となった場合には、県及び近隣市町村の協力を得て、各関係施設間の相互応援及び機能代替措置を講ずる。

第2項 応急危険度判定

1 判定士派遣要請

市は、二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

2 応急危険度判定活動

判定の基本的事項	<ul style="list-style-type: none">判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
判定の関係機関	<ul style="list-style-type: none">市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
判定作業概要	<ul style="list-style-type: none">判定作業は、市の指示に従い実施する。応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。判定は、原則として「目視」により行う。判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

3 危険度判定（建築物）

建築物の応急危険度判定は、次の3段階とし、判定ステッカーを見やすい場所に掲示するとともに関係者への安全指導を行う。

区分	内容
危険	この建物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建物に立ち入る場合は、十分注意してください。
調査済	この建物の被災程度は小さいと考えられます。

4 二次災害防止のための応急措置

市は、建物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第3項 一般建築物応急対策計画

1 実施体制

一般建築物が被害を受けた場合、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置をとる。

2 市の実施措置

- (1) 被害の状況を把握し危険防止のため必要な措置を講じる。
- (2) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

3 建築物の所有者の実施措置

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じる。

第4項 被災宅地危険度判定

1 宅地判定士の派遣要請

市は、その後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

市の要請を受けた県は、必要と認められた場合には、直ちに宅地判定士の派遣を行う。

2 応急危険度判定活動

判定の基本的事項	<ul style="list-style-type: none">判定対象宅地は、市が定める判定実施区域内の宅地とする。判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。判定結果の責任については、市が負う。
判定の関係機関	<ul style="list-style-type: none">市は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指導、監督を行う。県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。
判定作業概要	<ul style="list-style-type: none">判定作業は、市の指示に従い実施する。被災宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。調査は、判定調査票の項目に従って、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。判定結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

3 危険度判定（宅地）

被災宅地の危険度判定は、次の3段階とし、判定ステッカーを見やすい場所に掲示するとともに関係者への安全指導を行う。

区分	内容
危険宅地	この宅地に立ち入ることは危険です。
要注意宅地	この宅地に立ち入る場合は、十分注意してください。
調査済宅地	この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

4 二次災害防止のための応急措置

市は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第3款 爆発及び有害物質による二次災害対策

危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害防止の応急措置を講じて施設の被害を最小限に止めるとともに、従業員や周辺住民に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力して、総合的な被害軽減対策を確立する。

第1項 危険物施設応急対策

1 市の実施措置

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずるものとする。

(2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するように指導するものとする。

2 危険物施設の管理者の実施措置

(1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

(2) 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

(3) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

3 危険物施設における災害発生時の応急措置

(1) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防・警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。

(3) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

災害が発生した事業所は、消防・警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難・広報等の措置を行う。

第2項 石油類等危険物施設の安全確保

1 事業所における応急措置の実施

災害による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアル等に基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

2 被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

第3項 高圧ガス貯蔵施設応急対策

1 火薬類貯蔵施設損傷の有無（保安施設を含む）

当該施設の保安係員等は、災害等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視により確認し、次のような応急措置を行う。

異常無しの場合	保安要員を確保し風水害による被害発生に備える
異常有りの場合	<ul style="list-style-type: none">①爆発、誘爆の回避措置②危険区域、立入禁止区域の設定③盗難防止措置④火災拡大、延焼、類焼の回避措置⑤付近住民等への危険周知及び避難誘導⑥本部、警察、消防等への通報

2 高圧ガス貯蔵、製造設備等損傷の有無(保安施設を含む)

当該施設の保安係員等は、災害等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視及びガス検知器等により異常の有無を確認し、次のような応急措置を行う。

異常無しの場合	保安要員を確保し風水害による被害発生に備える
異常有りの場合	<ul style="list-style-type: none">①ガス遮断等緊急措置②危険区域、立入禁止区域の設定③火災拡大、延焼、類焼の回避措置④本部、消防、関係機関へ通報及び応援要請⑤付近住民等への危険周知及び避難誘導

第4項 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

1 市の実施措置

- (1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、使用者に対し通報を行う。
- (3) 消防機関において、中和剤、吸着剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

2 営業者及び業務上取扱者の実施措置

- (1) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防本部、署へ連絡する。
- (2) 毒物劇物の漏洩、拡散等の場合には、中和剤・吸着剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

第15節 海上災害対策

第1款 在港船舶対策

台風接近時等には、船舶に多大な被害が生じることが予想される。このため、市は海上保安署、九州運輸局宮崎運輸支局、県、警察及び漁業協同組合救難対策会議と緊密な連絡をとることとする。

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、港内在泊船舶の万全を期すため、相互の連携のもとに防災対策を行い、災害の防止及び被害の軽減に努めるものとする。

第1項 在港船舶対策

市は、県を通じて被災状況及び復旧見通し等の情報収集を行い、住民に広報活動を行うとともに、消防機関を中心とした救出・救護に協力する。

1 船舶の被害防止対策

船舶の被害を防止するため災害が発生するおそれのある場合は、関係機関は港内放送あるいは無線連絡又は巡視船の巡回伝達等の方法で、在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 港内停泊船舶は、安全な泊地に移動させるほか、港内における停泊方法を指導する。
- (2) 岸壁係留船舶は、離岸して錨泊させるか、離岸できないときは岸壁等に乗り上げないように係留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は、速やかに荷役を終了又は中止させる。
- (4) 航行中の船舶は、早めに安全な港に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内又は港内の境界付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物件を生じたときは、その物件の所有者等にその物件の除去を命ずるとともに、港内船舶又は入港船舶に対しその旨通報する。

第16節 被災地、避難先及びその周辺の秩序維持、帰宅困難者対策

第1款 警備活動

災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想されるため、警察は、震災時においては早期に警備体制を確立し、関係機関等との緊密な連携のもとに災害情報の収集、分析に努め、被災地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

第1項 予想される混乱

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| (1) 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両輻輳による交通渋滞 | (4) 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱 |
| (2) 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱 | (5) 真偽不明情報の流言による混乱 |
| (3) 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱 | (6) 被災地や避難所等での住民の混乱 |
| | (7) 行方不明者の相談、捜索活動等の混乱 |

第2項 市民への呼びかけ

市は、警察の情報等に基づき、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、市民の取るべき措置について各種の広報媒体を活用して呼びかけを行うものとする。

第3項 警備活動の強化

1 警備体制の確立

(1) 警備本部の設置

大規模災害が発生したときは、日向警察署に「災害警備本部」を設置する。

(2) 警備部隊の運用

災害の種別、規模及び態様に応じ、災害警備計画の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図るものとする。

2 警備内容

日向警察署の警備内容は、次のものがあげられる。

- | | |
|-----------|-----------|
| ①被害実態の把握 | ⑤遺体の検視、見分 |
| ②被災者の救出救助 | ⑥地域安全対策 |
| ③避難誘導 | ⑦保安対策 |
| ④交通対策 | ⑧避難所の防犯対策 |

第4項 具体的措置

1 市に対する助言・協力	5 生活安全対策
2 現場広報	(1) 一般治安対策
3 救出救助対策	(2) 行方不明者の捜索
(1) 防災関係機関との連携	(3) 不安解消対策
(2) 二次災害の防止	(4) 危険物等に対する措置
(3) 装備資機材の有効活用	(5) 銃砲刀剣類等に対する措置
(4) 危険物対策の徹底	(6) 経済事犯等に対する措置
4 交通対策	6 刑事対策
(1) 交通状況の把握	(1) 検視活動 ① 医療機関との連携
(2) 交通規制の実施	② 多数検視及び身元不明遺体の集計
(3) 緊急交通路の確保	(2) 一般事件捜査
(4) 広域交通規制	7 通信対策
(5) 交通規制の周知徹底	8 広報対策
(6) 緊急車両等の誘導	

第2款 帰宅困難者対策

災害の発生により交通機能等が停止し、速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる。

第1項 帰宅困難者対策の実施

市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。

第17節 文教対策

第1款 学校教育対策

学校は、災害発生時における児童生徒の安全を最優先に確保する。災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施するものとする。

第1項 児童生徒等に対する避難誘導

学校教育班は、所管する学校を指導及び支援し、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。この場合、避難誘導活動の実施責任者は、校長とする。

1 避難誘導措置

校長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 児童生徒等が登校する前の措置

災害に関する情報を集め、災害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに教育委員会にその旨を報告する。

(2) 児童生徒等が在校中の場合の措置

- ① 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生じる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。
- ② 市長等から避難情報の発令があった場合及び校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
- ③ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

(3) 児童生徒等の帰宅、引渡、保護

- ① 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫等の状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- ② 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- ③ 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

第2項 応急教育に関する対策

学校教育班は、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図るとともに、所管する学校を指導及び支援する。

1 学校施設・設備の確保

- (1) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- (2) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

2 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障の生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

3 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県学校給食会及び県牛乳協会等と連絡を取り、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供等、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

第3項 応急教育の実施

学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

1 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、学校教育班及び関係機関へ報告又は連絡する。

2 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、学校教育班と連絡をとり、その確保に努める。

3 教育活動

- (1) 災害の状況に応じ、学校教育班と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (2) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- (3) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (4) 授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

4 児童生徒等の健康管理

- (1) 必要に応じ建築物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- (2) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

5 教育施設・設備の確保

- (1) 学校施設の点検、安全確保を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
- (2) 施設・設備が災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の設備復旧に努める。
- (3) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の市立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める（応急教育の予定場所）。

第4項 教科書の供与及び授業料の減免等

1 教科書及び学用品の供与

調達方法	所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。 市における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼する。
支給の対象者	災害により、教科書、教材、学用品等を失った児童、生徒に対する支給及び斡旋を実施する。なお、災害救助法が適用された場合の供与は、県計画による。

支給の方法	被災児童・生徒及び家庭状況については、学校ごとに調査し教科書及び学用品の配布の措置を実行する。また、教育経費の負担については、被害の状況により特別に配慮する。
支給品目	(1) 教科書 (2) 文房具（ノート、消しゴム、絵具、画用紙、下敷、定規等） (3) 通学用品（カバン、運動靴、傘、長靴等）

2 保育料の減免

こども対策班は、被災により保育料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより、保育料減免の措置を講ずる。

3 就学援助

学校教育班は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

第5項 災害時における環境衛生の確保

事前準備	1 学校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。 2 学校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。
災害時の措置	災害後の伝染病、防疫対策については、学校長は保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

第6項 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施する等児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

事前準備	1 「生命尊重」「思いやりの心」を育てたり、ボランティア活動への参加を積極的に勧めたりする。 2 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の研修を実施する。
災害時の措置	災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援を継続的に行う。

第7項 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

1 臨時のカリキュラムでの対応

- (1) 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。
- (2) 児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は家の手伝い等させる等状況に応じた弾力的な対応を行う。

2 公共施設の利用（公民館や図書館等）

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等で授業を再開する。

3 民間施設の活用

4 プレハブの早期設置

5 訪問教育の実施等

- (1) 児童生徒の通学路が、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教職員の訪問指導を実施する。
- (2) 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

第2款 文化財応急対策

文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保すると共に、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止に努める。

第1項 市の実施措置

市教育委員会は、災害が発生した場合の文化財の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

第2項 文化財の所有者の実施措置

- 1 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- 2 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。
- 3 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

第3項 埋蔵文化財対策

復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。復旧・復興の伴う発掘調査については、近接自治体に派遣要請等を行う。

第18節 農林水産関係対策

第1款 農産物応急対策計画

大規模な災害が発生した場合、農林水産物にも被害が及ぶことが予想されるため、市は、関係機関と連携し、情報を収集するとともに、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行う等、被害拡大の防止を図るものとする。

第1項 農林水産物の事前及び事後対策

事前対策	市は、台風等により農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、県の行う指導に協力し、事前対策について周知徹底を図る。
事後対策	市は、台風等により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、県の行う指導に協力し、事後対策について周知徹底を図る。

第2項 農産物応急対策

種苗確保	1 災害により農産物のまき直し及び植え替えを必要とする場合は、市長は関係の農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。 2 市長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量をとりまとめて、管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に必要種苗を発注して、確保するものとする。
病害虫防除対策	1 緊急防除対策 市は、県から具体的な防除の指示を受けた場合は、早急に対応するものとする。 2 農薬の確保 災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、県を通して宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県農薬卸商業協同組合に対し、手持ち農薬の緊急供給を依頼するものとする。

第3項 家畜応急対策

家畜の管理	浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させる。この場合の避難場所の選定、避難の方針について必要あるときは、あらかじめ計画しておくものとする。
家畜の防除	市は、県（家畜保健衛生所等）及び関係団体等とともに、災害に起因する家畜の伝染病疾病の発生に対処するため、家畜の飼養者に対して死亡家畜の適正処分を指導するが、道路の寸断等により化製処理施設の利用が困難である場合は、知事の許可を受けて当該家畜の埋却又は焼却を行わせるものとする。 また、市は、災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合は、県に診療班の派遣を要請する。
飼料の確保	市は、災害により飼料の確保が困難となったときは、県に対し、政府が保有する備蓄穀類放出のほか、農業団体及びその他飼料製造販売業者等に対する必要数量の確保及び供給あっせんを要請する。

第4項 水産物応急対策

水産養殖用の種苗及び飼料等の確保	市は、災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県にその生産を確保するためのあっせん措置を要請する。
病害虫等の防除指導	市は、災害により水産養殖植物に病害虫発生のおそれがある場合、又はその発生まん延のため防除対策が必要な場合は、県に水産試験機関からの指導を要請する。

第3章 その他災害応急対策

第1節 海上災害応急対策計画

第1款 活動体制の確立

市は、市の区域に海上災害が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市災害対策本部等を設置し、活動体制を確立するとともに、他の市町村、県等関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害予防・応急対策の実施に努める。

1 情報連絡本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、防災推進課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、情報連絡体制を確立するとともに災害対策準備体制をとる。

- ①海上災害の発生により、市域の海岸に排出油等が漂着する可能性があるとき
- ②海上災害が発生し、人命救助のため県知事による自衛隊に対する災害派遣要請の必要が生じたとき
- ③その他海上災害に関して、本部長が必要と認めたとき

(2) 本部員

第4編第1章（第2章）第1節第1款第2項に規定する情報連絡本部の本部員のほか、本部長が必要と認める課長とする。

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒態勢をとる。

- ①海上災害が発生し、多数の人命に損害が及ぶおそれが生じたとき
- ②海上災害の発生により、市域の海岸等に排出油等が漂着する等被害が及ぶおそれがあり、厳重な警戒態勢をとる必要が生じたとき
- ③その他海上災害に関して、本部長が必要と認めたとき

(2) 本部員

第4編第1章（第2章）第1節第1款第2項に規定する災害警戒本部の本部員のほか、本部長が必要と認める部課長とする。

(3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は主として次の業務を行う。

- ①災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達に関するこ
- ②県、市町村、日向海上保安署等、防災関係機関及び関係団体との連絡調整に関するこ
- ③排出油防除資機材の準備及び確保に関するこ
- ④警戒活動の実施に関するこ

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

- ①海上災害が発生し、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき

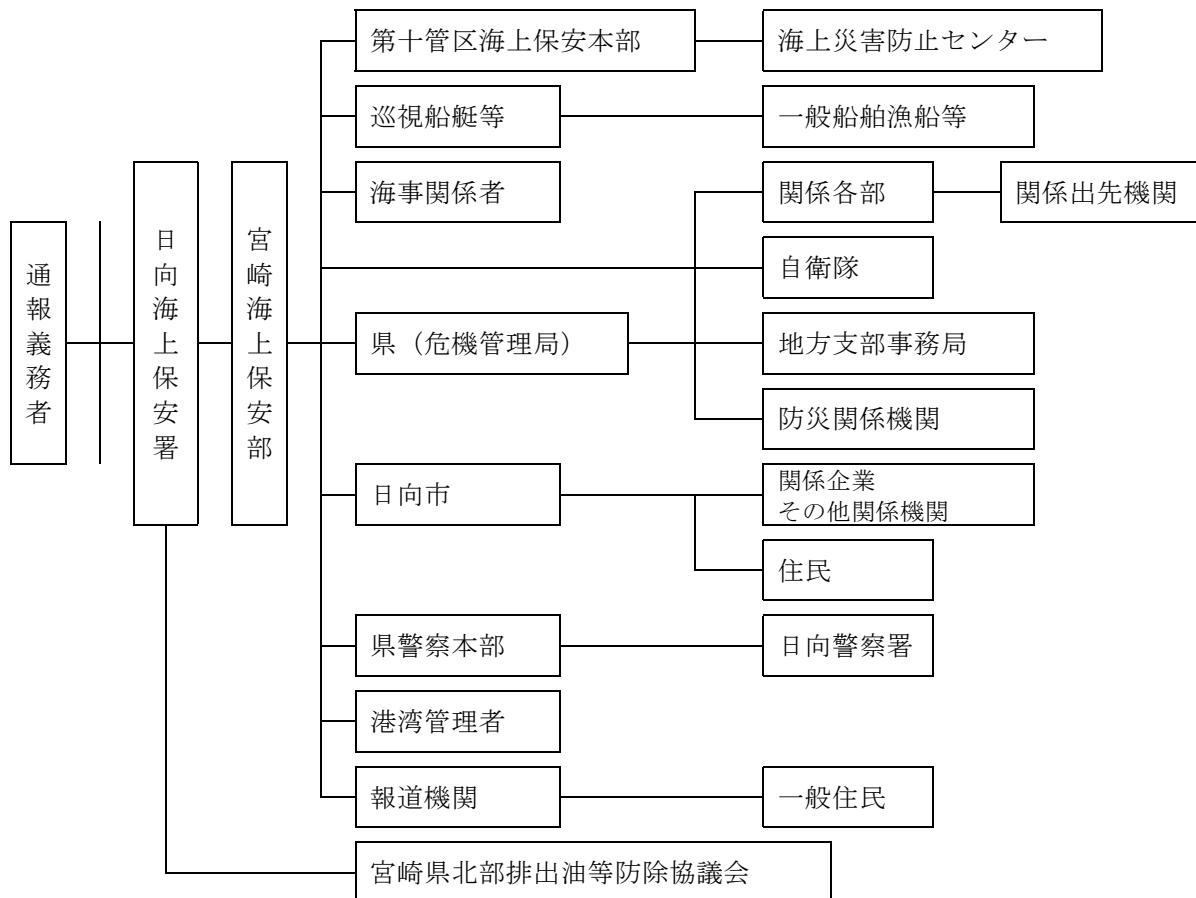
- ②海上災害により、排出油等の漂流進路予測、県内各地の被害発生状況に関する情報等により、市域の海岸等に多量の排出油が漂着し、又はそのおそれがあるなど相当な被害が予想されるとき
③その他海上災害に関して、市長が必要と認めたとき

(2) 本部組織及び業務

災害対策本部の編成組織及び業務は、第4編災害応急対策編 第1章（第2章）第1節第1款第1項によるものとする。

第2款 情報の収集・連絡

■海上災害が発生した場合の通報連絡系統



第3款 関係機関への応援要請 (同・第4編第2章第1節活動体制の確立)

第4款 捜索、救助・救急及び消火活動

搜索、救助・救急及び消火活動については、第4編第2章第7節によるほか、市は沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な搜索活動及び救出救助活動を実施する。

また、消火活動については、次により行う。

次に掲げる消火活動は消防機関が担当し、宮崎海上保安部はこれに協力する。

- (1) 埠頭又は岸壁等の陸岸施設に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶火災
- (2) 河川湖沼における船舶火災

上記以外の海上災害における消火活動は、宮崎海上保安部が担当し、消防機関はこれに協力する。

第5款 医療救護活動 (同・第4編第2章第5節医療救護活動)

第6款 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(同・第4編第2章第6節緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動)

第7款 危険物等の大量排出に対する応急対策

第1項 被害状況等の把握

市は、市域又は近隣海域において海上災害により石油類が流出し、被害が発生またはそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施し、速やかにその状況をとりまとめて日向土木事務所を経由して、県災害対策本部に報告するものとする。

1 油漂着状況報告

市の区域内に流出油が漂着したとき、又はそのおそれがあるときは、その状況を報告する。

2 油防除措置状況報告

市の区域内に流出油が漂着し、防除作業が実施されているときは、次の項目について報告する。

- (1) 現場汚染の状況（地域別に記載。以下同じ。）
- (2) 実施作業内容
- (3) 実施予定作業内容
- (4) 防除資機材の状況（現場集積量・使用済量・残量）
- (5) 不足する防除資機材の状況（種類・数量）
- (6) 防災出動勢力（人員・隻数）
- (7) 流出油等の回収量
- (8) 漂着の状況（既往分及び新たな漂着の有無）
- (9) 使用した油処理剤の数量
- (10) 作業済み割合
- (11) 問題点等の特記事項

3 報告の方法

報告は、原則としてFAXをもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

第2項 流出油の防除・除去計画

1 防除方針の決定

- (1) 排出した油は、海上で除去することが最良であるため、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。
- (2) 排出油等の防除は、排出油の種類及び性状、排出油の拡散状況、気象・海象の状況その他の条件によってその手法が異なるため、除去作業を行うに当たっては、まず、排出油の拡散及び性状の変化の状況について確実な把握に努める。海上保安庁等の行う油排出事故の影響評価結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な排出油の拡散防止、回収及び処理を行う。
- (3) 防除措置は、油による被害及び講ずる措置による二次的な影響が最小になるように、関係防災機関が連携し状況に応じたさまざまな方法を組み合わせ行う。
- (4) 原因者活動のみでは十分な対応ができない場合、漂着油の防除について、地方公共団体並びに港湾、河川及び海岸の管理者が中心となって対応する。

2 防除作業の実施

- (1) 事故原因者等の要請に基づき、必要に応じ排出油の除去に協力する。
- (2) 排出油の漂着により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため、必要に応じ回収等応急の防除措置を講ずる。
- (3) 必要がある場合は、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の設定を行う。

3 回収計画の策定

市は、海岸線に漂着した油等の状況及びその回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収方法を選定し、効率的な防除作業の実施に努める。

第3項 油回収作業従事者の健康対策

1 実施責任者

被害地における健康対策は市が実施するが、市から要請があった場合及び県が必要と認めた場合には県が行う。

2 健康相談の実施

油回収作業従事者の健康相談等に対応するため、市は保健師、看護師等による健康相談チームを編成するとともに、漂着油回収作業現場等に仮設する救護所等と連携しながら、油回収作業従事者の健康保持に努める。

活動体制	<p>① 市は、油回収作業従事者の健康状態等を把握し、その状況を速やかに日向保健所長に報告するとともに、必要な場合は保健所に協力要請を行う。</p> <p>② 協力要請を受けた保健所長は、市が作成する活動計画、健康相談チームの編成等に指示を行うとともに、必要に応じて健康相談チームに保健師等の派遣を行う。</p>
事業内容	<p>① 救護所等と連携して健康相談所を開設し、作業従事者に対し油回収作業場の注意事項等についての普及啓発を行う。</p> <p>② 回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずる。</p>

第8款 被災者等への的確な情報伝達活動

第1項 広報活動

市は、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2項 被災者等への対応

- 1 海上災害により死傷者が生じた場合は、被災者及びその家族に対し災害の状況及び救出作業等に係る情報をできる限りきめ細かく提供するものとする。
- 2 海上災害による石油類の排出においては、市は被害地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- 3 関係防災機関は、石油類排出に関する被害地住民、市民、近隣市町村民等からの各種の問い合わせに対して、相談窓口を設置する等により、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第9款 ボランティアの受入れ

第1項 ボランティア受入環境の整備

- 1 漂着油の回収作業の実施には、相当の人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠である。
- 2 災害ボランティアが十分な活動を行えるよう、災害ボランティアの受入・派遣所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項等に係る十分な情報を収集し、ボランティア活動希望者に提供する。
- 3 市は、県・市社会福祉協議会に対し、必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努めるものとする。

第2項 ボランティアの受入上の留意事項

1 ボランティアのコーディネート

ボランティアを受け入れた市は、漁業協同組合等関係団体と連携し、防除作業の効率性を確保するため、回収作業の実施に必要な指示を行う職員を作業責任者として油回収作業現場に派遣するとともに、市社会福祉協議会に対しボランティアコーディネーターの派遣を要請し、あるいはコーディネーターに携わるボランティアを募る等して、ボランティアのコーディネート体制を整備する。

2 作業実施上の安全性の確保

作業責任者等は、各ボランティアに対して防除作業開始前に、ボランティア保険への加入の有無の確認と加入促進を行うとともに、安全性を確保するため作業の目的、役割分担、安全にかかる事項等、作業実施上の注意事項等について説明するものとする。

第10款 環境保護対策

第1項 計画の方針

海上災害により大気及び公共用海域等の環境汚染が発生した場合に、市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2項 環境影響の応急及び拡大防止措置

海上災害に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

- 1 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他県の行う施策に協力する。

第3項 文化財（天然記念物等）の応急対策

市は、天然記念物等の文化財について現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、予防・応急対策について管理者等と協議し、予防・応急・復旧計画を定めるほか、未指定文化財については、その被害状況について関係機関の協力を得て把握に努めるものとする。

第2節 航空災害応急対策計画

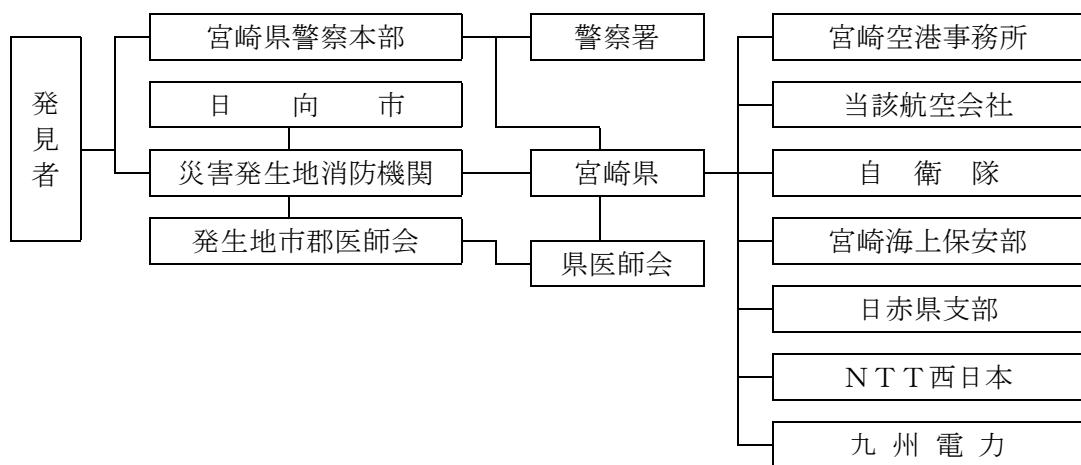
航空会社は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合は、国、県、市、公共機関等と連携し、応急対策活動を行う。市長は、必要に応じて災害対策本部を設置する。

なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施する。

第1款 災害発生直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1項 航空災害情報の収集・連絡

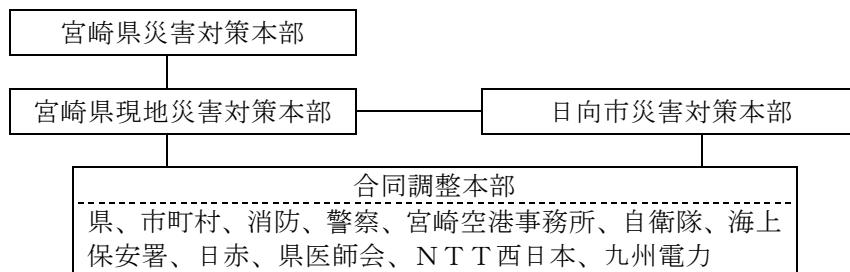
1 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統は次のとおりとする。



2 市は、航空災害が発生した場合においては、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動等を行う。

第2款 活動体制の確立

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置をとり、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。



第3款 関係機関への応援要請

第1項 地方公共団体による広域的な応援体制（同・第4編第2章第1節活動体制の確立）

第2項 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（同・第4編第2章第1節活動体制の確立）

第4款 捜索、救助・救急及び消火活動

第1項 捜索活動

航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になる等、遭難事故が発生した場合、市は消防職員、消防団員等を動員し、捜索活動に当たるものとする。

第2項 消火救難活動

- 1 航空災害に係る火災が発生した場合、日向市消防本部、消防団は化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
- 2 航空災害に係る火災が発生した場合、市長、市長の委任を受けた吏員及び日向市消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期すため、警戒区域を設定する。
- 3 災害の規模が大きく、市消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。（宮崎県消防相互応援協定による。）

第3項 救急・救助活動

消防機関の行う救急・救助活動は、高規格救急車、救助工作車等を投入し、迅速な救急・救助活動を行うものとする。

第5款 医療救護活動 (同・第4編第2章第5節医療救護活動)

第6款 交通規制及び警戒区域の設定等

第1項 交通規制（警察）

航空災害が発生した場合、県警察は空港に通じる道路及び空港周辺道路又は災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。

第2項 警戒区域の設定等

市は警察、空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命ずる。

また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第7款 関係者等への的確な情報伝達活動

第1項 被災者及びその家族への対応

1 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

航空機災害にかかる航空会社（以下「航空会社」という。）は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

2 被災者及びその家族への援助体制

被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族への配慮もできる相応の地位にある者を選任し、専担させる。

3 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもつて適切な措置と対応に努める。

4 被災者及びその家族への情報の提供

航空会社及び関係機関は、被災者及びその家族に対し、航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

第2項 広報活動

市は、航空会社及び警察等と協力し、災害応急対策実施の理解を深めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

主な広報事項は、次のとおりとする。

- 1 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- 2 避難及び避難先の指示
- 3 乗客及び乗務員の住所、氏名
- 4 地域住民等への協力依頼
- 5 そのほか必要な事項

第3節 鉄道灾害応急対策計画

第1款 活動体制の確立

市は、市の区域に大規模な鉄道災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、市災害対策本部を設置し、活動体制を確立するとともに、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

なお、災害対策本部の編成組織及び業務は、第4編災害応急対策編 第1章（第2章）第1節第1款第1項によるものとする。

また、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第2款 関係機関への応援要請

自衛隊派遣要請・受入体制の確保（同・第4編第2章第1節活動体制の確立）

第3款 救助・救急活動

市は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地の消防職員等を直ちに出動させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行う。この場合、高齢者、障がい者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。

第4款 医療救護活動 (同・第4編第2章第5節医療救護活動)

第5款 二次災害の防止活動

第1項 後続車両の衝突等の防止（鉄道事業者、警察）

鉄道事業者は、警察と連携し後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行うものとする。

また、鉄道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

第2項 立入禁止区域の設定等

脱線した鉄道車両が、高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合、その他被害が拡大するおそれがある場合等においては、市は警察と連携し迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

第6款 関係者等への的確な情報伝達活動

第1項 被災者及びその家族への対応

1 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

2 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、市は、相互の連携のもとに被災者及びその家族に対する対応を行う。

第2項 報道機関への広報

1 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておくものとする。

2 記者発表の方法

記者発表は、広報内容の伝達経路の幅轍、情報内容の食い違い等を来さないためにあらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共に共同で行うよう努めるものとする。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表するものとする。

3 情報提供の一元的実施

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打ち合わせに基づいて一元的に実施するよう努める。

第4節 道路災害応急対策計画

第1款 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

第1項 災害情報の収集・連絡

1 無線（陸上移動局）等の現地への緊急配備

無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

2 NTT公衆回線の緊急増設

設置箇所、設置数を明示してNTT公衆回線等の緊急増設をNTTに要請する。

3 最新の情報通信機器等の積極的な活用

大規模な事故災害等の発生の情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策車等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講じる。また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

4 災害情報収集用ヘリコプターの利用

ヘリコプターテレビジョンシステムにより、事故災害等状況の把握を行う。また、必要に応じて国土交通省等の他機関に航空機、ヘリコプターの派遣を要請する。

第2款 活動体制の確立

市は、市の区域に大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、市災害対策本部を設置し、活動体制を確立するとともに、他市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

なお、災害対策本部の編成組織及び業務は、第4編災害応急対策編 第1章（第2章）第1節第1款第1項によるものとする。

また、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施する。

第3款 交通誘導及び緊急交通路の確保

第1項 一般住民等への情報提供

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、道路情報提供システムを操作し、一般住民等への情報提供を行う。また、迂回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への速達性の確保に努める。

第2項 迂回路の確保

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図る等円滑な道路交通の確保に努める。

第3項 救出作業の前提となる障害物の除去作業

警察、消防、自衛隊等が被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を、業者等に指示して行わせるとともに、必要に応じコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

第4項 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去

道路管理者は、業者等に指示して救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

第5項 危険物の流出に対する応急対策

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行う。

第6項 二次災害の防止

道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山（がけ）崩れ等による二次災害の防止のため監視員を置く等の措置を確実に行う。

第4款 救助・救急及び消火活動

（同・第4編第2章第4節救助・救急及び消火活動）

第5款 医療救護活動

（同・第4編第2章第5節医療救護活動）

第6款 道路施設の応急復旧

（同・第4編第2章第6節緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動）

第7款 関係者等への的確な情報伝達活動

第1項 被災者及びその家族への対応

1 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

道路管理者は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

2 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を努める。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもつて適切な措置と対応に努める。

3 被災者及びその家族への情報の提供

道路管理者は、被災者及びその家族に対し、事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者統括者が行うことを原則とする。

なお、統括者の説明は、広報担当者と連携をとりつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やTV画像等を利用するなど分かりやすい表現に努める。

4 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、現地対策調整本部は、相互の連携のもとに、被災者及びその家族に対する対応を行う。

第2項 報道機関への広報

1 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておくものとする。

2 記者発表の方法

記者発表は、広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の食い違い等を来さないためにあらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共にで行うよう努めるものとする。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表する。

3 情報提供の一元的実施

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打ち合わせに基づいて一元的に実施するよう努める。

第8款 高速自動車道災害対策計画

第1項 救急救助体制

西日本高速道路株式会社及び関係機関は、協力して適切かつ効率的な人命救護を行うため、救急救助体制を整備充実するものとする。

第2項 救急医療体制

災害による負傷者が発生した場合、救急隊は救急医療機関と連絡を取り搬送するものとする。

なお、救急医療体制については、第4編第2章第5節医療救護活動による。

第5節 危険物等災害応急対策計画

第1款 発災直後の災害情報の収集・連絡

危険物等災害情報の収集・連絡に当たっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

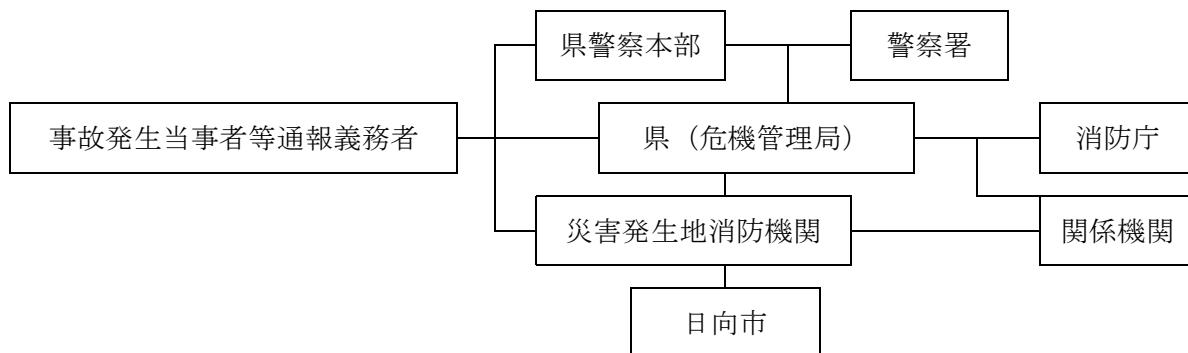
第1項 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

- 1 危険物等施設管理者は、自己の管理する施設での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報するものとする。
- 2 市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概拠的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡するものとする。ただし、消防機関へ通報が殺到している場合は、直接消防庁へ報告するものとする。
報告に当たっては、「事故等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話・FAX等によつて行うものとする。
- 3 県は、市から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概拠的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告する。
県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。
- 4 県は、県警ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。
- 5 県及び市は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

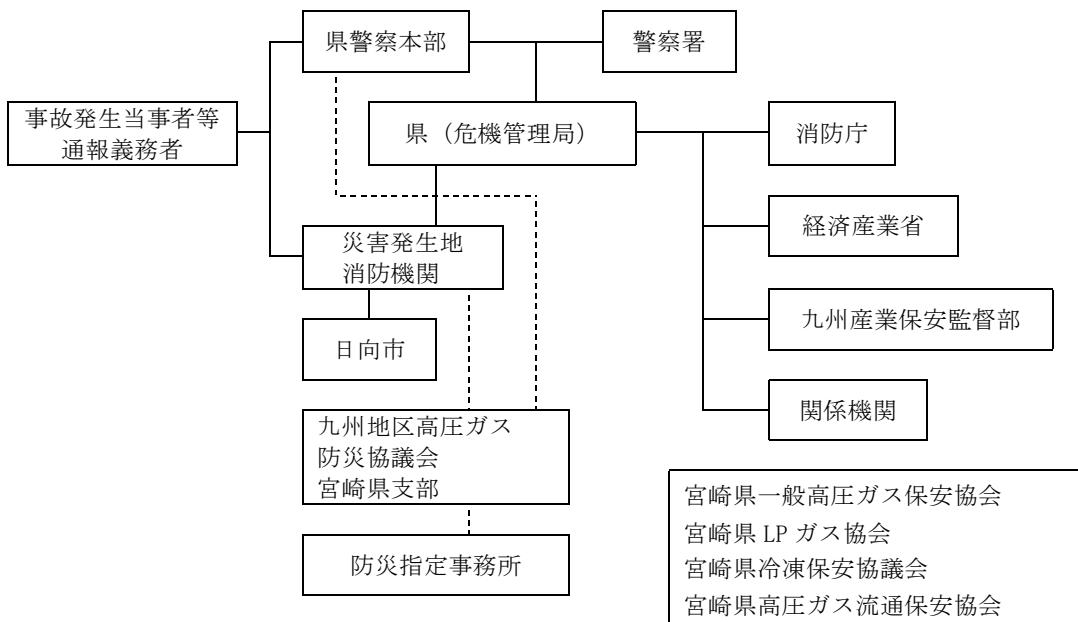
第2項 通報連絡系統

危険物等災害発生時の通報連絡系統は、次のとおりとする。

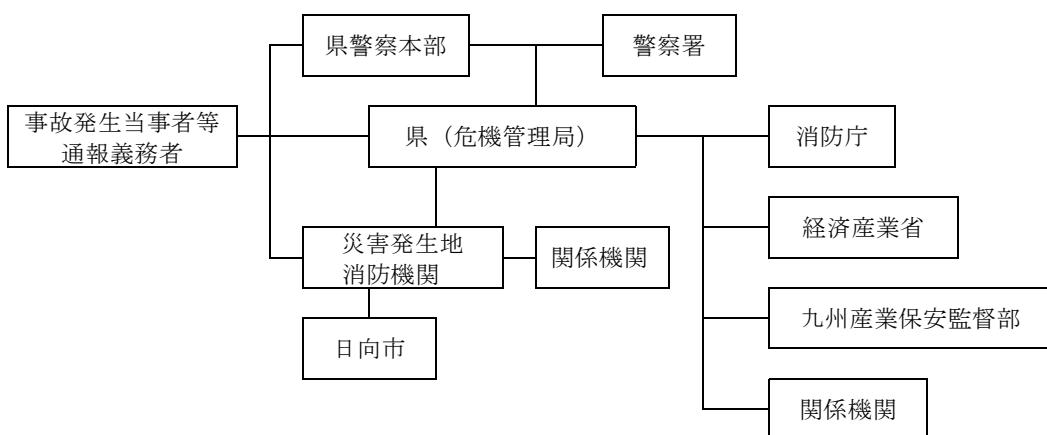
- 1 危険物施設



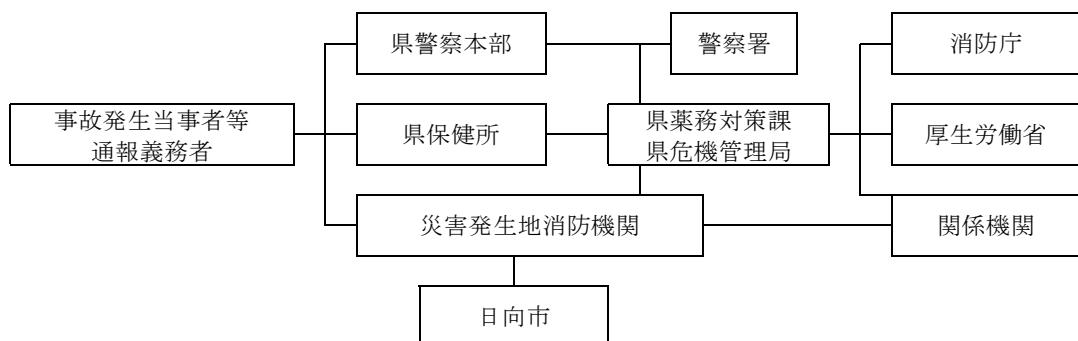
2 高圧ガス施設



3 火薬類施設



4 毒劇物施設



第3項 即報基準

危険物に係る事故のうち、事故等即報を報告すべき基準は、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なものとする。

- (1) 危険物施設の事故
- (2) 無許可施設の事故
- (3) 危険物運搬中の事故

(例示)

- ・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者を生じたもの
- ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
- ・周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの
- ・大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故
- ・海上への危険物流出事故
- ・その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認めらるもの

第2款 活動体制の確立

市は、市の区域に危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市災害対策本部等を設置し、活動体制を確立するとともに、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

1 情報連絡本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、防災推進課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、情報連絡体制を確立するとともに災害対策準備体制をとる。

- ①危険物等災害が発生し、拡大するおそれのあるとき。
- ②その他、危険物等災害に関して、本部長が必要と認めたとき。

(2) 本部員

第4編第1章（第2章）第1節第1款第2項に規定する情報連絡本部の本部員のほか、本部長が必要と認める課長とする。

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ①危険物等災害の拡大により、人命に危害が生じるおそれが生じたとき。
- ②その他、危険物等災害に関して、本部長が必要と認めたとき

(2) 本部員

第4編第1章（第2章）第1節第1款第2項に規定する災害警戒本部の本部員のほか、本部長が必要と認める部課長とする。

(3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は主として次の業務を行う。

- ①災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達に関するこ
- ②県、市町村等防災関係機関及び関係団体との連絡調整に関するこ
- ③立入禁止区域の設定及び警戒に関するこ

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

- ①危険物等災害の拡大により、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき
- ②その他、危険物等災害に関して、市長が必要と認めたとき

(2) 本部組織及び業務

災害対策本部の編成組織及び業務は、第4編災害応急対策編 第1章（第2章）第1節 第1款第1項によるものとする。

第3款 関係機関への応援要請

（同・第4編第2章第1節活動体制の確立）

第4款 災害の拡大防止活動

第1項 立入禁止区域の設定

市は、警察及び消防機関と協力して、危険物等が漏えい、流出又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努めるものとする。

第5款 救助・救急及び消火活動

第4編第2章第4節救助・救急及び消火活動によるほか、以下による。

第1項 消火活動

消防機関による消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、化学消防車等を活用するほか、職員の安全確保に努める。

第2項 救助・救急活動

警察及び消防機関は、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努める。

第6款 医療救護活動

（同・第4編第2章第5節医療救護活動）

第7款 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

（同・第4編第2章第6節緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動）

第8款 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

第9款 避難収容活動

避難収容活動については、第4編第2章第3節避難収容活動によるほか、以下のとおりとする。

危険物等災害時における住民等の避難誘導は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等によりその難易度に差があるが、下記のとおりとする。

第1項 避難誘導

避難誘導に当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕を持って避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手順で行う。

防災無線又は有線放送	事故発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。
広報車、パトカーや携帯拡声器	広報車やパトカー、携帯拡声器等を使用し、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。
航空機	延焼・拡散地帯が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

第10款 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

第6節 大規模火災災害応急対策計画

第1款 活動体制の確立

市の区域内に大規模な火災が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市災害対策本部等を設置し、活動体制を確立するとともに、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

1 情報連絡本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、防災推進課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、情報連絡体制を確立するとともに災害対策準備体制をとる。

- ①火災が発生し、延焼拡大により、人的・物的被害が拡大するおそれがあるとき
- ②その他、大規模な火事に関して、本部長が必要と認めたとき

(2) 本部員

第4編第1章（第2章）第1節第1款第2項に規定する情報連絡本部の本部員及び消防本部警防課長のほか、本部長が必要と認める課長とする。

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ①延焼拡大により、宮崎県消防相互応援協定等による広域的応援が必要となったとき
- ②延焼拡大により、多数の市民を避難させる必要が生じたとき
- ③その他、大規模な火事に関して、本部長が必要と認めたとき

(2) 本部員

第4編第1章（第2章）第1節第1款第2項に規定する災害警戒本部の本部員のほか、本部長が必要と認める部課長とする。

(3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は主として次の業務を行う。

- ①災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達に関するここと
- ②県、市町村等防災関係機関及び関係団体との連絡調整に関するここと
- ③広域応援団体等の受け入れに関するここと
- ④避難所開設、避難誘導など避難に関する業務に関するここと

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

- ①大規模な火事が発生し、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき
- ②緊急消防援助隊等の要請が必要となったとき
- ③その他、大規模な火事に関して知事が必要と認めたとき

(2) 本部組織及び業務

災害対策本部の編成組織及び業務は、第4編災害応急対策編 第1章（第2章）第1節第1款第1項によるものとする。

第2款 災害情報の収集・連絡

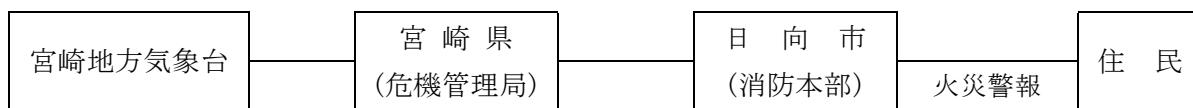
第1項 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、市は宮崎地方気象台や県と協力して、迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

種類	発表基準
火災気象通報	<p>消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき（具体的には下記の条件）に、その状況を直ちに知事に通報するものとする。知事は、この通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報する。</p> <p>＜宮崎地方気象台の基準＞</p> <p>乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一であり、通報基準に該当または該当するおそれがある場合に火災気象通報として通報する。なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は、該当火災気象通報としては通報しない。</p>
火災警報	消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(1) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(2) 火災警報の周知方法

- ① 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- ② 警報信号の使用（消防法施行規則別表第1の3）
- ③ 主要地域における吹流しの掲揚
- ④ 防災行政無線による放送
- ⑤ その他広報車による巡回宣伝

その他必要な事項は、市地域防災計画の定めるところによる。

2 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市は、住民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

市長（市の規則により委任を受けた消防長）は、防災行政無線、広報車等を用いて住民に対しての火の元の確認等を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

第2項 災害情報の収集・連絡

1 大規模な火事発生直後の被害情報等の収集

- (1) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概拡的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。
- (2) 市は県と連携し、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

- (3) 市は、消防庁等への報告に当たっては、「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、FAX等によって行うものとする。

2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は、次のとおりとする。

火災等即報

一般基準	火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。 ① 死者3人以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの		
個別基準	建物火災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火物で「適マーク」対象物の部分からの出火を含む） ④ 建物焼損延べ面積3,000m ² 以上と推定される火災 ⑤ 損害額1億円以上と推定される火災	
	林野火災	① 焼損面積10ha以上と推定されるもの ② 空中消火を要請したもの ③ 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの	
	交通機関の火災	船舶、航空機、列車、自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの（例示） ・大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災 ・トンネル内車両火災 ・列車火災で乗客等が避難したもの	
	その他	以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの（例示） ・消火活動を著しき妨げる毒性のガスの放出を伴う火災	

第3款 関係機関への応援要請 (同・第4編第2章第1節活動体制の確立)

第4款 救助・救急及び消火活動

第1項 救助・救急活動（同・第4編第2章第4節救助・救急及び消火活動）

第2項 消火活動

消防機関による消火活動については、第4編第2章第4節救助・救急及び消火活動によるほか、以下のとおりとする。

1 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

避難地及び避難路確保優先の原則	火災が延焼拡大している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先する活動を行う。
重要地域優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

市街地火災消火活動優先の原則	大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。 特に、危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
火災現場活動の原則	<p>① 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 特に、救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</p> <p>② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。</p> <p>③ 火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、大火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。</p>

2 異常時の消防活動

平均風速が10mを超える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることを考慮し、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方には事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努める。

また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機せしめるものとする。同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動体制の強化を図る。

第5款 医療救護活動 (同・第4編第2章第5節医療救護活動)

第6款 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (同・第4編第2章第6節緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動)

第7款 避難収容活動

避難収容活動については、第4編第2章第3節避難収容活動によるほか、以下のとおりとする。

大規模火災時における住民等の避難誘導は、出火点の位置、延焼状況、地形、気象等によりその難易度に差があるが、下記のとおりとする。

避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるようを行う。

なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕を持って避難するよう指示する。

防災無線又は有線放送	火災発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。
広報車、パトカーや携帯拡声器	広報車やパトカー、携帯拡声器等を使用し、延焼のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。
航空機	延焼地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

第8款 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等への的確な情報伝達活動は、第4編第2章第12節被災者等の状況把握とボランティア活動の支援によるほか、次によるものとする。

被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

第7節 林野火災応急対策計画

第1款 活動体制の確立

1 迅速な連絡と出動体制

市は、林野火災の通報を受けたら、直ちに関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整える。林野火災は「人海戦術」と言われるよう人に員の確保が第一であり、初動態勢が消火活動の成否を左右する。

2 現地指揮本部の設置

消火活動に当たっては、市は現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防護に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

3 情報連絡本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、防災推進課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、情報連絡体制を確立するとともに災害対策準備体制をとる。

- ①林野火災が発生し、空中消火が必要と予想される場合
- ②その他、本部長が必要と認めたとき

(2) 本部員

第4編第1章（第2章）第1節第1款第2項に規定する情報連絡本部の本部員、林業水産課長及び消防本部警防課長のほか、本部長が必要と認める課長とする。

4 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ①林野火災が発生し、人命に損害が及ぶおそれが生じたとき
- ②応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請が行われたとき
- ③広域航空消防応援を要請又はそれに代わる自衛隊に対する災害派遣要請が行われたとき
- ④その他林野火災に関して、本部長が必要と認めたとき

(2) 本部員

第4編第1章（第2章）第1節第1款第2項に規定する災害警戒本部の本部員のほか、本部長が必要と認める部課長とする。

(3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は主として次の業務を行う。

- ①災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達に関すること
- ②県、市町村等防災関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- ③広域応援団体等の受け入れ及び活動支援に関すること
- ④避難所開設、避難誘導など避難に関する業務に関すること
- ⑤警戒区域の設定及び警戒に関すること

5 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

- ①林野火災が発生し、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき

②その他、林野火災に関して市長が必要と認めたとき

(2) 本部組織及び業務

災害対策本部の編成組織及び業務は、第4編災害応急対策編 第1章（第2章）第1節第1款第1項によるものとする。

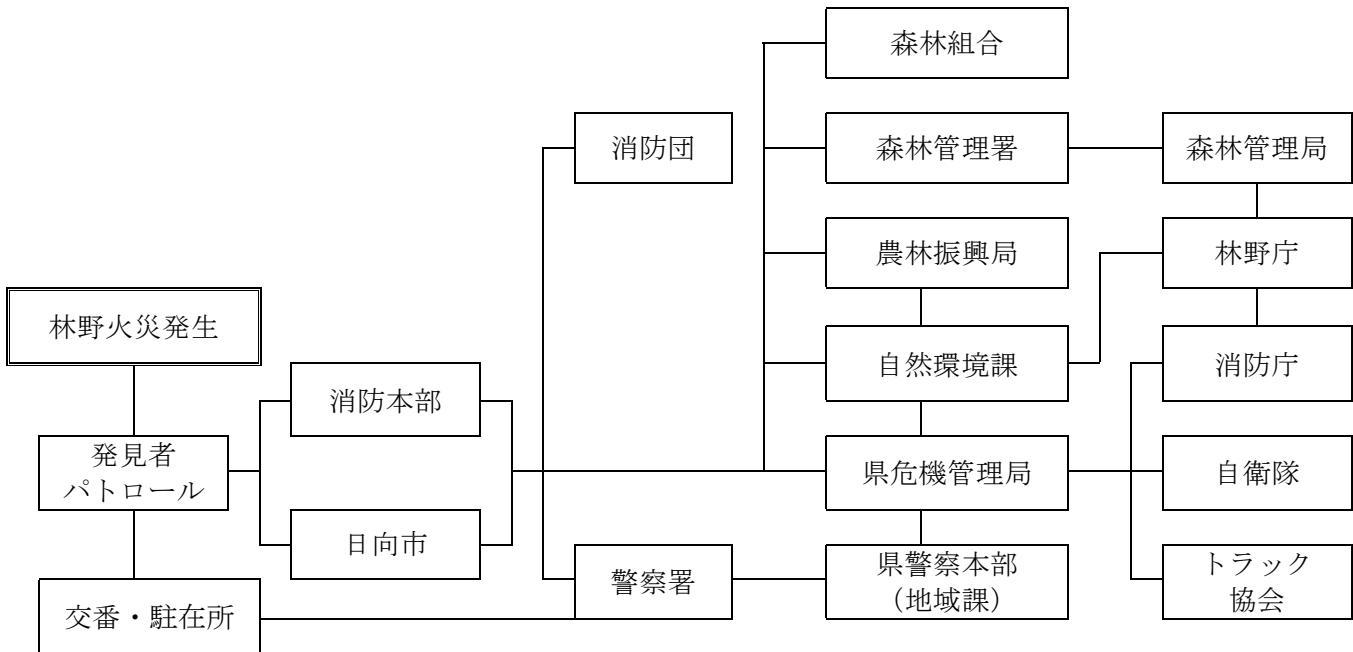
第2款 災害情報の収集・連絡

第1項 火災通報

- 1 市（消防機関を含む）は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに、関係機関（警察、隣接市町村等）に通報を行う。
- 2 市は、地区住民、入山者等に対して周知する。
- 3 市は、火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは、県（危機管理局）に即報を行う。
 - (1) 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合
 - (2) 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合
 - (3) 林野火災によって、人的被害が発生するか、又はその危険が予想されるとき
 - (4) 近くに火薬工場や火薬の保管庫あるいは危険物施設等が存在し、二次災害の危険性が予想されるとき
 - (5) 以下の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合

- ・焼損面積が10ha以上と推定されるもの
- ・空中消火を要請又は実施したもの
- ・住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- ・重要な森林（保安林、自然公園等）

第2項 林野火災通報等連絡系統



第3項 林野火災マップによる情報の連絡

関係機関は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップを利用する。

このマップは、国土地理院発行の地図にUTMグリッド（1kmメッシュ）を組み込んだものである。

第3款 関係機関への応援要請 (同・第4編第2章第1節活動体制の確立)

第4款 消火活動及び救急・救助活動

第1項 地上防御

1 消火体制の確立

市は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模等を把握し、迅速に消火体制を整え出動する。林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。従って、延焼速度は速く、第二次火点をつくり次々と延焼する。このような情勢では、市は自らの人員を増強するほか、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請する等、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立しなければならない。

2 防御作戦

市は、現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。

林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると、地形と風速によってU字あるいは横U字に延焼していることが分かる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開方法は、下記のとおりであるが、風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

- (1) 延焼方向の側面から進入する方法
- (2) 焼け跡から進入する方法
- (3) 等高線から進入する方法
- (4) 谷川から進入する方法
- (5) 山の反対側から進入する方法

3 地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御の方法があるが、火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して最も効果的な方法で対処しなければならない。

4 安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。過去の事例にもみられるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。市の現場指揮者はもちろん、関係者全員が細心の注意を払い事故を未然に防止し、災害の防止に努めなければならない。

5 残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残り火を点検し処理することが困難である。特に堆積可燃物（地被物）内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

また、残火処理の段階に至ると隊員の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、市の現場指揮者は、残火処理の重要性を認識させ注意力喚起して、残火処理に万全を期すものとする。

なお、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙りが発生して風下に対して公害を発生させる。雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になりやすいので、草木が繁茂するまでは、市は巡視を行い、異常を発見したならば直ちに対策を立てる。

第2項 空中消火

1 空中消火等の概要

ここでの空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に消火薬剤を散布し消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

(1) 現地指揮本部

市が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。

空中消火を効果的に実施するため、消火計画を立て各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

現地指揮本部には、臨時の仮設電話等を設置し、連絡体制に万全を期す。

(2) 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離着陸場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で市は、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決めるものとする。

(3) 空中消火用資機材等

水のう	布製の散布装置で、ヘリコプターの機体の下部につるし、上空において機内での通電操作により、消火薬剤を散布する。なお、県内では、宮崎森林管理署倉庫に、2,000Lの水のう5基が保管されている。
水槽	ナイロン製布地で消火薬剤の混合、貯水槽として使用。2,500L。

(4) 空中消火方法

直接消火法	火線に沿って飛行し、火点に直接消火薬剤を散布して消火する方法。主に火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。
間接消火法	火線の前方に消火薬剤を散布し、防火線をつくり延焼防止を図る方法で、空中消火法の主体をなすものである。

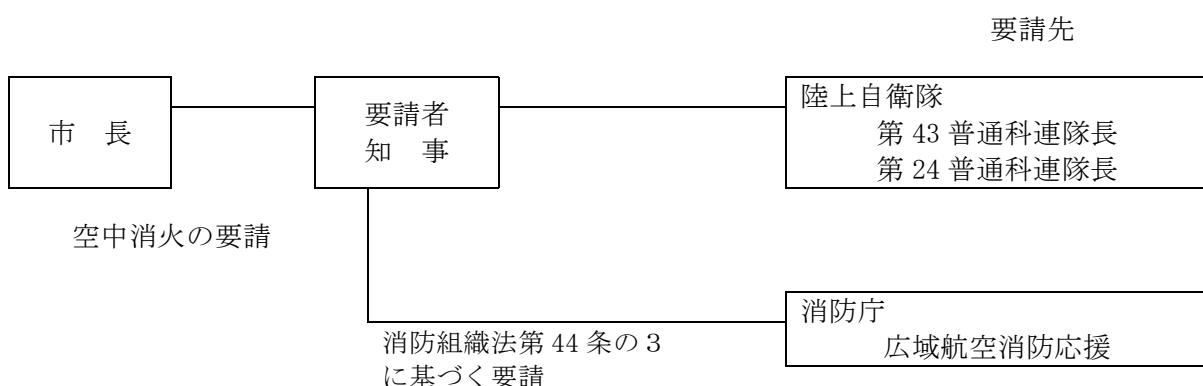
2 空中消火の要請基準

市が空中消火を要請する基準は、以下のとおりとする。

- (1) 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合
- (2) 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合
- (3) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
- (4) 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

3 空中消火の要請手続き

空中消火の要請は、以下の系統図により行う。



市長から県（危機管理局）に対する電話等による依頼は、市長自身か、市長の意思を直接伝達する立場の者（副市長又は消防長）とする。

空中消火の要請に当たって明確にすべき事項は、次のとおり。

- (1) 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- (2) 空中消火要請市の連絡場所及び連絡者
- (3) 資機材等の空輸の必要の有無
- (4) 空中消火用資機材等の整備状況
- (5) その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

4 空中消火の準備

現場の状況等の報告	市長は、市地域防災計画の定めにより、災害情報を県に報告する。
空中消火基地の選定	空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。 なお、ヘリコプター離着陸場の設置については、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとる。
火災現場付近の状況把握	空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況（天候、風向、風速）を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。
資機材の確保	現有の資機材の状況を把握し、不足、故障に備え、県（危機管理局）は、他県への応援要請も考慮し、他県の資機材保有状況も把握しておく。
輸送手段等の確保	資機材等を空中消火基地に運ぶため、県（危機管理局）及び市は、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。また、必要に応じて県警は、輸送車の先導、あるいは交通規制等の措置をとる。
地上活動要員の確保	空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するので、市は地上防御活動要員とは別に、空中消火支援のための要員（消防団員等）を確保する。 なお、薬剤の混合に当たっては、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち会わせるものとする。

5 空中消火活動

現地指揮本部の役割	空中からの偵察結果、現場の消防機関等からの情報の収集とそれを踏まえた対策を立てる。検討された結果は、市及び県へ報告する。
空中消火作業	地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水のうを引き上げる方法で消火活動を行う。地上部隊と空中消火部隊との連携をとるため、事前に打ち合わせを行う。
報告	市は、空中消火を実施する（実施した）場合、速やかに県（危機管理局）に報告する。県は、その報告を受け、消防庁防災課に報告する。 (1) 発生場所 (2) 発生時間及び覚知時間 (3) 空中消火を要請した時刻 (4) 現場の状況 (5) 消防吏員及び消防団員の出場状況 (6) その他必要な事項

6 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は、市の負担とする。

県の保有する資機材の使用に係る次の経費	(1) 資機材の引渡し及び返納に要する経費 (2) 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用 (3) き損又は消費した資機材の購入補てんに要する費用 (4) 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用
自衛隊の派遣部隊等に係る次の費用	(1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金 (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料 (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用 (4) その他必要な経費については、事前に協議しておく。

第3項 救助・救急活動（同・第4編第2章第4節救助・救急及び消火活動）

第5款 医療救護活動 (同・第4編第2章第5節医療救護活動)

第6款 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (同・第4編第2章第6節緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動)

第7款 住民等の避難及び補助対策

林野火災時における入山中のハイカー、林業従事者、住民等の避難誘導並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

第1項 入山者等の実態の把握

- 1 市は、林業作業期（夏：下草刈り、秋～冬：枝落とし、春：植栽）においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者又は家族等から入山の状況、所在等について確認する。
- 2 ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広くその実態を把握することは困難であるが、市は、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。
- 3 市は、設置している防災無線、有線放送等を活用して、入山関係者及び各家庭に呼びかけ、入山者の有無を確認する。

第2項 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるようを行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕を持って避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

防災無線又は有線放送	山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、住民及び入山者を安全地帯に誘導する。
広報車、パトカーや携帯拡声器	広報車やパトカー、携帯拡声器等を使用し、延焼のおそれのある地域の住民及び入山者を安全地帯に誘導する。
航空機	入山者が山深くに入っている場合、又はハイキング等で多数の入山者が広範囲に散在するような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

第8款 被災者等への的確な情報伝達活動

林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制、ライフラインや交通施設の被害及び復旧状況等の情報を正確かつきめ細やかに伝達するものとする。

なお、伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

第9款 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて、十分留意して二次災害の防止に努める。

危険箇所の点検等を行うとともに、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行うものとする。

第8節 原子力災害応急対策計画

第1款 基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2款 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、県と九州電力株式会社が締結している「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書（以下「覚書」という。）」に定められた「非常時」又は「異常時」の事象が発生した場合、県からの連絡を受けるための体制を確保する。

また、市は、国による緊急時モニタリングが開始された場合は、県を通じてその情報収集に努める。

第1項 情報の収集

市は、国及び県に対して情報の提供を求め、又は自らの情報収集活動により、災害の状況、本市への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報の収集を行う。

第2項 一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第3項 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、国及び県が実施する緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）が開始された場合は、その情報収集に努める。

第3款 活動体制の確立

市は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した際は、その状況に応じて次の体制をとる。

第1項 市の活動体制

情報連絡本部体制	<ul style="list-style-type: none">・川内原子力発電所において、警戒事態又はこれに準じる事象が発生した場合・その他防災推進課長が必要と認めたとき。
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none">・川内原子力発電所において、施設敷地緊急事態が発生した場合・その他総務部長が必要と認めたとき。
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none">・川内原子力発電所において、全面緊急事態が発生した場合・その他市長が必要と認めたとき。

第2項 職員の動員配備体制

職員の動員配備体制については、第4編第1章第1節応急活動体制の確立によるほか、次のとおりとする。

〈原子力災害時の職員の動員配備体制〉

本部設置基準		登庁基準		
区分	災害状況	関係課	総務班	情報班
災害対策本部	全面緊急事態が発生した場合	原子力災害対策関係課の職員（※1）	全職員	全職員
災害警戒本部	施設敷地緊急事態が発生した場合	市民環境部長・原子力災害対策関係課の課長（※1）	総務部長、消防長、防災推進課長、福祉課長	秘書広報課長 秘書広報課員
情報連絡本部	警戒事態又はこれに準じる事象が発生した場合	環境政策課長 環境政策課員	防災推進課長、消防本部警防課長、防災推進課員	秘書広報課長 秘書広報課員

○原子力災害対策関係課及び総務班・情報班は、県の原子力災害時の職員参集・配備計画に準じ、市災害対策本部の関係課を指定
 (※1) 原子力災害対策関係課
 総合政策課、秘書広報課、福祉課、環境政策課、健康増進課、農業畜産課、林業水産課、商工港湾課、観光交流課、教育総務課、消防本部警防課、防災推進課、その他防災推進課長が必要と認める課

第3項 災害警戒本部及び災害対策本部の廃止時期

災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部が設置されたとき。 ・原子力災害の影響が本市の地域に及ぶおそれがないと、本部長が認めたとき。
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急事態解除宣言（原災法第15条第4項で規定するものをいう。以下同じ。）が行われた場合等、原子力災害の影響が本市の地域に及ぶおそれがないと、本部長が認めたとき。 ・本部長が、おおむね緊急事態応急対策（原災法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。）を終了したと認めるとき。

第4款 住民等への的確な情報伝達活動

第1項 住民等への情報伝達活動

市は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合、必要に応じて同報系防災行政無線等により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行う。

第2項 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、住民等の安心に資するため、県と連携し、必要に応じて問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行う。

第5款 屋内退避、一時移転等の防護活動

市及び県は、原災法による国の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

第1項 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、市及び県は、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

市は、県から原災法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長である内閣総理大臣からの屋内退避又は一時移転等の指示の伝達を受けて、市域内の住民に対して屋内退避又は一時移転等の指示を行うものとする。

第2項 屋内退避の実施

屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。市は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示するものとする。

なお、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

第3項 避難所の開設及び運営

市は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図る。

第4項 要配慮者等への配慮

市及び県は、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮する。

第6款 医療及び健康相談の実施

市は、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第7款 広域一時滞在の受け入れ

市は、川内原子力発電所での原子力災害に伴い、国、県から広域一時滞在のための協力要請がなされた場合には、受け入れ可能な施設の調査や、受け入れに係る調整等を関係機関と連携して行うものとする。